

平成29年第1回定例会

嬭恋村議議会議録

平成29年3月6日 開会

平成29年3月16日 閉会

嬭恋村議議会

平成29年第1回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	10
○議案調査について	12
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第17号の上程、説明	13
○議案第18号の上程、説明	13
○議案第19号の上程、説明	14
○議案第20号の上程、説明	14
○議案第21号の上程、説明	14
○議案第22号の上程、説明	15
○議案第23号の上程、説明	15
○議案第24号の上程、説明	16
○議案第25号の上程、説明	16
○議案第26号の上程、説明	17
○議案第27号の上程、説明	17
○議案第28号の上程、説明	18

○日程の変更について……………	1 8
○議案第 2 号～議案第 8 号の一括上程、説明……………	1 8
○日程の変更について……………	3 0
○議案第 9 号～議案第 1 6 号の一括上程、説明、質疑……………	3 0
○予算審査特別委員会の設置、付託について……………	5 9
○請願書・陳情書の委員会付託について……………	5 9
○議員派遣の件について……………	5 9
○休会について……………	6 0
○散会の宣告……………	6 0

第 2 号 (3月13日)

○議事日程……………	6 1
○本日の会議に付した事件……………	6 1
○出席議員……………	6 1
○欠席議員……………	6 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	6 2
○事務局職員出席者……………	6 2
○開議の宣告……………	6 3
○議事日程の報告……………	6 3
○議案第 1 号の質疑、討論、採決……………	6 3
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決……………	6 4
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決……………	6 4
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決……………	6 5
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決……………	6 6
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決……………	6 6
○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決……………	6 7
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決……………	6 8
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決……………	6 8
○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決……………	6 9
○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決……………	7 0

○議案第 27 号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第 28 号の質疑、討論、採決	7 1
○平成 28 年度孺恋村各会計補正予算の質疑、討論、採決	7 2
○予算審査特別委員会報告	7 8
○休会について	8 1
○散会の宣告	8 2

第 3 号 (3月16日)

○議事日程	8 3
○本日の会議に付した事件	8 3
○出席議員	8 3
○欠席議員	8 3
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
○事務局職員出席者	8 4
○開議の宣告	8 5
○議事日程の報告	8 5
○請願書・陳情書等の審査報告について	8 5
○一般質問	8 9
佐藤 鈴江 君	8 9
土屋 幸雄 君	9 8
伊藤 洋子 君	1 1 3
大久保 守 君	1 2 6
滝沢 叔明 君	1 3 7
○閉会中の継続審査申出について	1 5 0
○閉議及び閉会の宣告	1 5 0
○署名議員	1 5 1

平成29年第1回定例村議会

(第1号)

平成29年第1回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年3月6日(月)午前10時05分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(自動車事故による和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第 6 議案第 1号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第17号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第18号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第19号 嬭恋村税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 嬭恋村福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 嬭恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第22号 嬭恋村奨学準備資金基金条例の制定について
- 日程第13 議案第23号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第14 議案第24号 嬭恋村スキー場事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例の廃止について
- 日程第15 議案第25号 村営嬭恋スキー場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第26号 嬭恋村スキー場事業の設置等に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第27号 嬭恋村スキー場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第28号 村道路線認定について
- 日程第19 議案第 2号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第 3号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第 4号 平成28年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第 5号 平成28年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第 6号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第 7号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第 8号 平成28年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第 9号 平成29年度孺恋村一般会計予算
- 日程第27 議案第10号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第12号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第13号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第14号 平成29年度孺恋村上水道事業会計予算
- 日程第32 議案第15号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第16号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 請願書・陳情書等の委員会付託について
- 日程第35 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤 鈴江 君 | 2番 | 土屋 幸雄 君 |
| 3番 | 唐澤 弘 君 | 4番 | 松本 幸 君 |
| 5番 | 滝沢 俣明 君 | 6番 | 黒岩 忠雄 君 |
| 7番 | 熊川 一 君 | 8番 | 伊藤 洋子 君 |
| 9番 | 大久保 守 君 | 10番 | 羽生田 宗俊 君 |
| 11番 | 黒岩 鹿二郎 君 | | |

欠席議員（1名）

- 12番 大野 克美 君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	滝 沢 英 幸 君
教 育 長	黒 岩 優 行 君	総 務 課 長	松 本 源 君
総合政策課長	下 谷 彰 一 君	税 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
住民福祉課長	松 本 芳 男 君	建 設 課 長	宮 崎 芳 弥 君
農林振興課長	小 嶋 正 君	観 光 商 工 課 長	加 藤 康 治 君
上下水道課長	熊 川 武 彦 君	教 育 委 員 会 長	宮 崎 孝 君
会 計 管 理 者	山 崎 優 子 君	教 務 局 長	

事務局職員出席者

議会事務局長	黒 岩 富 二	書 記	宮 崎 清
--------	---------	-----	-------

開会 午前10時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（熊川 一君） ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、平成29年第1回婦恋村議会定例会は成立をいたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊川 一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、唐澤弘君、松本幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（熊川 一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの11日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（熊川 一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分を受理いたしましたので、配付のとおり報告をします。

議員派遣の結果並びに12月定例会以後、主な諸行事はお手元に配付したとおりであります。

次に、平成29年3月2日、孺恋村教育長から平成28年度教育委員会点検評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

次に、2月20日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

副委員長。

〔議会運営副委員長 伊藤洋子君登壇〕

○議会運営副委員長（伊藤洋子君） 議会運営委員会当日、松本委員長不在のため、委員長代理を務めましたので、議会運営委員会の会議結果を報告させていただきます。

当委員会は、2月20日に委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、平成29年第1回議会定例会の運営について協議しました。

第1回議会定例会の運営については、会期は3月6日から16日までの11日間とし、一般質問の通告期限は13日午後1時までと決定しました。

また、提出予定案件は報告1件、議案28件、主な内容としましては、28年度3月補正予算並びに29年度各会計予算、村条例の制定、一部改正、廃止等であります。

29年度予算の審議については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月6日の全員協議会終了後から3月7日、8日に行うことと決定しました。

請願・陳情については、要望書1件が継続審査となっておりますが、請願書1件の提出がありました。協議の結果、配付の請願・陳情文書表のとおり付託させていただきました。

また、当局から提出議案の説明を行いたいとの要望があり、6日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

次に、各常任委員会及び村創生特別委員会は、3月10日に開催することと決しました。

なお、6月定例議会につきましては、6月6日から16日までの11日間で予定することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（熊川 一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うための発言を求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 昨年の12月議会から本日までの間の行政状況につきましてご報告をさせていただきますと思います。

基幹産業でありますキャベツの苗の植えつけも始まってきつつございます。多くの生産者の皆様方が苗の植えつけ作業で低い低地のほうに今移動して、しっかり植えつけをさせていただいておるところでございます。

第2次産業の関係でございますけれども、入札関係でございますが、平成28年度、合計10回で85件、合計金額が7億500万円強ということでした。これは消費税別の金額でございますけれども、対前年で若干伸びておりますので、関係する業界の皆様方のご理解とご協力をいただくとともに、地域の産業が発展することを希望します。

第3次産業でございますが、スキー場の主に関係でございますけれども、対前年でおおむね102%ぐらいという状況でございます。マイナスにならないようみんなで協力してスキー場も取り組んでいこうということで、各スキー場とも連携を図りながら、しっかりと対前年少し伸びたという状況が続いておるところでございます。

国内政治の状況でございますが、国の予算のほうにつきましては、昨年暮れに政府原案が決定し、過日2月27日、衆議院議員を通過いたしました。予算は衆議院議員が優越でございますので、年度内の成立は確定したわけでございますが、現在参議院議員において、予算委員会等で審議をされておるところでございます。

県のほうにつきましては、2月20日より、総額7,246億円という予算で現在審議をされておるところでございます。婦恋村にもかわりのある諸事業がたくさんございますので、私もしっかりと県の予算編成作業を見詰めながら、私どもでご指導いただく部分については、しっかりと確認をとってまいりたい、こう思っておるところでございます。

我が村につきましては、今回予算議会、3月議会ということでございます。活力あふれる村づくり予算と銘打って、しっかりとご審議をいただきますようご提案させていただきますので、慎重審議をご指導いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

今後の政策課題でございますけれども、まず学校再編でございます。

西部小学校の体育館、プール、これもしっかりと期日におくれないよう、また子供たちに迷惑のかからないようにしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っております。

以前から申しております、その次に大きなお金がかかる事業として防災無線がございます。電波法の改正ということでございますが、おおむね今後2年間にわたりまして6億円以上のお金がかかるということでございます。有利な起債条件も当然ございますので、国・県の有利な起債を確認しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと、思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

今後の政策課題2点目でございますが、上信自動車道でございますが、現在、利根川右岸でハッ場ダム以西から田代までの区間、概略設計が行われております。していただいております。一日も早く上信自動車道につきましては、整備区間の格上げを目指しまして、期成同盟会並びに本村における議員の皆様方のご理解もいただきながら、しっかりとお願いをしてまいりたいと思っております。

3点目でございますが、国・県の直轄関係で何点かをご報告させていただきたいと思えます。

まず、国道144号で役場前の改修でございますが、これにつきましては29年着手するという方向で進んでおるところであります。

あわせて、村道であります大前橋でございますが、国土交通大臣にじきじきにお願いをしてきた経緯もございまして、29年度から用地交渉を済ませて着手に進めてまいりたいと。国道と村道の連携事業でございますので、県ともよく協議し、また利根川水系砂防工事事務所さんの護岸工事あるいはJRさんとの踏切の工事等も重なりますので、大変手続的な作業もございますけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

それから、国道ですと鳴岩から孀恋橋の手前までの間の改良工事の調査が現在行われておるところでございます。国道については、おおむね直前の役場前とそれから次に鳴岩の孀恋橋の間の改良工事を予定していただいております。

それから、利根川砂防工事事務所さんの関係ですけれども、吾妻川、役場下を現在やって

いただいております。あわせて、西窪地区も取り組んでいただいております。それから、大笹の護岸の工事も始まってきますので、今後も引き続きしっかりとお願いしてまいりたいと思っております。

あわせて、利根川水系砂防工事で浅間山の減災・防災事業でございますが、ようやく工事用道路の位置をどうするか、どのぐらいの規模にしていくのか、今後何年間かかるのか、こういう作業に入りつつあります。しっかりと村の考え方もお伝え申し上げまして、今後大切な道路だと認識しておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

4点目で、万座のビジターセンターでございますが、環境省さんのほうが入札も終わりました、一日も早く整備をしていただくと。来年の春までには完成というお話をいただいております。一応今まで環境省さんのほうには、陳情してまいりましたが、ビジターセンターが終われば、その次、浅間山登山道に取り組んでいただけるというお話で現在進めてきております。今後も引き続き環境省さんのほうには、関係する皆様方と一緒に陳情をしてまいりたいと考えております。

5点目でございますが、ジオパーク構想でございますけれども、昨年9月に日本ジオパークを浅間山北麓で認められていただきました。今後とも関係者の皆さんと北麓については当然でございますが、環境省さんのほうで浅間南面の自治体の皆さんも一堂に会した勉強会を継続的にご指導いただいておりますので、引き続き浅間山山麓の観光推進協議会の皆様とも連携を図りながら、また自治体の関係の皆様とも連携をより一層深めてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

6点目でございますが、国民健康保険の県への統合というのは、平成30年度に行われます。特に平成29年度におきましては県並びに35市町村との相当真剣な協議といえますか、整合性のある計画をつくるべく今作業が行っておりますけれども、平成29年はその重要な1年になると思っておるところでございます。各市町村のバランス等もございますので、しっかりと私どもも一番いいスタイル、これを目指して関係する皆さんと協議をしてまいりたい、こう思っております。

7点目でございますが、嬭恋村の公共施設等の総合管理計画を現在策定中でございます。今後役場はどうあるべきなのか、嬭恋会館はどうあるべきなのか、その他公共施設全てをひくくめる形の後中長期の計画を法律に基づいて現在策定しております。もうじき完成いたしますので、議会の皆様方にもご報告を申し上げ、またご意見も賜りながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

昨年12月以降の日程的なものにつきまして、基本的にはホームページを見ていただければよろしいのですが、主な点につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

12月21日でございますが、千代田区とカーボン・オフセット協定の締結を千代田区役所のほうで締結させていただきました。現在、ちよだの森事業で千代田区の皆さんに嬭恋村内にお越しいただきまして植樹事業等を行っておるところでございます。今後は、さらに輪を広げながら、一步一步カーボン・オフセット事業を推進してまいりたい。地球の環境保全に努めてまいりたい、こう思っておるところでございます。

1月6日、賀詞交歓会ございました。また、7日につきましては、消防団の出初式等がございました。ご指導いただきましてありがとうございます。

1月16日でございますが、嬭恋村内におけます郵便局様と災害発生時における嬭恋村と嬭恋村内の郵便局との協力に関する協定調印式を行わせていただきました。郵便局さんの皆様方は、隅々まで村内をくまなく歩いておりますので、その皆様のお力をおかりしながら、相互に有意義な防災体制、災害体制を取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

1月20日、21日につきましては、神田雪だるま大会のイベントでございました。

28日でございますが、鎌原活性化協議会を鎌原の多目的センターで行わせていただきました。

2月3日、4日でございますが、インターナショナル Rally of TSUMAGOI 並びに4日につきましては浅間高原ウィンターフェスティバルということで、ウィンターフェスティバルにつきましては、観光協会全村が協力する体制で開催されたところでございます。

2月7日でございますが、上田地域定住自立圏協定変更調印式ということでございました。上田市の丸子地域自治センターで関係する市町村全部が集まりまして、今後の5年間ということで、既に5年が経過いたしましたので、新たに今後の5年間に関する調印を結ばせていただいたところでございます。この件につきましては、昨年12月議会でも報告をさせていただいたところでございます。

22日でございますが、浅間家畜育成牧場及び周辺地域活性化委員会ということで、県の長野原合同庁舎2階で開催をさせていただきました。800ヘクタールに及ぶ浅間牧場の今後のあり方ということで関係の皆様方が集まって、今後の方針を決めて進めておるところでございます。

23日でございますが、群馬・長野県境に係る道路整備の打ち合わせ会議ということで、当村の議会のほうからは議長と産建の委員長さん、副委員長さんにご参加をいただきました。今回は特に上田市と東御市の議会の関係の皆様方もご出席をいただき、上信自動車道の工事現場の進捗状況、八ッ場ダム状況、あわせて長野県上田市の道路状況等の視察もさせていただいたところでございます。今後も全力を挙げて関係する自治体の皆さんとしっかりと協議を進めて、特に長野県サイドにおきましては、また議会の皆様方のご理解もいただきつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

3月1日、孺恋高校の卒業証書授与式、3月3日でございますが、認知症徘徊高齢者等の保護対策に係る連携協定書の調印式、長野原警察署さんと草津町さんと長野原町さんと当村関係者が認知症の徘徊をする場合に保護対策に関する協定を結ばせていただきました。県下、群馬県警さんの報告によりますと、35市町村と全て結んでおるという状況だと確認しております。

以上で雑駁ではございますが、昨年12月議会以降から今日までの件につきまして、ご報告をさせていただきました。

3月議会でございます。議会としっかりと連携を図りながら、地域とも連携を図りながら、また各団体とも連携を図りながら、村民一体となって未来への構想を実現するスタートの年だと考えておるところでございます。

なお、予算につきましては、慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう心からお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（自動車事故による和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせていただきます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、2枚目の専決処分書で説明をさせていただきます。

平成28年12月14日22時25分ごろ、消防の夜警で大前地区を巡回中、直角カーブを曲がる際に曲がり切れなかったため後進したところ、建物のシャッター収納部に消防ポンプ車左側中部を接触させた。

本件事故による相手方の損害額は14万335円で、村は損害額全額を村の加入する自動車損害共済により相手方に支払うことで、平成29年2月22日に和解となりました。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） これは質疑というよりも意見なんですけれども、多分、大前も確かに狭い道があって、直角というようなところがあると思うんで、第5分団では小さいしか軽があると思うんですけれども、こういう小さいところはあれなんですか、わざわざ大きな消防車を巡回させないで、そういう小さいものを置かせるというような考えも1つあるのかなと思うんですけれども、そこら辺は役場のほうはどうでしょうか。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいま大久保議員のご質問でございますが、今後消防ポンプ車に関しては、免許の関係もございます。普通免許で今のポンプ車が運転できなくなってしまうということもございますので、分団と本部を交えて協議をしながら、またポンプ車の選考は考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

報告第1号の専決処分の報告について終わります。

◎議案調査について

○議長（熊川 一君） お諮りします。日程第6から日程第33まで本日は議案提案のみとさせていただきます。議案の審議は13日に行うことといたし、本日から12日まで議案審査にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6から日程第33までの議案は、議案提出のみとし、本日から12日までの議案調査といたします。

順次提案説明を行います。

◎議案第1号の上げ、説明

○議長（熊川 一君） 日程第6、議案第1号 婦恋村辺地総合計画の策定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第1号の辺地総合整備計画の策定についての提案理由を説明させていただきます。

議案第1号は、細原辺地にかかわる計画であります。細原辺地内の生活環境改善のため、村道の舗装、補修等を実施するため、計画を策定するものでございます。

詳細は計画書のとおりであります。事業実施に当たっては、財源として辺地対策事業債を借り入れることができ、その償還時には交付税措置されるものでございます。

慎重審議をご指導いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第7、議案第17号 婦恋村職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行いたいの
で、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第8、議案第18号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行いたいの
で、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第9、議案第19号 嬭恋村税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び消費税率10%への引き上げを2年半延期する税制改正関連法が公布されたことに伴い、嬭恋村税条例との整合性を持たせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第10、議案第20号 嬭恋村福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

村所有の建物を公の施設として、住民の福祉増進を目的に住民の利用に供するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第11、議案第21号 嬭恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

建築基準法施行令第123条第3項が改正され、特別避難階段に係る規制が合理化されたため、同趣旨の改正をしようとするものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第12、議案第22号 嬭恋村奨学準備資金基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

奨学資金貸与者に対する奨学準備資金基金の設置及び処分に関し必要な事項を定めるために制定しようとするものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第13、議案第23号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

小口資金の借りかえ制度は平成15年度から継続、最大3年間の融資期間延長可能とする特例措置は平成23年度から、中小企業の金融対策としてそれぞれ実施されてきています。昨今の諸情勢を踏まえ、平成29年度についてもそれぞれ継続実施するよう、群馬県小口資金融資促進制度要綱が一部改正され、それに伴う条例改正でございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第14、議案第24号 嬭恋村スキー場事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

嬭恋村スキー場事業は、地方公営企業法の財務規定等を適用する必要がなくなったことから廃止するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第15、議案第25号 村営嬭恋スキー場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

スキー場施設整備に係る基金を設置する必要がなくなったことから、廃止するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第16、議案第26号 婦恋村スキー場事業の設置等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

地方公営企業法の財務規定等に基づく会計から一般会計に移行することに伴い、従前の婦恋村スキー場事業の設置等に関する条例を廃止するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第17、議案第27号 婦恋村スキー場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

地方公営企業法の財務規定等に基づく会計から一般会計に移行することに伴い、新たに婦恋村スキー場の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（熊川 一君） 次に、日程第18、議案第28号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第28号の提案理由を説明させていただきます。

道路法の規定に基づき、農業体質強化基盤整備促進事業及び小規模農村整備事業において整備された農道を新規に村道認定するため、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程の変更について

○議長（熊川 一君） お諮りします。日程第19から日程第25までは、いずれも平成28年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第19から日程第25までを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第2号～議案第8号の一括上程、説明

○議長（熊川 一君） 日程第19から日程第25までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第2号 平成28年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）から議

案第8号までの各特別会計補正予算につきまして提出させていただきましたが、私のほうからは議案第2号 嬭恋村一般会計補正予算（第5号）の概要を説明させていただきました、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

今回の補正予算は、年度末における各事業の実績に伴う補正が主な内容となっております。

補助事業関係では、国または県の補助等が認められず執行できなかったものについては、歳入歳出とも減額補正とさせていただきました。

一般会計では、歳入歳出予算に1億9,839万3,000円を追加し、総額72億134万7,000円とするものでございます。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定にそれぞれ補正をさせていただきました。国・県支出金につきましては、さきに述べ上げましたとおり、事業費の確定に伴い補助金等の額が確定したことによるものでございます。寄附金につきましては、ふるさと納税制度に基づく寄附額が伸びたため、増額補正とさせていただきました。

歳出では、事業費の確定などによりそれぞれ不足額及び不用額について増減を補正させていただきました。

歳入歳出予算について調整した結果、剰余となる額につきましては、前年度繰越金の2分の1を下回らない額を翌々年度末までに積み立てなければならないとされていることから、財政調整基金へ積み立てることとさせていただきました。

続きまして、繰越明許費については、国の補正予算に伴うもののほか、年度末までに事業の完了を見込めないものにつきまして予算の特例措置として行うものでございますが、詳細につきましては第2表に示してありますとおり、8事業について予算を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上のとおりとなります。大変雑駁ではございますが、提出理由の説明とさせていただきます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 初めに、議案第2号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第2号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算

(第5号)の詳細説明をいたします。

平成28年度孺恋村一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,839万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億134万7,000円といたします。

第2条、繰越明許費については、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額の順で申し上げます。

第2款総務費、第1項総務管理費、財政管理事業510万円、第3項戸籍住民登録費、個人番号制度基盤整備事業77万3,000円、第6款農林水産業費、第1項農業費、中山間地域所得向上支援事業1億1,009万3,000円、小規模農村整備事業1,738万1,000円、農地耕作条件改善事業1億1,065万6,000円、村単土地改良事業500万円、第8款土木費、道路橋梁費、道路新設改良事業費2億1,251万8,000円、道路維持管理事業1,250万円、歳出合計4億7,402万1,000円になります。

次に、6ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で全体の概要を説明いたします。

款と補正額を申し上げます。

まず、歳入ですが、2款地方譲与税900万円、3款利子割交付金マイナス80万円、5款株式等譲渡所得割交付金100万円、6款地方消費税交付金200万円、7款ゴルフ場利用税交付金100万円、8款自動車取得税交付金600万円、9款地方特例交付金46万6,000円、10款地方交付税2億3,854万4,000円、12款分担金及び負担金574万7,000円、13款使用料及び手数料マイナス68万8,000円、14款国庫支出金マイナス5,722万2,000円、15款県支出金8,420万7,000円、17款寄附金1,300万円、18款繰入金マイナス1億543万8,000円、20款諸収入157万7,000円、歳入合計1億9,839万3,000円となります。

次に、7ページ、歳出に移ります。

第1款議会費マイナス104万6,000円、2款総務費3億2,510万2,000円、3款民生費マイナス1,198万円、4款衛生費マイナス934万9,000円、5款労働費マイナス28万円、6款農林水産業費マイナス3,183万1,000円、7款商工費マイナス405万7,000円、8款土木費マイナス2,370万9,000円、9款消防費マイナス218万8,000円、10款教育費マイナス4,226万9,000円、歳出合計1億9,839万3,000円。

補正額の財源内訳になりますが、国・県支出金が2,698万5,000円、特定その他財源として398万2,000円、一般財源が1億6,742万6,000円となります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をいたします。

8ページをお願いします。

歳入の中で、第2款地方譲与税から10ページの第10款地方交付税までにつきましては、県からの額の確定によるものになります。

12ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、児童手当の支給対象要件の実績による減額になります。

13ページに移ります。

第2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金では、各補助対象工事の国からの配当実績による減額になります。

4目教育費国庫補助金では、遠距離通学費等の満額配当による増額になります。

14ページをお願いいたします。

第14款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費補助金では、田代南地区の恒久柵関連の事業採択による増額になります。

16ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出実績に伴う減額で、7目振興開発基金借入金は、西部小関連事業実績に伴う減額になっております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

20ページをお願いします。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、上から3段目の孺恋高校活性化対策事業では、スクールバス経費について教育費との案分調整をしたことと、下宿費の補助金の実績によりまして656万9,000円の減額になります。

次に、8目の財政調整基金では、3億3,132万3,000円、歳入歳出実績調整による増額になります。

21ページの15目愛する孺恋基金費では、実績見込みによりまして1,000万円の増額になります。

25ページをお願いします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、5目障害者（児）福祉費では、障害者（児）介護給付訓練等給付費事業の対象者見込み増によりまして664万1,000円の増額になります。

26ページをお願いします。

第2項児童福祉費、2目児童措置費では、児童手当等支給事業が支給対象要件の実績によりまして1,448万5,000円の減額になります。

27ページに移ります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、4目母子保健推進費では、19節不妊治療費助成金等の実績によりまして、700万円の減額になります。

32ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、2目機械管理費、機械維持管理事業では、除雪機械購入実績によりまして4,125万6,000円の減額になります。

33ページに移ります。

第2項道路橋梁費、1目道路維持費では、除雪事業等の実績見込みによりまして1億387万6,000円の増額になります。

2目道路新設改良費では、大前橋関連事業と道路各事業の実績によりまして8,208万4,000円の減額になります。

次に、37ページをお願いします。

第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費では、小学校統合事業の実績によりまして2,090万3,000円の減額になります。

次に、40ページをお願いします。

第6項保健体育費、2目保健体育施設費、これ運動公園の排水路工事の排水経路の変更等によりまして、617万6,000円の減額になります。

以上、3月補正については、歳入歳出実績に伴う補正になっております。

以上で一般会計補正予算（第5号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第3号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第3号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,862万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,498万9,000円とし、直営診療施設勘定歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ105万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,073万9,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算の事項別明細書になりますが、全体の補正、款ごとの補正について説明させていただきます。

まず、第1款国民健康保険税49万6,000円の増でございます。第3款国庫支出金2,715万8,000円の増でございます。第4款療養給付費交付金はマイナスの759万7,000円、1つとびまして、第6款県支出金が236万2,000円の増、それから第8款共同事業交付金として4,279万6,000円の増、第10款繰入金940万6,000円の増と。諸収入含めまして合計で7,862万1,000円の増でございます。

では、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、第2款保険給付費が9,422万2,000円の増、それから第3款後期高齢者支援金等が67万1,000円の減、第6款介護納付金が560万2,000円の減、7款共同事業拠出金が884万7,000円の減、8款保健事業費が96万9,000円の減、諸支出金を含めまして7,862万1,000円の増でございます。

それでは、内容について若干説明をさせていただきます。5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、保険税の状況ですが、一般被保険者分としまして56万2,000円の増。2項の退職被保険者分として6万6,000円の減、これは実績見込みでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金ですが、第2目の療養給付費負担金が療養給付の増に伴いまして2,403万4,000円の増でございます。第3目の高額医療共同事業負担金につきましても、高額医療費の伸びに伴いまして152万円の増でございます。合計で2,587万8,000円の増でございます。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。

第4款療養給付費交付金、これにつきましては退職被保険者分の給付金となります。第1目の療養給付費の交付金として、マイナス759万7,000円、これは退職被保険者の減によるものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

下の段の第8款の共同事業交付金ですが、共同事業交付金のうちの第1目高額医療費共同

事業交付金として1,294万円の増、第2目保険財政共同安定化事業の交付金として2,985万6,000円の増、これにつきましては実績に伴うものでございます。

続きまして、次の9ページをごらんいただきたいと思います。

第10款の繰入金ですが、一般会計繰入金としまして904万6,000円の増でございます。これにつきましては、主に保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、第2款保険給付費としまして、一般被保険者療養給付費が8,223万2,000円の増でございます。これは実績見込みによるものでございます。それから第2目の退職被保険者療養給付費としましてマイナス1,079万2,000円、これにつきましても退職被保険者制度につきましては26年度末で廃止が決定されております。被保険者が減になりますので、それに伴う減額でございます。これも実績に伴うものでございます。

それでは、13ページをごらんいただきたいと思います。

介護納付金ですが、介護納付金につきましてはマイナス560万2,000円の減額でございます。これも実績に伴うものでございます。

次に、第7款の共同事業拠出金ですが、第1目の高額医療費の拠出金につきましては608万3,000円の増額でございます。これは80万円以上の高額案件の増嵩に伴うものでございます。第2項の保険財政共同安定化事業の拠出金につきましては1,493万円の減となっております。

それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。

次に、直営診療施設勘定でございますが、事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、繰入金が105万9,000円の減でございます。

次の18ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、総務費がマイナスの64万4,000円。第2款の医業費が41万4,000円、合計で105万8,000円の減でございます。

主な内容でございますが、19ページの歳入の状況でございますが、第8款繰入金としまして一般会計繰入金が132万円の減でございます。それから第8款の第2項の事業勘定の繰入金として26万1,000円の増となっております。

それでは、最後の20ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、一般管理費として64万4,000円の減でございます。これは工事費の実績による減でございます。第2款の医業費につきましては医療機械器具の購入に伴いまして、

実績による減額でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第4号 平成28年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、議案第4号 平成28年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,456万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,482万3,000円とし、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,168万9,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入歳出補正予算の事項別明細書のうちの歳入になります。

第3款の国庫支出金については719万4,000円の減、第4款支払基金交付金として2,821万3,000円の減、5款県支出金が529万7,000円の減、8款繰入金が386万5,000円の減、合計で4,456万9,000円の減でございます。

それから、4ページの歳出の状況ですが、2款の保険給付費として2,100万円の減、第4款地域支援事業費として300万円の減、第6款基金積立金が1,884万1,000円の減、合計で4,456万9,000円の減となっております。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思ひます。

第3款の国庫支出金ですが、そのうちの2段目の国庫補助金ですが、1目の財政調整基金交付金がマイナス600万6,000円、これにつきましても交付決定に伴う実績でございます。第7目の地域支援事業交付金としてマイナスの139万1,000円、これにつきましても実績に伴うものでございます。

それから、6ページをごらんいただきたいと思ひます。

支払基金交付金の状況ですが、第1目の介護給付費交付金として2,707万9,000円の減でございます。これも変更申請に伴う実績でございます。

それから、第5款の県支出金ですが、県負担金として介護給付費負担金が492万2,000円の減、これも実績見込みでございます。

それでは、次の7ページをごらんいただきたいと思います。

繰入金の状況ですが、一般会計の繰入金のうち、第1目の介護給付費の繰入金が262万6,000円、これは実績見込みによる減でございます。

それから、次のページの第2款保険給付費の状況ですが、介護サービス諸費のうち居宅介護サービス給付費がマイナスの500万円、これも実績見込みでございます。それから第3目の施設介護サービス費ですが、これについては2,700万円の減でございます。これも実績によるものでございます。

それでは、9ページをごらんいただきたいと思います。

介護予防給付費の状況でございますが、第1目の介護予防給付費が700万円の増となっております。その他含めまして870万円の増となっております。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

地域支援事業費につきましては、これにつきましては財源の補正でございますので、増減はございません。

それから、第4款の介護予防生活支援事業費につきましては、第1目の介護予防生活支援サービスとして200万円の減でございます。これも実績に伴うものでございます。

それから、次のページの第6款の基金積立金ですが、これにつきましては12月の補正予算で認めていただきました額につきまして、また財源として若干積立金を減らしたものでございます。

それでは、最後に15ページをごらんいただきたいと思います。

これはサービス勘定になりますが、サービス勘定につきましては、歳入につきましては合計で20万円の増でございます。歳出につきましても、同じく20万円の増でございます。

17ページと18ページをごらんいただきたいと思います。

主な要因ですが、歳入につきましてはケアプランの収入の増加によるもので50万円でございます。また、日常生活総合支援事業の歳入がマイナス70万円と、一般会計繰入金を合わせまして合計で20万円ということでございます。

詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第5号 平成28年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、議案第5号 平成28年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,361万6,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の全体の状況ですが、第1款後期高齢者医療保険につきましては754万4,000円の増でございます。第4款繰入金はマイナス145万円となっております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金として609万4,000円の増でございます。

主な内容でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款の後期高齢者医療保険料ですが、第1目の後期高齢者医療特別徴収分として178万7,000円、第2目の普通徴収分として575万7,000円の増、合計で754万4,000円の増となっております。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、後期高齢者医療広域連合納付金として609万4,000円の増でございます。これにつきましては支出等の実績に伴います後期高齢者広域連合からの決定に伴う増でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（熊川一君） 次に、議案第6号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第6号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明させていただきます。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,743万1,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金167万6,000円の減額でございます。歳出の減額分でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費167万6,000円の減額でございます。職員人件費の減額と簡易水道組合工事費補助金への流用の調整が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第7号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第7号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,253万6,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

第2表、繰越明許費でございますが、公共下水道水質浄化センター汚泥脱水機ろ布交換修繕の185万円を繰り越すものでございます。

6ページをごらんください。

歳入でございますが、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金8万7,000円の減額ですが、公営企業の経営戦略作成につきまして一般会計よりの繰入金を補助金で行うようにとの県よりの指導がありましたので、補助金として143万1,000円とし、繰入金を補正額の8万7,000円と合わせて151万8,000円の減額としまして、繰入金としての補正額を8万7,000円の減額とするものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款下水道費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費9万円の増額は、電話料金の増額でございます。次の第3目処理場管理費は20万1,000円の減額ですが、電気料の減額と汚泥処分委託料の増額分の差額でございます。

次の第1款で下水道費、第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費2万4,000円の増

額ですが、報償費の増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第8号 平成28年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、引き続き議案第8号 平成28年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明させていただきます。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ701万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,786万6,000円とするものでございます。歳入につきまして説明いたします。

5ページをごらんください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金は112万5,000円の減額でございます。県の設置基準要件に満たなかったための減額でございます。

次に、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金ですが、公営企業の経営戦略について一般会計よりの繰り入れを補助金で行うように県よりの指導がありましたので、補助金としまして396万9,000円とし、繰入金を補正額と合わせて986万1,000円の減額としまして、繰入金の補正額を589万2,000円の減額とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業、第1項業務管理費、第1目総務管理費106万2,000円の減額ですが、経営戦略策定支援業務委託料の減額でございます。第2目管渠管理費は流用調整でございます。第3目処理場管理費200万円の減額ですが、電気料金の減額でございます。

次に、第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第2目個別排水整備事業費395万5,000円の減額ですが、前納報奨金の8万4,000円の増額と浄化槽設置工事費403万9,000円の減額の差額でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

◎日程の変更について

○議長（熊川 一君） お諮りします。日程第26から日程第33までは、いずれも平成29年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第26から日程第33までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第9号～議案第16号の一括上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第26から日程第33までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第9号 平成29年度一般会計予算につきまして提案理由を説明させていただきます。

まず、平成29年度は、28年度に引き続きまして総合計画及び総合戦略に基づき、子供が輝く教育の村づくり、防災・減災対策及び生活基盤の充実強化、地域特性を生かした活力ある村づくりを重点政策と位置づけ、これらを着実に推進することを基本方針といたしました。少子化と人口減少に歯どめをかけるべく、あらゆる諸事業を着実に実施していき、村民の皆様が安心・安全に暮らせる孺恋村を目指して、子育て、教育環境整備に重点を置く孺恋村未来への投資予算といたしました。

平成29年度孺恋村一般会計の予算総額は70億6,800万円で、予算規模は平成28年度当初と比べて10.1%の増となりました。また、平成12年度以来、17年ぶりの大型予算となりました。

主な財源についてであります。まず、村税収入は農家所得の減少を見込む一方で、固定資産税では償却資産の増加を見込み、村税全体では対前年0.7%減の17億300万円を見込みました。また地方交付税につきましては、国による交付税法改正などによる算定方法の見直

しなどの影響から、対前年1%減の19億8,000万円としたところで、国の地方財政計画により増額が見込まれる臨時財政対策債は5%増の2億1,000万円としたところでございます。村税及び交付税の減額に見合った額を確保するため、平成29年度に必ず実施しなければならない各事業予算に充当するため、財政調整基金及び振興開発基金を可能な限り取り崩すこととし、当初予算に計上することとしました。

村債については、財政の健全性を維持と、孀恋村の将来を見据えた投資を確保し、村民生活に支障を生じさせることのないよう、必要最低限の発行にとどめ、財源の確保を図ったところでございます。

続きまして、平成29年度に実施する重点施策について説明させていただきます。

まず、子供が輝く教育の村づくりであります。特に教育施設統合事業については、西部小学校の屋内運動場及び屋根つきプールの建設工事に係る必要経費を盛り込まさせていただきました。将来の村を担っていく子供たちのため、計画どおり遅滞なく整備を進めていきたいと考えております。

また、学校統廃合事業も最終段階となり、廃校となった田代、干俣小学校校舎の解体費用についても計上したところであります。

続きまして、これからの高度情報化社会の中へ進出していく子供たちのため、先端情報教育の充実を図る必要と耐用年数を経過した基本OSのサポートも切れることから、小・中学校のパソコンの更新経費を盛り込んだところでございます。

防災・減災対策と生活基盤の充実強化では、前年に引き続き老朽化の激しい大前橋の橋梁整備事業費9,200万円を計上しております。また、村道芦生田袋倉線の崩落防止のり面工事関係費も計上したところであります。

いずれも、緊急性が高く、村民の皆様の不安解消と安全確保に向けて着実に事業を進めていきたいと考えております。

また、冬期間における除雪体制整備のため、除雪機械の購入費を計上しております。

続いて、防災行政無線のデジタル化でございますが、国による電波法の改正に伴い、現在のアナログからデジタル化へと切りかえを平成34年11月までに実施しなければならないため、その詳細設計にかかわる費用を計上しております。

地域特性を生かした活力ある村づくりでは、昨年9月9日に浅間山北麓ジオパークが日本ジオパークの認定を受けましたが、さらなる推進に向けて取り組むための必要な額を計上いたしました。浅間山北麓ジオパークにより、観光客の増加と関連産業の振興発展につなげて

いければと考えております。

また、昨年度調査した空き家、空き別荘のデータを有効的に活用し、人口減少に歯どめをかけるべく、移住・定住促進事業に取り組むための費用を計上させていただきました。孀恋村の魅力体験、実感していただくための企画などを通して、孀恋村への移住・定住を推進していきたいと考えております。

このほか、農業振興については、土地改良関連事業を初め有害鳥獣対策にも引き続きしっかりと取り組んでいきます。

また、村民の健康意識の高まりによるウォーキング、マラソン、トレッキングなど、さまざまな取り組みが盛んに行われている状況から、ICT技術を活用した先端の健康増進事業を推進し、医療、介護費用の増加抑制につなげられるよう取り組んでまいりたいと思います。

全村民が生きがいを感じ、健康で安心した生活を保てるよう計画した諸施策を確実に実行し、人口減少、過疎化の進行を抑制し、村民一人一人が健康に活躍できる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。村議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

大変雑駁ではありますが、提出議案の概要の一端につきましてご説明を申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご決定、ご議決くださいますようお願いいたします。なお、一般会計及び各特別会計、公営企業会計の詳細につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 最初に、議案第9号 平成29年度孀恋村一般会計予算について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第9号 平成29年度孀恋村一般会計予算の詳細説明をいたします。

平成29年度孀恋村一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,800万円と定めます。

第2条以降は、地方自治法の規定で定めるものでございます。第2条、債務負担行為では、8ページをお願いいたします。各利子補給と西部小の体育館、プール建設工事の限度額になっております。

121ページには内訳がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

第3条、地方債は9ページをごらんいただきたいと思います。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で全体の主なものを説明いたします。

まず、歳入ですが、款と本年度予算額、比較の順で申し上げます。

第1款村税17億389万7,000円、1,161万4,000円の減額です。10款地方交付税19億8,000万円、2,000万円の減額です。14款国庫支出金5億1,618万円、1,021万8,000円の増額です。15款県支出金5億2,671万1,000円、8,985万9,000円の減額です。17款寄附金1億5,000万1,000円、1億8,874万7,000円の減額です。18款繰入金7億9,865万9,000円、4億1,171万3,000円の増額です。21款村債7億1,800万円、4億4,900万円の増額です。歳入合計70億6,800万円、6億4,900万円の増額になります。

次に、歳出でございますが、11ページをお願いいたします。

第2款総務費10億690万1,000円、1億3,612万2,000円の減額です。3款民生費12億57万5,000円、7,547万6,000円の増額です。6款農林水産業費7億1,582万8,000円、7,708万7,000円の減額です。7款商工費1億9,492万4,000円、2,036万7,000円の増額です。8款土木費9億3,727万2,000円、125万1,000円の増額です。9款消防費2億5,174万8,000円、1,891万3,000円の増額です。10款教育費15億8,350万2,000円、7億6,788万4,000円の増額です。12款公債費5億7,852万5,000円、1,603万7,000円の減額です。歳出合計70億6,800万円、6億4,900万円の増額になります。

本年度の予算額の財源内訳になりますが、国・県支出金10億4,289万1,000円、地方債5億800万円、その他特定財源5億901万6,000円、一般財源が5億809万3,000円になります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

第1款村税、第1項村民税では、農業所得の減額見込みによります。合計で6億3,773万9,000円、3,047万2,000円の減額になります。第2項固定資産税では、太陽光発電に伴う償却資産分の増額により、13ページに移りますが、合計で8億7,353万6,000円、2,000万4,000円の増額になります。

17ページをお願いします。

第10款地方交付税、国の予算額が減っているため19億8,000万円、2,000万円の減額になります。

次に、21ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、4目になりますが、教育費国庫負担金、西部小学校関連で7,910万5,000円、合計で2億5,152万1,000円、7,635万円の増額になります。

第2項国庫補助金では、1目民生費国庫補助金、それと22ページになりますが、3目土木国庫補助金の減額によりまして、合計で2億6,149万円、6,610万8,000円の減額となります。

次に、24ページをお願いいたします。

第16款県支出金、第2項県補助金では、2目民生費補助金、一番下の17節介護基盤等整備事業費補助金が増額になります。

それと、25ページになりますが、4目の農林水産業費補助金と6目土木費補助金が増額となりまして、合計で4億1,748万9,000円、8,138万1,000円の減額になります。

次に、28ページをお願いいたします。

第17款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金では、前年度、千代田区からの寄附によりましてこの減額と、2目の愛する婦恋基金寄附金合計で1億5,000万1,000円、比較で1億8,874万7,000円の減額になります。

第18款繰入金第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、3目奨学資金準備基金繰入金、7目振興開発基金繰入金、16目愛する婦恋基金繰入金の増額によりまして、合計で7億8,365万9,000円、4億1,671万3,000円の増額になります。

次に、33ページをお願いいたします。

第21款村債、第1項村債、6目臨時財政対策債、9目辺地対策事業債、11目過疎対策事業債の増額によりまして、合計で7億1,800万円、4億4,900万円の増額になります。

次に、歳出に移らせていただきます。

41ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費になります。説明の中段部分でございますが、情報政策推進事業で9,507万3,000円は、庁内の基幹系システムの更新分としましてGCCからTKCへの移行分の経費が計上されております。

次に、44ページをお願いいたします。

上の部分でふるさと納税管理運営事業、こちらは納税額の増額見込みによりまして6,957万1,000円になります。

次に、48ページをお願いいたします。

一番下の第15目愛する婦恋基金費で愛する婦恋基金事業では、積立金を1億5,000万に見込んでおります。

次に、60ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費になります。2段目の高齢者健康福祉事業841万1,000円は、ICT身体活動維持向上プログラムで大前地区を継続と新規で三原地区を見込んでおります。その下の介護施設整備等補助金7,517万8,000円は、認知症のグループホームの整備補助金が計上されております。

次に、74ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費、2段目の農業委員会事業では、制度改正に伴いまして、委員報酬等が増額になり1,026万1,000円になります。

次に、76ページをお願いします。

3目農業振興費、中段になりますが、農産物振興事業618万、これはエゴマの選別機購入費を見込んでおります。

次に、77ページのこの事業の一番下になりますが、孺恋村野菜集出荷施設補助費、補修費補助事業では、施設補修費補助金を1,500万計上しております。

第5目の農地費は農山漁村地域整備交付事業、恒久柵等の完了に伴いまして減額になっております。

次に、79ページをお願いします。

7目創作実習館運営費、創作実習館運営事業6,404万9,000円は、改修費、土地購入費が計上されております。

次に、85ページをお願いします。

第7款商工費、第1項商工費、3目観光費、冗談の観光施設整備事業では、15節の観光施設工事費3,070万、これは愛妻の丘駐車場の整備費等を予定しております。その下の観光振興事業2,754万9,000円、これの中に86ページになりますが、中段に外国人観光客等受け入れ環境整備補助金、500万が新規で計上されております。

次に、87ページになりますが、孺恋スキー場管理事業875万6,000円ですが、例年一般会計から700万円ほど、補助金によりまして国有地の使用料等の経費に充てていました。今回企業会計を閉じることに伴いまして、これらの運営経費を計上するものでございます。

次に、90ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、2目機械管理費、機械維持管理事業8,636万1,000円は、除雪機械の購入経費が計上されております。

次に、91ページの第2項道路橋梁費、1目道路維持費になります。道路維持管理費の村

道工事等で1億2,400万円を計上しております。

次に、92ページをお願いします。

2目道路新設改良費、全体では減額となっておりますが、大前橋の関連での橋梁工事が見込まれております。

次に、95ページをお願いします。

第9款消防費、第1項消防費、5目災害対策費、災害対策事業では、一番下でございますが、防災行政無線設備デジタル化詳細設計委託料864万が計上されております。

次に、103ページをお願いします。

第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費の下の部分ですが、小学校統合事業、西部小学校の体育館、プール等の建設経費として7億7,035万円、それと2目の教育振興費、この上の小学校教育振興事業で児童用のパソコンの更新ということで1,873万8,000円が計上されております。

次に、106ページをお願いいたします。

106ページ、第3項中学校費、2目の教育振興費、中学校教育振興事業でも生徒用のパソコンの更新等で2,435万3,000円が計上されております。

次に、115ページをお願いいたします。

第5項社会教育費、6目資料館運営費、資料館運営事業では、17節になりますが、土地購入費9,219万円が計上されております。

以上、歳入歳出の主な事業説明を詳細説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（熊川 一君） 再開をいたします。

それでは、午前中に引き続き、議案第10号 平成29年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算についての詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第10号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億9,791万2,000円、直営診療施設勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,148万6,000円となっております。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入ですが、第1款保険税としまして6億5,316万円、前年度比で1,420万7,000円の増でございます。第3款国庫支出金3億2,803万9,000円、前年度比1,864万4,000円の増でございます。4款療養給付費交付金としまして915万3,000円、前年度比2,388万1,000円の減でございます。第5款前期高齢者交付金が2億5,718万4,000円、前年度比2,723万8,000円の増でございます。第6款県支出金としまして8,396万5,000円、前年度比1,149万6,000円の増でございます。共同事業交付金が3億8,493万7,000円、10款繰入金としまして8,035万4,000円、諸収入等を含めまして合計で17億9,791万2,000円、4,820万1,000円の増でございます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、2款保険給付費としまして9億7,735万2,000円、5,583万9,000円の増です。3款後期高齢者支援金等が2億2,189万9,000円、5,810万円の減でございます。続きまして第6款介護納付金が1億231万4,000円、760万8,000円の減でございます。7款共同事業拠出金として4億2,994万7,000円、前年度比4万9,000円の減です。第8款保健事業費が2,331万2,000円、10款諸支出金等合わせまして合計で17億9,791万2,000円、4,820万1,000円の増でございます。

内容について若干説明をさせていただきます。

まず、7ページの保険税の関係ですが、保険税につきましては国庫、県費あるいはその他含まれる歳入を充当いたしまして、不足となる税額を課税するものでございます。合計、一般被保険者分として6億3,924万8,000円、前年度比1,777万1,000円の増、退職被保険者分が1,391万2,000円、356万4,000円の減でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの下の段の第3款国庫支出金、第1項国庫負担金ですが、2目の療養給付費負担金としまして3億817万5,000円、前年度比で1,266万8,000円の増でございます。第3目高額医療費共同事業負担金として1,006万1,000円、157万4,000円の増でございます。

次の9ページの下段であります第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、これにつきましては退職被保険者の支払基金からの交付金であります。915万3,000円、2,388万1,000円の減、退職被保険者につきましては補正予算でも申し上げましたが、26年で廃止されることが決まっておりますので、順次被保険者が減ることになっております。それに伴う減でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

第5款前期高齢者交付金につきましては、本年度2億5,718万4,000円、2,723万8,000円の増を見込んでおります。

続きまして、第6款の県支出金のうち、第2項の県負担金ですが、高額医療共同事業負担金としまして1,006万1,000円、157万4,000円の増でございます。

それから、次のページ11ページ、第8款共同事業交付金ですが、1目の高額医療費共同事業交付金が3,420万8,000円、535万3,000円の増を見込んでおります。これにつきましては高額医療費の伸びを反映しているものでございます。高額医療費も2種類ありまして、80万円を超える超高額の該当になります。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金ですが、これにつきましては高額医療費の80万円未満に該当する案件の対象でございます。これにつきましては前年度比で571万1,000円の減と見込んでおります。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

12款の諸収入につきましては、前年同様に見込んでおります。

それでは、15ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

第1款の総務費、第1項総務管理費、一般管理費ですが、768万2,000円、285万9,000円の増でございます。この増につきましては説明欄の下から5行目、国保制度関係の業務準備事業に係るシステム改修委託料ということで、村長が冒頭申し上げましたが、30年度の制度改正に向けましたシステム改修でございます。

それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。

歳出のうち、これが主な支出になります保険給付費の関係ですが、第1目の一般被保険者療養給付費は8億2,936万2,000円、前年度比で6,007万6,000円の増を見込んでおります。退職者につきましては、先ほど申し上げましたように減額の見込みでございます。

それでは、次の18ページをごらんいただきたいと思います。

保険給付費のうちの高額療養費についてですが、一般被保険者の高額療養費につきまして

は1億947万6,000円、1,713万4,000円の増を見込んでおります。この一因といたしましてC型肝炎の治療薬が今年度保険適用になりまして、これが大変高額になっておりまして、その高額な増の一因となっております。

次の19ページをごらんいただきたいと思います。

保険給付費のうちの第2款の第2項出産育児一時金、それから第5項の葬祭費につきましては、例年と同額と見込んでおります。

20ページをごらんいただきたいと思います。

第3款後期高齢者支援金ですが、今年度2,189万9,000円、前年度比で581万円の減額となっております。

それでは、23ページをごらんいただきたいと思います。

第6款の介護納付金につきましては、今年度1億231万4,000円、前年度比760万8,000円の減額見込みでございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

第7款共同事業拠出金でございますが、第1目の高額医療費拠出金につきましては、前年度比で629万7,000円増の4,024万5,000円、この要因につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

25ページの保健事業につきましては、ほぼ前年と同額を見込んでおります。主なものは特定健診の委託料となっております。

それでは次に、直診勘定ですが、32ページをごらんいただきたいと思います。

歳入事項別明細書のうちのまず、歳入ですが、第8款の繰入金としまして2,612万3,000円、前年度比534万4,000円の減、第10款の諸収入につきましてはマイナス500万円となっております。合計で4,148万6,000円、前年度比1,034万4,000円の減でございます。

次に、33ページの歳出の状況ですが、総務費が3,825万8,000円、前年度比1,070万2,000円の減でございます。医業費につきましては322万8,000円、35万8,000円の増でございます。

それでは、34ページをごらんいただきたいと思います。

繰入金としましては、一般会計の繰入金になりますが、これにつきましては641万9,000円の減でございますが、これにつきましては診療所に運転資金を貸し付けておりますが、その減額がございまして、減となっております。

第10款諸収入としまして、貸付金の元利収入、指定管理者の運転資金の貸付金元利収入ということで、前年度よりも貸付金が500万減っておりますので、その関係で減となっております。

ります。

次に、36ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、第1款総務費、第1項施設管理費、一般管理費ですが3,825万8,000円、前年度比で1,070万2,000円、この減につきましては先ほど申しあげました指定管理者への貸付金が500万減ったことが影響しております。

第2款医業費、第1項医業費、2目の医療用機械器具の購入費ということで322万8,000円でございます。これにつきましては開所以来使っておりますエックス線の高圧装置の更新、またA1c測定器の購入を予定しております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第11号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、平成29年度孺恋村介護保険特別会計予算について、説明をさせていただきます。

介護事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,980万4,000円、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,175万8,000円と定めるものでございます。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出事項別明細書のうちの歳入でございますが、第1款保険料としまして2億370万円、260万円の増でございます。3款国庫支出金2億2,399万5,000円、486万5,000円の増、第4款支払基金交付金が2億6,241万円、253万1,000円の増、第5款県支出金が1億4,062万2,000円、140万6,000円の増、8款繰入金が1億4,717万3,000円、608万2,000円の増です。諸収入含めまして合計で9億7,980万4,000円、1,933万3,000円の増となっております。

それでは、次のページの6ページ、歳出ですが、1款総務費として1,780万7,000円、632万7,000円の増、2款保険給付費が9億1,400万円、700万円の増、4款地域支援事業費が4,516万4,000円、612万5,000円の増、予備費、諸支出を含めまして合計で9億7,980万4,000円、1,933万3,000円の増でございます。

続きまして、主な内容ですが、次の7ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1号被保険者保険料として2億370万円、260万円

の増でございます。この増につきましては、主に特別徴収分の増を見込んでおります。

3款国庫支出金ですが、1項国庫負担金として、介護給付費負担金が1億6,361万5,000円、201万5,000円の増でございます。

それでは、次の8ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の支払基金交付金ですが、第1目の介護給付費交付金として2億5,592万円、196万円の増でございます。

次の9ページですが、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金として1億3,343万8,000円、31万3,000円の増の見込みです。

続きまして、県支出金のうちの県補助金ですが、地域支援事業費の交付金等として合計で718万4,000円、109万3,000円の増でございます。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他会計繰入金としまして1,758万7,000円、610万7,000円の増でございます。これにつきましてはシステム改修及び来年度介護保険の計画策定を見込んでおりますので、その増が主なものでございます。

続きまして、支出の関係ですが、13ページをごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費530万7,000円、205万7,000円の増でございます。この主な増につきましては、システム改修分でございます。

それでは、次の14ページをごらんいただきたいと思います。

中段より下の第1款総務費、第4項趣旨普及費、趣旨普及費として57万円、これにつきましても来年度第7期の介護保険事業の計画策定を見込んでおりまして、30年度に向けた普及啓発費として計上させていただいております。

次の第1款総務費のうちの第5項計画策定費としまして400万円、これにつきましても第7期の計画策定にかかわります委託料等となっております。

次の16ページをごらんいただきたいと思います。

第2款保険給付費、第1項介護サービス諸費としまして、1目居宅介護サービス給付費が3億1,000万円、400万円の増です。第2目地域密着型介護サービス給付費1億5,000万円、500万円の増でございます。

第3款施設介護サービス給付費は3億1,000万円、700万円の減額となっております。これは施設介護から地域密着型に今年度一部移行しておりますので、29年度につきましても減となっております。

それから、19ページをごらんいただきたいと思います。

19ページの中段より下にあります保険給付費のうち、第6項の特定入所者介護給付費ですが、特定入所者介護給付費が4,750万円、前年度比で350万円の増となっております。

それでは、21ページをごらんいただきたいと思います。

第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費ですが、第4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、これにつきましては175万2,000円増の1,439万2,000円となっております。

次の22ページをごらんいただきたいと思います。

第6目から第8目につきましては、これは新設となります。これにつきましては制度改正に伴う体制整備の事業でございますが、在宅介護、医療介護の連携ですとか、それから第7目の生活支援の整備体制の整備ですとか、認知症施策の整備といったもので、これは30年度に向けた施策を進めるためのものがございます。

次の第4款の第3項介護予防・生活支援サービス事業費につきましてですが、第1目の介護予防・生活支援サービス、これにつきましては以前給付にありましたものが地域支援事業に移行しました訪問サービスあるいは通所介護に関するものがございます。400万円増の1,500万円を見込んでおります。

それでは、次にサービス勘定ですが、34ページをごらんいただきたいと思います。

まず、事項別明細書のうちの歳入でございますが、第1款のサービス収入につきましては500万円、それから2款の繰入金金が1,675万8,000円、合計で2,175万8,000円、69万5,000円の増でございます。

次に、歳出ですが、1款事業費として2,175万8,000円、前年度比69万5,000円の増でございます。

それでは、36ページをごらんいただきたいと思います。

第1款サービス収入としまして、第1目の介護予防計画収入、ケアプランの作成ですが、これは例年同様でございます。第2項の介護予防・日常生活総合支援事業の収入につきましても、ほぼ同額でございます。

第2款の一般会計繰入金につきましては59万5,000円増の1,675万8,000円となっております。

次に、歳出ですが、第1款の事業費、第1項居宅介護予防支援事業費として、居宅介護予防支援事業費として2,049万8,000円、63万5,000円の増でございます。

最後になりますが、第2項の介護予防給付費の日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業ですが、このうちのケアプラン作成費の委託料が126万円と、前年度比で6万円の増となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第12号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、議案第12号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,272万6,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書のうちの歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料として9,750万6,000円、340万5,000円の増、それから第4款繰入金が3,916万3,000円、107万1,000円の増、その他諸収入等含めまして1億4,272万6,000円、520万4,000円の増の見込みでございます。

続いて、4ページの歳出でございますが、第1款総務費が142万6,000円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億3,410万6,000円、447万5,000円の増でございます。第4款保健事業費が539万3,000円、74万9,000円の増、合計で1億4,272万6,000円、502万4,000円の増でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第1款後期高齢者医療の保険料ですが、それぞれ特別徴収が5,927万1,000円、マイナス78万6,000円、第2目の普通徴収分として3,823万5,000円、419万1,000円の増となっております。

6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページの2番目になりますが、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金ですが、内訳としまして事務費繰入金が628万6,000円、2目の保険基盤安定繰入金が3,167万7,000円、予備費繰入金を含みまして3,916万3,000円となっております。

次の7ページですが、中段の第5款諸収入として、受託事業収入、これにつきましては後期高齢者の特定健診の委託費でございます。494万8,000円、102万8,000円の増でございます。これは被保険者の増の要因となっております。

それでは、9ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費43万1,000円、前年度比で2万5,000円の減額でございます。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。

第2款後期高齢者広域連合納付金としまして1億3,410万6,000円、447万5,000円の増でございます。

第3款の諸支出金につきましては、前年度とほぼ同額でございます。

最後に、12ページをごらんいただきたいと思います。

第4款保健事業費ですが、疾病予防費として539万3,000円、74万9,000円の増でございます。これにつきましても特定健診の委託料の増額が要因でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第13号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第13号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について詳細説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,404万5,000円とするものでございます。前年比3,054万2,000円の増額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第2款使用料及び手数料7,699万4,000円、第4款県支出金304万1,000円、第6款繰入金4,670万6,000円、第7款繰越金400万円、第8款諸収入30万1,000円、第9款村債3,300万円でございます。

歳出の主な項目としまして2ページをごらんください。

第1款衛生費1億1,246万7,000円、第3款公債費5,137万7,000円、第4款予備費20万円でございます。

それでは、6ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明いたします。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料ですが、7,699万4,000円と前年度比121万2,000円の減額でございます。これは28年度実績見込みに基づく減額で

ございます。

次に、7ページをごらんください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金304万1,000円といたしました。砂井の石綿管布設がえと上の貝の老朽管布設がえの補助金でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、4,670万6,000円と767万3,000円の増額を見込ませていただきました。

8ページをごらんください。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、400万円で前年同額を見込ませていただきました。

第8款諸収入、第3項雑収入、第1目雑収入は30万円を計上いたしました。

9ページをごらんください。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費は3,300万円で、前年比2,240万円の増額でございます。

次に、10ページをごらんください。

歳出の主な内容について説明いたします。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費1億1,246万7,000円で3,158万2,000円の増額となっておりますが、11ページ中ほどにございます経営戦略策定支援業務委託料が新規事業で1,000万円、水道台帳デジタル化で約450万円を新規事業で予定しています。また、定期交換用量水器で243万5,000円の増額ですが、簡易水道施設工事費3,800万円で2,000万円の増額が主なものでございます。

13ページをごらんください。

第3款公債費、第1項公債費では5,137万7,000円と104万円の減額となっております。

14ページの第4款予備費は20万円と前年と同様でございます。

15ページの地方債の残高、16ページ以降の給与明細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第14号 平成29年度孺恋村上水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君）　続きまして、議案第14号　平成29年度孺恋村上水道事業会計予算について説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,640戸、年間総配水量186万1,000トン、1日平均配水量5,101トン、1日最大配水量7,791トン、主な建設改良事業といたしまして、経営戦略、投資計画でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益は2億458万8,000円、前年比722万8,000円の減額でございます。支出の水道事業費は1億5,254万1,000円、前年比2,702万4,000円の減額です。

1ページをごらんください。

収入ですが、営業収益における給水収益を1億8,592万2,000円とし、前年比557万1,000円余り減額とし、営業外収益の長期前受金戻入を1,777万9,000円としております。

4ページをごらんください。

支出や営業費用におきまして配水費及び給水費が7,897万9,000円で前年比2,455万6,000円ほど減額、定期交換量水器が29年度は少ないための減額が主なものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入として370万7,000円を見込みました。固定資産売却代と他会計補助金を予定しております。

資本的支出につきましては8,277万3,000円を見込みました。前年比246万5,000円の増額でございます。主な支出は建設改良費の大口径水道管管路用地測量費、設計委託費、それと経営戦略策定などが主なものでございます。

なお、不足額の8,076万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして職員給与費2,543万4,000円、第6条の棚卸資産の購入限度額は765万3,000円とさせていただきます。

8ページをごらんください。

29年度上水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

右下になりますが、資金期末残高の予定が4億2,365万5,000円ほどでございます。

次に、9ページをごらんください。

給与明細ですが、職員数は平成28年度と同数の4名の予算となっております。

12ページをごらんください。

29年度上水道事業会計の予定貸借対照表でございます。固定資産合計13億3,491万3,000円、13ページになりますが、上段の流動資産合計5億2,759万7,000円でございます。資産合計が18億6,251万円でございます。

次に、13ページ中ほどから負債の部でございますが、14ページをお願いいたします。

14ページの中ほどの負債合計5億5,385万4,000円、資本の部で剰余金合計6億696万2,000円、資本合計13億865万6,000円、負債・資本合計は18億6,251万円でございます。

あと、15ページから18ページにかけて、28年度の予定損益計書並びに予定貸借対照表ですので、後でござらんいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で上水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第15号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 次に、議案第15号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,134万2,000円でございます。前年比702万円の減額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをござらんください。

第1款分担金及び負担金30万1,000円、第2款使用料及び手数料6,724万4,000円、第6款繰入金2億3,679万6,000円、第7款繰越金700万円でございます。

歳出の主な項目としまして2ページをござらんください。

第1款下水道事業費6,557万9,000円、第3款公債費2億4,566万1,000円、第4款予備費10万円でございます。

5ページをござらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目下水道事業費分担金ですが、30万1,000円と前年比9,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料ですが、6,724万4,000円と、前年比157万6,000円の減額でございます。28年度実績見込みに基づく減額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、2億3,679万6,000円と前年比8,856万9,000円の減額で、これは28年度は資本平準化債借り入れを9,400万円予定していたためでございます。

次に、6ページをごらんください。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円と、昨年と同様の計上でございます。

次に、7ページをごらんください。

歳出の主な内容について説明いたします。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,434万5,000円ほどで、ほぼ前年と同額でございます。第2目管渠管理費1,652万1,000円で、前年比110万9,000円の減額でございますが、施設修繕費の減額によるものが主なものでございます。8ページの第3目処理場管理費2,955万3,000円で、309万7,000円の増額ですが、施設修繕費の増額と機械器具購入費によるものが主なものでございます。9ページの第2項下水道費、第1目公共下水道事業費は516万円で、876万9,000円の減額ですが、主に職員人件費による減額によるものでございます。

11ページをごらんください。

第3款公債費、第1項公債費では、計2億4,560万1,000円と25万1,000円の減額となっております。

12ページの第4款予備費は10万円と、昨年と同様でございます。

以降13ページの地方債、14ページ以降の給与明細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で公共下水道事業費特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 次に、議案第16号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 引き続き、議案第16号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億365万7,000円でご

ざいまして、前年と比較し810万6,000円の増額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金122万1,000円、第2款使用料及び手数料6,192万7,000円、第3款国庫支出金1,100万円、第6款繰入金1億2,250万8,000円、第7款繰越金700万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費1億27万6,000円、第2款公債費1億328万1,000円、第3款予備費10万円でございます。

5ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目集落排水事業分担金32万円で8万円減額でございます。第2目個別排水整備事業分担金90万1,000円で40万円の増額でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目集落排水使用料ですが、4,593万6,000円と、前年比20万2,000円の減額でございます。28年度実績見込みに基づく減額でございます。第2目の個別排水使用料は1,599万1,000円と47万3,000円の増額ですが、合併浄化槽設置数の増加によるものでございます。

次に、6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項農集排事業国庫補助金1,100万円です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、1億2,250万8,000円で、前年比4,064万円の増額ですが、28年度は資本費平準化債4,300万円の借り入れを予定していたためでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円で、昨年と同額とさせていただきました。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

8ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費で、9ページ上から2行目の施設修繕費が250万円で、前年比110万円の減額が主なものとなっております。

第3目処理場管理費が前年比128万9,000円の増額でございますが、機械修繕費の140万円の増が主なものでございます。

次に、第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費が

1,199万8,000円の増額ですが、10ページにあります機能強化事業につながります最適整備構想策定業務委託費1,200万円が新規で主なものでございます。

第2目個別排水整備事業費、第15節浄化槽設置工事費540万円で前年比430万円の減で、浄化槽設置数の減を見込んだものでございます。

11ページをごらんください。

第3款公債費、第1項公債費では計1億328万1,000円と8万4,000円の減額となっております。

12ページの第4款予備費は10万円で、昨年と同様でございます。

13ページの地方債の現在高、14ページ以降の給与明細につきましては後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 以上で、平成29年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

については、質疑は総括的質疑に限り行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 総括質疑をさせていただきます。

5点にわたって行いたいと思っております。

まず、1点目は、JR万座・鹿沢口の対応についてということで、吾妻線の活性化ともかわってきますけれども、2月13日にJR高崎支社がこちらに伺って、業務報告をした内容によると、職員も撤収されて無人化になる。券売機は2台が1台になって特急券、新幹線の券が買えなくなる。定期券も買えなくなるということでは、私たちの村にとって大変なことで、いつも村長としては嬭恋村の玄関口として、これまであそこの土地の買収やらも含めて整備を進めてきたのに年々そういう吾妻線にかかわることが悪くなっていくばかりなんですけれども、2点ほど村長にこの姿勢についてお聞きしたいんですけれども、2月20日の議会運営委員会のとときとか、2月17日の議員懇談会でも話をしたりして、それを村長に要望したりしたんですけれども、何かその後、お話し合いとかあって、展開が何かあったのかどうなのかということ。このままの状態でも4月をスタートするというだけでは、本当に私と

してはやるせない気持ちなんですけれども、観光の方々も皆さん心配しているので、村としてどのような対応をしていくのか、予算措置の中にシャトルバスとか何か出すというのは、昨年度ぐらいからやってくださっているんですけれども、それ以外に何か対応を考えているのかどうかというのが1つです。

それから、吾妻線活性化について、私はいつも同じように心配して、質問もしているんですけれども、なかなか時刻表とかが発表されてから、慌てて高崎支社に議員を連れていくようなことはやっていっているけれども、それでは私はいけないと思っておりますので、今後村長としてはこの問題についてどのようにJRとの話し合いをしたり、村としてどのようにするか、そういう1年間の総合的な考え方、計画はあるのかどうか、このJR問題についてはその2点を質問させていただきたいと思います。

それから、森林の活用についてですけれども、嬭恋村の森林面積は国有林も入れて、ただいま51.6%ですけれども、今日本の森林というのは戦後造成がされてきた人工林の半数以上が伐期を迎えてきていて、森林のそういう有効活用とか、計画的な再造成を進めていかなくはないといけないという時期を迎えていると思うんですけれども、私がかねてより森林の活用を提案してきましたけれども、そういうことでは村内の森林も伐期を迎えているものも多いと思いますけれども、私の考えとして、例えばこれからの村内のいろいろな施設を青山の国有地の活用とかでもそうですけれども、建物に県産材を使うとか、国産材とか、そういうふうにしていって、統一的な建物をしていくのが村の51.6%も森林を抱えているというので、そういう特徴を持って進めていくのが山林、森林の活用と同時にいいんじゃないかなと思っていますので、というのはこれからまた1つ質問しようと思っていますけれども、先日も担当課に行って鎌原のトイレの建物はどんなふうになっているかというので、せめて腰板ぐらいとかに県産材とか使ってやれないかなというのをちょっと聞きに行ったんですけれども、担当の職員がいなくて、なかなか聞けなかったんですけれども、今後建物をこれからいろいろやっていく中で、そういう活用も考えていただきたいということで、それを考えているんですけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

それから次に、これもいつも私が質問しているんですけれども、村内の公衆トイレについては何度も質問してきて、きれいではなくては観光地としてどうかというので思っていたところに、やはり先日2月12日の上毛新聞のトップに、おもてなしトイレということで載っていたんですけれども、嬭恋村としては7カ所とあるんですけれども、私はいつもこれで本当にきれいかなとか、どうなんだろうということで何度も質問させてもらったんですけれども、

そういう意味で村長としては、今後村内の公衆トイレは私の質問に対しては対応を考える、具体的に考えるという答弁をしているわけですが、それが今年度の対応はどうなっているのか。そして各課が抱えているトイレに何らかの新たな予算措置、例えばちょっと増額されているのか、そこまで私も見てこなくて申しわけないんですけども、そういった新しい対応とかを考えて予算化されているのか。やはりトイレをきれいにするというところで、村長の意気込みを今まで何度も質問してきたことに対してそろそろ結論というか、きちんとした対応策を答えていただきたい。それは前回にかかっているの、改めて総括質疑とさせていただきます。

それから、今国会でも働き方改革とか書かれていますけれども、やはり職員の働き方について村長は、職員が健康でいつも3Sということで、サービス、スマイルとか、スピードということでやっているんですけども、そういう点でやはり村長としては職員が健康で生き生き働いて、いい仕事ができるということが一番の任務としてもあると思うんですけども、村の方からもそれから私が夜通っても、結構庁舎の電気が夜遅くまでついているということがありますので、そういう意味では例えば職員の残業時間とか、そういうのをどういうふう管理されているのか。国は、ちょっとこれはひどいけれども、上限を720時間にするとかというのは、これは過労死寸前になるけれども、そこらへんで村として職員の実態調査をして、休憩とか、休息とか、そういうことがきちんととられているのかどうか、その辺の実情を説明していただければと思います。

それから、私は12月議会で臨時職員の採用についても質問しましたが、来年度からは新たな方法という、今年度の2月ぐらいが採用とか、あと10月ぐらいに募集とかかけると思うんですけども、その辺で何か予算措置とかされているのかどうかというのを聞きしたい点ですけども、それで昨年12月質問のときに臨時職員が68名ということで、私は常時必要なところはもう正規を入れてもいいんじゃないかと思っていたところに、今年度の予算を見るとまた4名減らされて、121名になっているということでは、本当に職員が健康で村民にいいサービスをすることができるのかどうか、その辺で今の働き方改革の中でもうちが121人に対して臨時職員が昨年質問したとき68人という、半分以上臨時がいるようになるわけですね。そんな状況で本当にいいのかなという疑問がかかったんで、その点に対しての村長の考えを聞きたいと思います。

それから、5点目ですけども、喫煙問題ですけども、受動喫煙防止策定もまだいろいろともめていますけれども、一応庁舎内は喫煙所を設けているけれども、喫煙所を設けて、

庁舎内は吸わないようにしていると思っているんですけども、まだ吸っている場所もあるわけですけども、それに対して村長として、庁舎内はきちんとしてほしいという申し入れとか、改めてマナーを守ろうとか、そういうことをしていかなければいけないと思うんですけども、その点についての考え方をお聞かせください。

以上、5点、よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の総括質疑に対して答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成29年度の一般会計に対する総括質疑ということで、5点ほどご質問をいただきました。

伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目、JR万座・鹿沢口の件でございますが、2月13日にJR高崎支社、柳田担当課長並びに営業部企画課平賀課長、同課櫻井副課長の3名にお見えになっていただきました。私のほうでは、対応は滝沢副村長、総合政策課、下谷課長並びに黒岩が対応させていただきました。

どういう状況かについては、議会のほうにもご報告させていただきましたが、29年4月からは無人化します。長距離の切符は買えなくなります。新幹線の切符も買えなくなります。定期券は買えなくなります。Suicaはそのまま使えますというようなことで、議会には報告させていただきました。

私どものほうでも、2月14日には、在来線活性化協議会、渋川市長、阿久津様が会長でございますが、即連絡をさせていただきますして、新潟県では副知事が糸魚川と上越の間の路線について、陳情しておるといことも知っておったものですから、副知事並びに県土整備部の交通政策課等も一緒に陳情できるようにというお願いを2月14日にしたところでございます。

2月15日は、庁内課長会議を開きまして、群馬県の交通政策課のほうから内容の確認を求められたところでございます。

2月17日には、私のほうから万座・鹿沢口駅の状況報告がされるということで、議会のほうにはお話をさせていただきました。

2月21日には、吾妻郡町村会におきまして、渋川・吾妻在来線活性化協議会を通して本社のほうにも陳情しましょうという打ち合わせをさせていただきました。

2月23日には、長野原町役場のほうと川原湯温泉のほうにつきまして、担当のほうが視察しております。詳細もしあれば、また後ほど担当課のほうに説明を若干させますが、川原湯温泉駅のほうの状況等、それについてはまた担当からも説明させていただきます。

そのほか、日にちは後で答えても結構なんですが、小淵優子先生に早速、即、東吾妻町の町長と一緒にお願いをさせていただきました。

いずれにいたしましても、そのような経緯がございますので、JR吾妻線につきましては吾妻郡の町村会も在来線活性化協議会を通して、早急に県とも連携をしながら、本社のほうにも陳情すると。高崎のほうにも陳情するという申し合わせとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

年間を通して、熊川のほうでどう考えるかというお話でございました。常にダイヤ改正等もございますので、それを事前にキャッチしながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。また、願うべきことは、民間企業ではございますけれども、公共性のある交通機関でございますので、その範囲におきましては我々も近隣町村とも連携してしっかりと対応を考えてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目、森林面積51.6%ということでございます。今現在、群馬県のほうでは、県の環境森林税ができております。年間8億円の予算が入っておりますが、町村主体の事業ということで、私どものほうでは担当の課長のほうが予算にも組んで対応しておりますので、1点、2点、課長のほうから次年度何をするかについて、ちょっと報告をさせていただきたいと思っております。

県のほうでは、森林県から林業県ということも言われております。また、議会のほうでも大変ご指導いただいて、環境森林税につきましては群馬県の中では嬭恋村の議長さんのほうが県の幹事ということで、各都道府県の幹事で、来年度、29年度には環境森林税が設置されるという方向で現在動いておるのはご存じだと思いますが、みんなで協力し合って、国のほうの税金ができるように、しっかりと取り組んでまいりたい。それに応じて、県産材の活用、地産地消の材木をどうするべきかということの対応を考えてまいりたいと思っております。

しかしながら、我が村だけで森林面積があるから何か考えろといっても、製材業の戸数あるいは需要の個数等を考えますと、製材業をやったり、それを活用することを我が村だけ単独でというのは、非常に難しい面があると思っております。そういう面で県とも協議、協力しながら県産材の有効活用等、県と連携した形でしていくのがよりベターであろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

第3点目、公衆トイレでございますが、現在21カ所あります。担当からまた補足説明させますけれども、しっかりとまた今後もきれいなトイレにしていきたい。現在は鎌原の資料館の前、観音堂の前、今工事中でございます。きのうも現場へ行ってみましたけれども、もうじき完成するわけでございます。なるべく、それからホスピタリティーをしっかりと努めて、どのトイレもきれいに管理できるようにしっかりと努めてまいりたいと思っております。若干補足を担当よりさせます。

4点目、職員の働き方でございますが、電気が夜遅くまでついているという話もございました。無駄な残業する人はいないと思っておりますけれども、しっかりと労務管理といえますか、職員とも協議しながら、今進めておるわけでございますけれども、働き方については、有休は有休でしっかりととりましょうと、私はいつも言っております。休むべきときは休みましょうと、ただし働くべきときはしっかりと働きましょうということも言っておるところでございます。

また、研修を通して働き方について、若い諸君、またベテランの諸君双方がよく協議をしながら、職務の改革について、職場の改革について議論をしておりますのでしっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

タイムカード等について、後ほど総務課長から若干答弁させます。

5点目、喫煙の問題でございました。ご存じのように、現在国会のほうでは、喫煙を公共施設からゼロにしようという法案が提案されましたが、なかなか厳しい議論が行われている現実もあるようでございます。国の法律がどういう形になるか、もちろん私も注意深く見ておるところでございます。

また、他の群馬県庁あるいは他の市町村の公共施設、喫煙のあり方はどうなのかなということ、私、不肖、熊川もちょっとたばこを喫煙するものですから、いろいろなところの場所を見ておりますので、どういう姿が一番ベターなのかなということは、常に考えておるところであります。

なお、現在庁内におきましては、指示をしまして、ここで吸いましょうということで申し合わせをしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、もう少し必要ではないかという意見もございますので、法案の動向もよく確認しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） ただいま伊藤議員の総括質疑の中で、村長が答弁をされましたけれど

も、1番目のJR問題につきましては、この後、全員協議会の案件にも含まれている問題でありますので、全員協議会のほうでまた議論を深めていただければと思っております。

また、そのほかの案件につきましても、全体ではなくて、個々の問題になりますので、これは予算審査もこれからありますので、委員会もありますので、そちらのほうで議論を深めていただきたいと思っております。

総括質疑ということですので、伊藤議員、よろしくご理解のほどをお願いします。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先ほど例えば公衆トイレについても個々ではなくて、全課にまたがって、各課にまたがっているのということで質問したんですけども、そういう意味では各課のトイレのところを見て言えばいいという意味で議長は答えたのかもしれないんですけども、抽象的な答弁しかできなかつたんで、私は再質問したいと思ったんですよ。例えば具体的にトイレ掃除を各課が後で答弁の今質問したことが予算の説明で、きちんとされていればいいけれども、今の説明では数字だけでしたよね、予算説明では。例えばトイレのことが本当にやろうとしていたら、教育委員会は、ここはこういうふうにするに決めた、観光商工課はこうだとか、予算の中でも説明されてもよかったと思うんですけども、なかったので、それでは各課にまたがるのということで質問したんですけども、じゃ今後私が改めて質問しなくても各課がこのようなトイレ管理をすることに決めたということで、説明を受けられるということで受けとめていいんでしょうか。

○議長（熊川 一君） この問題に対しては、トイレの関係は各課にまたがっているということなんで、当局のほうで調整をした中で、今後のトイレの問題について予算委員会の中で。

○8番（伊藤洋子君） じゃ、最後の職員の働き方の中では、先ほど担当からも連絡する、報告すると言ったんですけども、例えば喫煙問題なんかは、本当に庁舎の問題だと思うんですよ。村長の姿勢が全館、ここの庁舎がどういうふうになるかということで、私は村長にその点を質問したんですけども、それはどの場所で答弁していただけるのか、私としては本当に庁舎、役場の姿勢だと思って質問したんですけども、その点についてはどこで答弁していただけますか。

○議長（熊川 一君） これは全員協議会でもよろしいでしょうし、その辺でお願いしたいと思います。

○8番（伊藤洋子君） はい、そうですか。わかりました。

○議長（熊川 一君） その他の部分で。

○8番（伊藤洋子君）　じゃ、今の答弁は、これからの予算の中で逐次説明があると受けとめて、それを期待しておきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川　一君）　よろしくをお願いします。

ほかにご質疑ございませんか。

大久保守君。

○9番（大久保　守君）　予算を組むとどこの議会でも尋ねるわけですが、村長、29年度の予算に対して自分で目玉は何かということは、先ほど羅列して教育の統合施設が最後の年であるとか、そういうのはあったわけですけども、全体的に見て、私はこれをしたいので、これを主体的に目玉として予算を組んだというものがありませんでしたら、お聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（熊川　一君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　大久保議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成29年度の予算編成の目玉は何かというお話でございました。何回も言っていますが、財政再建の見通し法ができた。学校再編の今一番重要な最終ラウンドであると。予算の規模からいきましても、学校再編も西部小学校の体育館、プール、これで約12億かかると。あわせて、大きな村の課題で資金的、予算的に多くかかるものは、やはり安心・安全のための防災無線であると。電波法改正もございますので、いつも言っておりますが、これは基本的に必ずやらなければならない、後ろも限られた件であるということでございますので、財政面から考えますと、これが一応基本の案件であると思っております。特に予算でございます。

ただ、政策的にどうかと言われると、やはり予算の中で、細かいことはたくさんあるわけでございますけれども、基本的には今後、嬭恋村の上信自動車道に付随する全体がどうあるべきなのか、その考え方そのものは考えと同時に予算も伴ってくるわけでございますので、それに付随する道路体系、ネットワークはどうあるべきなのかとかあるいはもうじき完成しますけれども、昭和の時代にできた法律も決まって、各市町村は公共施設について見直し、中長期の管理計画等あるいは再編計画等をまとめましょうという法律に基づいた市町村が今つくっていますけれども、そういうものの嬭恋村の公共施設のあり方、これが非常に今問われる時期に来ておるなと思っております。上信自動車道、あわせて公共施設の中長期のあり

方等いうのが大きな政策課題だと思っております。

予算的にというと、どうしても細かい点でこの事業、この事業という面がありますけれども、基本的に大きな考え方の予算を含めまして、進むべき問題点というのはそういうところかなと、こんなふうに思っております。

また、予算の関係ですけれども、やはり我々の地方自治は3割自治だと思っております。1級河川あるいは国道144号、あるいは直轄の火山防災減災対策、あるいは環境省も現業業務を大変最近やっておりますので、そういう省直轄事業的なものあるいは県が単独で行います、県はかゆいところに手が届くということで、小規模土地改良事業、県単の事業もつくってもらっておるわけですが、国・県がどういう事業をやるのかなというものも非常に重要な我々にとっては課題であるわけでありまして。

予算の考え方、目玉的なものというと、基本的にはそういうことをしっかり考えながら、予算をしっかり確認して、あわせて政策的な課題も予算とともに進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今村長が目玉ということで幾つか羅列されたわけですが、本来であれば青山の土地の購入費が実際であればこの予算に立ててあったわけだと思います。残念ながら議会等、また当局との意見が、歯車が合わず、残念ながら予算には青山の土地代金が含まれないというような事態になったのは、お互いに残念であると思っております。

そういう点を含めていよいよ学校再編も終わるわけですから、6月に向けて市内一つになって、やはり今言う、県でいえば七軸構想というか、村でいえばその辺も中心とした今度は上信道の各支線ですかというのも今村長申したとおりですけれども、そういうものを考えていく時代になってきておりますので、ひとつそういうものを予算立てするときには、目玉の一つとして予算立てしていくのも必要かなと思っておりますので、そういう点を考えていただきたいと思っております。

以上です。答弁はいいです。

○議長（熊川 一君） ほかにありますか、ご質疑は。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で総括質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（熊川 一君） お諮りします。議案第9号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定をいたしました。

◎請願書・陳情書の委員会付託について

○議長（熊川 一君） 日程第34、請願書・陳情書の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（熊川 一君） 日程第35、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付いたしましたとおり、議員派遣をすることに決定をいたしました。

なお、この際、お諮りします。ただいま議決された議員派遣について、変更が生じた場合

は、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣によっては、変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎休会について

○議長（熊川 一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により12日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、あすから12日まで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（熊川 一君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 2時17分

平成29年第1回定例村議会

(第2号)

平成29年第1回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年3月13日(月)午後1時00分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 2 議案第 17 号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 18 号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 19 号 嬭恋村税条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 20 号 嬭恋村福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 21 号 嬭恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 22 号 嬭恋村奨学準備資金基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 23 号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 24 号 嬭恋村スキー場事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例の廃止について
- 日程第 10 議案第 25 号 村営嬭恋スキー場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第 11 議案第 26 号 嬭恋村スキー場事業の設置等に関する条例の廃止について
- 日程第 12 議案第 27 号 嬭恋村スキー場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 28 号 村道路線認定について
- 日程第 14 平成28年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第 15 予算審査特別委員会報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1 番	佐藤 鈴江 君	2 番	土屋 幸雄 君
3 番	唐澤 弘 君	4 番	松本 幸 君

5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君		

欠席議員（1名）

12番 大野 克美 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	副 村 長	滝沢 英幸 君
教 育 長	黒岩 優行 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	下谷 彰一 君	税務課長	黒岩 崇明 君
住民福祉課長	松本 芳男 君	建設課長	宮崎 芳弥 君
農林振興課長	小嶋 正 君	観光商工課長	加藤 康治 君
上下水道課長	熊川 武彦 君	教育委員会 事務局長	宮崎 孝 君
会計管理者	山崎 優子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 黒岩 富二 書 記 宮崎 清

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

- 議長（熊川 一君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますから、平成29年第1回婦恋村議会定例会を再開いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（熊川 一君） 議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
- 日程第1から日程第15については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について、順次質疑、討論、採決を行います。
-

◎議案第1号の質疑、討論、採決

- 議長（熊川 一君） 初めに、日程第1、議案第1号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。
- 本案に対して質疑を行います。
- ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
- 本案について討論を行います。
- ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
- 直ちに採決を行います。
- 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に、日程第2、議案第17号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対して質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第3、議案第18号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第4、議案第19号 嬭恋村税条例等の一部改正についての議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第5、議案第20号 嬭恋村福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第6、議案第21号 嬭恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第7、議案第22号 婦恋村奨学準備資金基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） これに賛成して討論をしたいと思います。

これは、これから進学にかかるお金の一助には大変なと思います。ここに、施行期日のほか条例の執行というところで、その基金が終わりになった限りではなくなるということになりますけれども、私は、本当に今、日本の教育の中でお金がかかるときなので、引き続き、基金がもしなくなった場合でも、できるような施策を引き続き考えていくことを要望して、賛成としたいと思います。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第8、議案第23号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第9、議案第24号 嬭恋村スキー場事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対して質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第10、議案第25号 村営婦恋スキー場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第11、議案第26号 婦恋村スキー場事業の設置等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第12、議案第27号 婦恋村スキー場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） これは確認なんですけれども、公の施設には変わらないということで

今後設置していくということで、その確認だけお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） おっしゃるとおり、公の施設であります。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 次に日程第13、議案第28号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎平成28年度孺恋村各会計補正予算の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第14、平成28年度孺恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合上、質疑は一般会計から順次行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

それでは、一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 4点ほど質問を行います。

初めに、11ページですけれども、東部保育所一時保育利用者負担金と、学童保育所保育料とかそういったものがマイナスになっているんですけれども、特に保育所なんかは、今現在の待機児童がおりましたら、説明をお願いいたします。

それから、次に13ページですけれども、国庫支出金、国庫補助金の土木費国庫補助金の中で、防災・安全交付金というのがマイナスになっていますけれども、来年度予算にもこれがあるんですけれども、もしかして私が説明を聞き漏らしたと思いますので、どのような事業を行うような予算なのかを、説明をお願いしたいと思います。

次に、33ページですけれども、道路維持費の説明の除雪事業が9,000万円もプラスになっているんですけれども、この辺で雪が多かったかどうかちょっと今年度私はそんなふうに思わなかったんですけれども、その除雪増の委託料が特にふえているんですけれども、実情を

説明願いたいのと、それから下の道路新設改良費がマイナスになっているというところで、その説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 伊藤議員の最初のご質問、保育所の待機児童の関係ですが、今年度一時的に多少ちょっと待ってもらうような時期があったようですが、今現在は解消されておりまして、この4月からの年度当初においても基本的には待機がないという予定で行っております。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、13ページの防災・安全交付金の事業の内容でございますけれども、三原・鎌原線ののり面の工事と芦生田・袋倉線ののり面の工事になります。

それで、もう一つの除雪の増額でございますけれども、1月末で7,000万円ほどの除雪費がかかっておりまして、ことしは雪の量はそれほどでもなかったんですけれども、降る回数が多かったものですから、ここで補正をさせていただいております。

それと、道路新設費のマイナスですけれども、一番最初に説明をさせていただいた防災の関係の事業費の決定によるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 今、建設課長さんが答えました13ページの鎌原の防災ののり面、そこに岩が出ているんですけれども、鎌原の皆さんの意見はそれはぜひとってくださいということでございます。私も今、三原の土木事務所のほうへ行って話もしましたけれども、県は安全だと言っていますけれども、鎌原の住民はみんな危ないと言っています。それで、建設をしている人にちょっと聞きましたら、あの岩はつつかなくも、何かセメントを流し込んで、穴を掘ってその中に入れれば、空洞になって柔らかくなって、そこから落とさなくてもいいということも聞きました。そういう方法があるんならば、下が危ないとか、そこから落ちるとかなんて言わないで、そういう方法をぜひ検討して、安全のためにしているん

だから、それはぜひ実行をしてもらいたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 土屋議員の質問にお答えさせていただきます。

あの部分の岩をのり面のところに抑えた事業というのは、群馬県のほうの事業でやっています、群馬県のほうの検討の結果、どうしても岩が不安定なものですから、それを割ったり、土屋議員が先ほど言った工法、そういうのをやるときに、岩が落ちてくるそういうものに対して危険があるので、今のままアンカーで斜面のところに落ちないように処置をしたということを聞いております。

よろしくをお願いします。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） それでは、とらないということで、あのまま吹きつけを済ませるということですか。鎌原の住民に対してわかる説明をぜひともしていただきたいと思います。危険だとわかっていてそれをできないなんていうのはおかしいんだと思うんですけれども。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 土屋議員の再質問にお答えさせていただきます。

あくまでも、ちょっと群馬県のほうの判断ですので、今の段階では岩をとらないで固定できるといような判断をしていると思います。

よろしくをお願いします。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 今、工事が休止しておりますけれども、春になればどうせまた始まるんだと思いますけれども、それまでにはっきりした結論を出してください。お願いします。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 群馬県のほうと協議をさせていただいて、結論を出すようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第5号）の質疑を

終わります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

お諮りします。各会計補正予算について、一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

これより各会計補正予算について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は一般会計補正予算には反対で、そのほかの会計に賛成で討論を行います。

理由は1点だけなんですけれども、会計の専門家ではないので、もしかしたら間違っているかもしれないんですけれども、先日の全員協議会の質疑の中でも出されましたけれども、マイナス会計部分が多いというのでは、何とかできなかつたかなという意見が出されていましたが、私もその辺で昨年度の補正予算を振り返ったときに、たしかこの場で先行型交付金のこととかも出されて、当局は2月の中旬ごろの先行型交付金の決定を受けて補正に出したりできたわけだから、日ごろから例えば区の皆さんとか議会が常に要望したり、一般質問で取り上げた件とかがあったならば、そのマイナスというか実績が伴わなかったとかいろいろあったらば、やはり早急にそういったところに変更できるものなら変更して、年度内により充実した予算の執行を行うべきじゃなかったのかなという思いがあって、何かもっと考えることが不足していたんじゃないかという思いがありますので、これには反対とします。

あと、ほかの会計は賛成といたします。

以上です。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次採決を行います。

最初に、議案第2号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成28年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成28年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成28年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成28年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会報告

○議長（熊川 一君） 日程第15、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

平成29年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項によって省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので省略します。

それでは一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計予算に反対、ほかの会計に賛成をすることで討論を行います。

まず、村長は、私が総括質疑を行ったことに対し、誠実に答えることもなく各課に振り当てようとしたために、質問が打ち切られました。JR万座・鹿沢口駅については、全員協議会で詳細に説明されるということで、納得することができましたが、あとの4点については、誠実に答えていただきたかったと今でも考えております。

次に、総括質疑をした件を含め、今回の予算には村長の取り組む姿勢が弱いように思い、疑問も多く残る予算です。特に、JR吾妻線に関する点では、かねてから何度も取り上げたこと、そして昨年の事務事業評価で重点課題になっていたのにもかかわらず、村長からは行政報告でも予算説明でも一言も触れられませんでした。このJR問題について、村長は口からは、「大事だ、嬭恋高校を守るためにもこれは積極的に取り組む」という声はそのたびに聞いておりますが、実際の行政報告とか、予算の説明の中ではされなかったことが、とても残念です。

また、村内にある公衆トイレに関する件でも、これまでに返答しかなく、進展がなく、村長が語られた「きれいなトイレにします」ということが本当に実現になるのか疑問です。観光地であることを考えて、全庁挙げて実現するように取り組むことを強く求めるものです。

国民健康保険特別会計は、資格証を交付されていることにひっかかりを覚えています。ゼロの自治体も群馬県内にはあると聞いております。私は、昨年生活保護の相談を受けた件で担当課に大変お世話になりました。ですが、その方はお金がなく、がんを患っていたのにお医者さんに行けなく、どんどん悪化し、私が気にして担当課に尋ねたときにはとうとう亡くなってしまったという事実に触れました。とてもショックで言葉が出ませんでした。体調が悪いとき、お金の心配をせず病院に行ける状態を願ってやみません。今度また、6月ごろに国民健康保険料の見直しも行われると思いますが、これ以上引き上げずに、本当に村民がいつでもお医者さんにかかるような状況をつくっていただきたいという要望もしておきます。

介護保険特別会計については、施設に入りたいときに入れなとか、保険料を納めていても、いざ利用するときは、利用料が高いという声を聞きます。今後、国の改定がますます大変になるような状況のようです。これに関しても利用したいとかそういうところに、今でも大変いろいろケースワーカーさんにもお世話になりやっただいていますが、本当に嬭恋村に住んでいてよかったといえるような、高齢者に対する施策をやっただきたいと思います。村の財政も決して楽とは言えませんが、私は何よりも命、そしてこれまで村を支えてきた高齢者が安心して暮らせるように、各分野から配慮することを求めるものです。このことを訴えて私の討論を終わります。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

続いては委員長報告に採決を行います。

最初に、議案第9号 平成29年度一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第13号は原案のとおり可決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 平成29年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りします。議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（熊川 一君） お諮りします。議事の都合により、15日まで休会にしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） あすから15日まで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（熊川 一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。

これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時43分

平成29年第1回定例村議会

(第3号)

平成29年第1回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年3月16日(木) 午前10時00分開議

日程第 1 請願書・陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	副 村 長	滝沢 英幸 君
教 育 長	黒岩 優行 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	下谷 彰一 君	税務課長	黒岩 崇明 君
住民福祉課長	松本 芳男 君	建設課長	宮崎 芳弥 君
農林振興課長	小嶋 正 君	観光商工課長	加藤 康治 君
上下水道課長	熊川 武彦 君	教育委員会 事務局長	宮崎 孝 君
会計管理者	山崎 優子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 富 二 書 記 宮 崎 清

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（熊川 一君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さん、本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、ただいまから平成29年第1回孺恋村議会定例会を再開をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（熊川 一君） 日程第1、請願書・陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願書等を所管の委員会に付託した事件の審査結果については、配付の請願・陳情文書表のとおりであります。ただいまから委員長報告を行います。

なお、各案件一括報告の上、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 総務文教常任委員長の報告を求めます。

佐藤鈴江君。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 総務文教常任委員会では、要望、請願、各1件について、当委員会への付託を受け、3月10日午前10時から、委員6名及び議長、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しましたが、その結果について報告をいたします。

初めに、継続審査となっていました要望第4号 孺恋村商工会館内におけるトイレ改修の

要望書について、審査いたしました。要望の趣旨は、商工会館内のトイレを洋式に改修するとともに、女子トイレの増設を要望するものですが、12月定例会においては、当該施設について嬭恋村商工会の長期的な考え方について確認を行う必要があるとの意見から、継続審査となっております。審査の結果、嬭恋村では、公共施設総合管理計画において、商工会館と嬭恋会館との複合施設を検討すべきとしていること。さらに、商工会においては、合併計画はないことを確認しました。ついては、当面、利便性を確保すべく、最小限の改修が必要であるとし、採択と決しました。

次に、請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、審査をいたしました。請願の趣旨は、年金の毎月支給、際限のない年金引き下げを行わないこと、年金支給開始年齢の引き上げを行わないこと、マクロ経済スライド及び微調整分キャリアオーバーの廃止、全額国庫負担による最低保障年金制度の早期実現、これら5項目の請願に対して、国等に意見書の提出を求めるものであります。請願内容の多くは、平成28年3月定例会において趣旨採択とされていますが、年金制度の諸課題を考慮すると趣旨は理解できるものの、国の財政状況や次世代への配慮も求められることから、趣旨採択とすることに決し、審査を終了いたしました。

協議事項として、西部小の安全対策について、担当課長から説明が行われました。また、委員長から給食センター運営委員会及び資料館運営協議会の報告が行われました。その他、休日保育についての意見交換が行われました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告を終わりとします。

○議長（熊川 一君） 初めに、請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子君。

○8番（伊藤洋子君） 今、述べられた、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願の紹介議員として、討論を行いたいと思います。

私が村内を回っていると、多くの高齢者の方々から、本当に年金が減って困るというの

が、大半の声です。私は、それはなぜなんだろうかということでいろいろ調べましたけれども、それは先ほど委員長が読んだように、本来なら、原則は物価と賃金のことを考慮して物価スライド、賃金スライドで決まるわけなんです、今、国はそれを無視しているわけなんです。

2004年に導入されたマクロ経済スライドというのが、また高齢化と少子化が始まったので、これからの年金が大変だということで、国が決めてやったわけですが、それは本当に毎年0.1%ずつ減るのが確実のものです。

そして、昨年末の12月国会で決まったのが、今度キャリアオーバー制度というのは、物価とか賃金を考えてやったりするんですけれども、その中から、例えば物価が上がっても賃金のほうがこうだからということで、調整して国が年金を減らさなかったとすると、その分はここに置いておいて、何年か後にまたこの分を必ず引き下げるとということで、こういう制度を盛り込んだということでは、これから30年間は必ず毎年1%ずつ削減されるような仕組みになっているわけです。

そうしますと、30年間で3割削減されるということは、本当に私たちが国民の1人として暮らせるような制度ではないということで、そのことの廃止を求めるのと、そして、最低保障年金制度、これはこの議会でも採択していただいて、国に声を上げているわけですが、そういったものなので、やはり村民の願いでもあるということでは、ぜひ採択をしていただきたいと思います。

それで、今回で年金者組合というところの組織が、この近辺の市町村にこの請願を出しているわけですが、渋川市では既に採択されて意見書を上げることになりました。東吾妻町が委員会で採択されているので、これからきょう本会議が行われると思いますけれども、そこの中でどうなるかという状況です。ということで、嬭恋村でもぜひ他町村にも負けぬようにここで採択していただいて、国に意見書を上げていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。直ちに採決を行います。

請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、継続審査となっております要望第4号 嬭恋村商工会館におけるトイレの改修の要望について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、総務委員長から話がありましたとおり、今回採択というようなことでございます。嬭恋の商工会館は、嬭恋村の施設をお借りしておるわけでございます。今、公共物の耐震等々の内容の中で、まだはっきりした建てかえとかそういうものが村から示されていない限りは、とりあえずはあそこの中にまだ商工課もいると思いますので、行事があるたびに村民、また他町村から来た方がやはりトイレを使うときに、男子、女子が1つの部屋にあるというのはまずいと思いますので、なるべく早く建設をしていただくことをお願いして、賛成の立場で討論をいたしました。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第4号 （継続審査）嬭恋村商工会館内におけるトイレ改修の要望書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（熊川 一君） 日程第2、一般質問を行います。

佐藤鈴江君外4名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（熊川 一君） 初めに、佐藤鈴江君の質問を許可します。

佐藤鈴江君。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、いきいきセンターの福祉の拠点としての活用についてであります。

平成28年度末で社会福祉協議会で運営をするみはらん家の認知症デイが運営を休止し、村の一般財産として福祉の拠点として活用されることに関連し、質問をさせていただきます。

東部小に併設の学童保育、こどもふれあい館ですが、昨年、保育料等無料化に伴い、昨年の夏休み中、学童保育の子供たちの利用で、ふれあい館を利用している親子が利用できないことがありました。周知にも時間がかかり、楽しみに利用していた子育てママたちは寂しい思いをしてしまったようです。活動量が多い小学生とふれあい館利用者は、子育て中の親及び保護者や3歳未満のお子さんの利用が主となっております。おのずと活動内容にも違いが出てきます。

そこで、いきいきセンターをこどもふれあい館として機能させることや、ともに子育てママの働く場所の居場所としての利用を提案させていただきます。子育てしていると、ふと立ちどまることがよくあります。そんなときに、誰かにちょっと手助けをしてもらおうと、不思議と自分の優しさが戻ってくる、子育てママの感想です。

婦恋村では、昨年より子育てに関する負担の多くが無料化になりましたが、それだけでは片手落ちであると考えます。現場のお母さんたちの声は、私たち子育て世代が感じている「あったらいいね」を、自分たちの世代では無理でも、次の世代の子育てママのためにも、今、私たちができることで行動を起こしていきたいとの熱き思いを持った多くの子育てママたちがおります。

また、そのことを酌み取り、私たち大人世代ができることと思います。子育て世代の声に耳を傾け、若い力を村づくりに生かしていくチャンスでもあると考えます。いきいきセンターを子育てママたちに開放し、今現在利用している精神ボランティアの皆様とも交流していくこと、また、高齢者の認知デイにも何日か利用したいという声もあります。

そのような、高齢者と赤ちゃんとの交流を考えますと、村長もご存じと思いますが、赤ちゃん先生として活躍をされている赤ちゃんが高齢者に与える影響は、多くの場面で実証済みであります。村長のお考えを伺いたいと思います。

次に、わかりやすくスピーディーな情報提供についてであります。

村長は常々挨拶の中で、「Think global! Act local!」とお話をされております。国際化とともに現代はスピーディーに物事を進めていくことが大事であると、さまざまな場面でお話をされているところであります。

現代社会は、さまざまな情報が私たちの生活環境の中にあります。中でも、ネットでの情報発信の仕方は非常に重要と考えます。孺恋村でもホームページをリニューアルし開設しておりますが、私のようなアナログ人間には、使いたい情報にたどり着くことに時間がかかります。広く情報発信を考えている割には、使い勝手が悪いと考えます。

平成29年度予算でも、愛妻関連では委託料が予算計上されておりましたが、昨年、子育てママの皆さんと、村長を初め各課のホームページに関係している代表の職員の皆様とも懇談をさせていただく機会がありました。必要なお金をかけていくとのお話であったように思います。

懇談会後は役場内部でも詰めていただいたようですが、新年度予算には計上されていないようであります。各課の情報提供にもばらつきがあります。しかし、職員も担当事務が煩雑多岐にわたっており、そこまで手が回らないとの声もあります。

隣の草津町の例をお聞きしてみました。草津町はホームページ作成に多額な費用を投入しております。草津町役場、観光協会、商工会、旅館組合、スキー場と、この5団体の調整に時間をかけ、常にリンクすることができることはもちろんですが、そのことで草津町のふるさと納税では、昨年12月末では13億円のふるさと納税の成果があったようです。しっかりとかけるべきところに経費を投入することが大事であり、関係団体との情報共有することも大きな成果につながります。

また、孺恋村広報も発行月にアップされるようになりましたが、PDFではアップされておりません。郡内の他町村を見ても、PDFでアップされているところが多くあります。個

人情があるため、加工し、アップしているようですが、草津町の例をとってみると、出生欄やお悔み欄は、「お誕生日おめでとうございます。」「お悔み申し上げます。」とカットされてアップをされております。広報と同じ形でアップされること、婦恋村はわざわざ加工しているところですが、その事務量を考えれば、草津町のようにメルマガとして発信することもすぐにできると思いますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、吾妻線のダイヤ改正に伴い、駅の無人化など問題になっています。草津町からのメルマガでは、新たに北軽井沢から草津町経由で渋谷の高速バスも3月16日より運行されるそうです。なぜ婦恋村を経由することができなかったのでしょうか。情報収集が問題ではないのでしょうか。婦恋村でもメルマガ等情報発信していくことは、若者への村誘致にもつながると考えます。村長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、2点、明確なお答えをお願いしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、いきいきセンターを福祉の拠点として、その利活用についてにつきましてのご質問でございました。

昨年以來、保育料等の無料化に伴いまして、東部小学校の学童保育の利用人数の増加によりまして、昨年の夏休み中のふれあい館の利用ができないということがございました。そのことで、子育て中のお母様方が寂しい思いをしたということは確認しておるところでございます。

経済的な負担の軽減だけでは片手落ちではないかというご指摘でございますが、子育て世代の経済的負担の軽減だけで支援が十分であるとは考えておりません。新年度から利用予定のいきいきセンターにつきましては、木造2階建てで総面積が149平方メートル、学童保育所は176平方メートルでございます。ふれあい館として利用している学童保育所のプレイルームは紛れのないワンルームで、88平方メートル広さがございます。それと比較いたしまして、いきいきセンター内でプレイルーム的なスペースとして活用できるスペースは、1階の37平米程度でございます。学童保育所に比べまして狭くなります。また、機能的にも劣ると考えておるところでございます。それをご理解いただいた上で、子育て中のお母様方に有意義な施設利用をしていただけたらと考えております。

また、高齢者や障害者の方々の憩いの場、あるいはデイケア等に活用することも含めまして、社会福祉協議会等の関係者のご協力をいただきながら、総意と工夫により効果的な事業展開ができる場と考えております。今後も子育て世代への支援を含め、少子高齢化対策に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

第2点目でございます。わかりやすくスピーディーな情報提供、情報発信についてというご質問でございました。ホームページのあり方についての考え方は、あるいは広報のホームページへの掲載に対する考えは、あるいはメルマガ等の情報発信に対する考えは、というご質問でございます。

第1点目の、ホームページのあり方の考えについてでございますが、昨年の3月に村のホームページをリニューアルいたしました。約1年が経過したところでございます。ホームページについてもさまざまな意見が寄せられておりますので、今後においても、関係機関、各課担当者等の意見を集約してホームページの更新を行っていきたいと考えておるところでございます。

また、子育て情報についてでございますが、現在、庁内において子育て支援に関する検討会を設置いたしました。意見の集約を行っており、順次更新を行い、子育て情報の発信を行っていきたいと考えております。

第2点目でございますが、ホームページへの広報の掲載に対しての考え方についてでございますが、広報につきましては、現在、ホームページ上の婦恋タイムスに個人が特定できないような形でアップを行っておるところでございます。吾妻郡内の町村の状況でございますが、婦恋村と長野原町以外の町村が、現在、PDFでのアップを行っております。本村においても、広報つまごい3月号より個人情報に配慮しながらPDFでのアップを行っていきたいと考えております。

第3点目でございます。情報発信についてのご質問でございますが、現在、フェイスブック、ツイッターによる観光情報等の発信を行っておるところでございます。メルマガにつきましては、防災無線でのデジタル化に伴う改修にあわせてこのシステムを活用し、整備後においては、防災行政情報の発信を行っていく予定でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

補足説明を担当よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） それでは、私のほうから情報発信について補足をさせていただきたいと思います。

さきの全協でも説明をさせていただきましたので、佐藤議員にはもうご理解をいただいていると思いますが、誘客に関しましては、主にSNS、ツイッター、フェイスブックを使いまして、これについては村長から直接的な指示を受けまして、例えば今週ですと、キャベツマラソンが今週14日からエントリー開始をさせていただきましたが、そのことについて、キャベツマラソン、地域おこし協力隊、ジオパーク、観光協会等から一斉に発信をさせていただくような形で対応させていただいています。これにつきましては、今後もさらに回数、内容の充実をさせていただきたいと考えておるところであります。

また、フェイスブックで3,000円程度なんですけど、有料になるんですけども、ターゲットを絞った形で情報発信をできるという機能がありますので、それにも少し試みてみたいというふうに考えております。これについては、いわゆるビッグデータといわれるうちへの観光客の動線がどう来ているかというようなことも詳細に把握できるような機能もありますので、そういった機能を使って、ターゲットを絞って発信していくことも挑戦していきたいと今、考えているところでもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の一般質問を許可します。

佐藤鈴江君。

○1番（佐藤鈴江君） 今、村長のほうから、福祉拠点については子育てママ等に活用していただけるというような方向でお話をいただいたところではありますが、ふれあい館については、やはり面積的にも狭いということもありますが、ぜひ春休み、夏休み、冬休み等については、またいきいきセンターのほうを活用して、ふれあい館機能の周知をそういうところで、学童保育は多いために夏休み期間中、冬休み期間中、春休み等はしっかりといきいきセンターのほうでふれあい館の利用ができるということを、広報をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

また、子育てママについては、近隣の西部4カ町村もそうですが、上田市とか軽井沢町とか、そういったところの近隣の子育て情報もしっかりとその場所で情報提供をできたらということでもあります。その点について、やはりWi-Fiとかそういったものが使えるような環境も整えていただけたらというふうに思っておりますので、その辺のところについてどう考えているのか。

それからまた、草津町のホームページについては、5団体との調整にやはり新しくホーム

ページをリニューアルするために、3,000万円の予算をかけているそうです。婦恋が昨年リニューアルしたときに約700万円程度と聞いています。その点についても、草津町のホームページを見ていただけるとわかると思いますが、婦恋との比較をした場合、かなり情報にたどり着きやすい、そういったところが見られると思いますので、その辺のところにきちんとかけるべきところにかけていく。そういう姿勢が大事ではないかというふうに思っておりますので、その辺について、再度お答えいただけたらというふうに思います。

それから、情報提供についてもそうですが、さまざまところでアップをしていくということですが、情報提供はあくまでも各関係団体、また、役場内においても連絡調整、連携はいかにとれているのかということであると思います。また、職員にあっても、やはり仕事のためにいろんな情報を提供したいんだけど、なかなかアップすることができないという声も聞きますので、その辺のところに草津町は3,000万円かけて、次の年は80万円。あとは毎月のランニングコスト8万円をかけているそうであります。そういったところで、やはり職員に負担がかかるのではなくて、かけるべきところにまた経費をかけていく、そういった職員への負担軽減も考えていかなければならないというふうに考えますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目でございますが、ふれあい館の活用についてでございます。いきいきセンターを含めた活用についてでございます。確かに昨年、保育料無料、幼稚園も無料ということもございました。休みになりますと、確かに子供たちが、年長といますか、6年生ぐらいの大きな子供も一緒に遊ぶような学童保育の中が混雑したということは認識しております。したがって、今、ご指摘の春休み、夏休み、冬休み、特に夏休みは非常に長いし、また、キャベツ農家も繁忙期に入っておるという状況もございますので、その休暇中の状況を緩和するためには、教育委員会並びに社会福祉協議会を初めとする関係の機関と十二分に協議をして、対応してまいりたいと考えております。

それから、子育てママの関係でございますけれども、群馬県内にも相当な組織が拡大してきております。また、長野県近隣の我々が接しておる定住自立圏であります地域、あるいは御代田、軽井沢、小諸周辺でも活動が盛んになっておるという認識は持っておるところでござ

ございます。多くの若い女性の子育てのママが一生懸命頑張っているという現実を見まして、我々もその子育てママ、若いお母様のご意見も十二分に確認しながら対応してまいりたい。特にいきいきセンターについても、当然意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

それから、Wi-Fiの件でございますが、基本的な公共施設については、Wi-Fiは現在オーケーになっておるわけでございます。もう少し幅広く若い世代の方がWi-Fiを使っておりますので、十分検討し、進められることは進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、ホームページの関係でございます。草津町が3,000万円、孺恋村が700万円と。それからランニングコストについても、草津は関連5団体等に運営上のランニングコストを負担しておるといふご指摘ございました。私もホームページにつきましては、昨年全面改修ということでやってきたわけでございます。ただし、PRするときには、先ほど担当課長が申しましたとおり、村のホームページ、観光商工課のホームページ、それから観光協会のホームページ、それから、現在ではジオパークのホームページ、関連する団体もございまして、一斉に同じテーマでPRしようというようなことで、今、取り組んでおるところでございますが、関連団体ということでご指摘ございましたので、関連団体みんなホームページを持っておりますので、ご指摘の今の関連団体につきましては、早急に担当に調べさせていただきます。ネットワークを組めるもの、あるいはリンクを張れるものについては、リンクについては張っておると思えますけれども、もう少し民間のネットワークも活用できるものがあるのであれば、リンクを張っていきたいと考えております。

あと、職員にすぐアップ体制をというご指摘ございました。担当課1人が必ず入った形の情報発信のプロジェクトチーム、今、現在できておりますので、周知徹底を図ってスピーディーに対応したい、こう思っておりますので、よろしくご理解をいただけたらと思っております。

それから、予算的な話でございますが、状況を見まして、必要なところはもし本当にあるのであれば、また、効果があるのであれば、前向きに検討を加えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） Wi-Fiの件については、役場の中のWi-Fiの利用についてもちょっとつながりにくい、知っていないとつながらないという状況があると思っておりますので、その辺の

検討もしていただきたいというふうに思います。

また、子育てママについては、子育てママと話し合う中で、やはり自分たちが手づくりでやっていくものを、何とかキャベツのグッズとかそういったものの販売にもつなげていきたいという子育てママの要望もあります。そういった点で、子育てママは今年度においては1年間かけてボランティア団体等の助成金の募集等もしてみたり、自分たちの資金集め、活動していくための資金集めも努力していくということでもありますので、その辺についてもしっかりと私たちも協力できるところは協力をしていきたいということでもあります。

それからあと1点、若いお母さんたちと話をしていく中で、今、婦恋村でも、婦キャベちゃんとかあさマンとか、それからあと愛妻のロゴとかそういったゆるキャラがありますけれども、そういった管理体制についても、しっかりと裏で統一した見解で申請をすれば利用できるような体制というのができるような形をしっかりとっていく必要があるというふうに考えますので、その点についてもやはり利用すべき。

また、販売をしたいという人に対しては、どのようなことをすればそのゆるキャラを使って販売できるのか、そういったことも子育てママとしては知りたいということでもありますので、村としても、その辺の情報もしっかりと共通して、どこどこに申請をすればきちんとそういったものの審査を受けて使用することができるというシステムづくりもしっかりとしていっていただきたいというふうに思いますので、その辺についてもよろしくお願いをしたいと思います。

以上、その点だけ再質問をさせていただいて、お答えいただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、子育てママの状況をよく確認しながら取り組んでまいりたいと思っております。能動的に若いお母様方がグループも結成し、幾つかのグループもあるわけでございますけれども、非常に積極的に横の連絡を密にしながら、村内も相当横の連携が強まってきておりますので、十二分にご意見を聞きながら対応してまいりたい。

また、組織としては若妻会という組織もございますので、そういうところにもボールを投げられて、また、ご意見を賜りながら横の連携を密にしてまいりたい。

それから、当局のほうにつきましても、関連する課がたくさんございますので、プロジェクトチーム、今、できておりますので、定期的に情報を提供もしますし、情報も収集させていただく、そういう場をしっかりとつくりながら対応してまいりたい、こう思っております。

役場内のWi-Fiの件でございますが、Wi-Fiは現在、担当がやっておりますので、今後のことについて、一言コメントさせます。

それから、浅間のゆるキャラの申請等もおっしゃるとおりだと思っておりますので、一定のルールがあると思われまますので、これは観光商工課のほうから一言答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） ゆるキャラに関する申請関係であります。当課においては、今、佐藤議員がおっしゃった3つのうちの1つ、愛妻に関するロゴを管理をしております。前にもちょっとお話をさせていただいたところではありますが、嬢キャベちゃんに関しましては、ほぼ農林課のほうで管理をしておりますけれども、ほぼどんな申請があっても、どんなところにどういうロゴをつけたいということであっても、まず断った経過はないというふう理解をしておりますし、今後もそういうふうにいきたいというふうに思っておりますが、ただ、愛妻のロゴに関しては、ある程度ストーリー性を持たせて取り組んでいる企画でありますので、あまりそのストーリーにふぐあいなものは多少脚下させていただく場合もありますが、基本的にはその考え方を持っております。

ただ、あさマンについてはちょっとジオパークの関係ですので、私は答弁できませんが、いずれにしても、今、おっしゃるような3つが比較的表にしっかり出てくるようになりましたので、全庁でしっかりその体制をとって、皆さんにわかりやすい形で申請いただいて、許可なりを出していければというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 佐藤議員のご質問の、庁内のWi-Fi環境についてでございますが、環境は整っているところでございますけれども、制限がかかっているということでございます。使用について、再度検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 下谷彰一君登壇〕

○総合政策課長（下谷彰一君） ご質問のあさマンの件でございますけれども、パネントの権利はジオパーク推進協議会が持っておりますし、協議会のほうに申請をしていただければいつでも使っていただけるようになっております。

なお、つい最近では、長野原町の酒蔵から申請がございました。ぜひご利用いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 以上で佐藤鈴江君の一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（熊川 一君） 次に、土屋幸雄君の質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔2番 土屋幸雄君登壇〕

○2番（土屋幸雄君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、JR吾妻線並びに西武高原バスの必要性について、質問をいたします。

当時、長野原線が大前駅まで延長されて吾妻線となり、昭和46年3月7日に万座・鹿沢口駅が開業いたしました。4月2日から特急白根号の運行が始まり、嬭恋から東京上野駅まで乗りかえなしで、そして、上野駅から万座・鹿沢口駅まで帰れることに対して、村民はまさに歓喜に沸いておりました。JR吾妻線の開通は、嬭恋の将来の発展が見込める開通でもありました。

当時は、日本列島はまさに高度成長の真っただ中であり、浅間高原はデベロッパーの開通により別荘ブームで発展し、鹿沢温泉や万座温泉も整備され、スキー客、観光客でにぎわい、週末には多くの乗客が特急列車に乗るため、万座・鹿沢口駅の外まで列をなし、お客様であふれていました。

しかし、時代は流れてバブルのはじけ、レジャー客、スキー客などの多様化及び車社会の普及、長野新幹線の開通などにより客の流れも変わり、利用者も減少となってきました。それらにより、嬭恋の国道を走っていたJRバス及び草軽バスの路線の運行がなくなり、現在、今まで運行されている定期交通は、JR東日本の列車と西武高原バスの2社だけになりました。多くの村民は、公共交通の充実を要望していると思っております。

そんな中で、今年のJRの春のダイヤ改正では、特急列車は臨時の特急列車を除き長野原

草津口駅どまりとなり、開業より45年間続いた歴史の幕を閉じました。それにより、上野駅でも万座・鹿沢口駅行きという表示がなくなり、婦恋の観光面にとっても大変な損失であり、まさに寂しい限りであると思います。

そして、追い打ちをかけるように、ことしの春のダイヤ改正では、婦恋始発・終点10本の普通列車のうち、4列車が新前橋駅が終点もしくは始発となり、婦恋からこの列車を利用する村民は、両毛線に乗りかえなければ高崎に行けません。また、ことしの2月には、万座・鹿沢口駅と群馬原町駅を無人化にするとの申し入れがあり、今後さらにJ R 吾妻線利用の不便さが増すのは確実であります。まさに、乗客、利用者のことを考えていないことだと考えます。

そこで、J R 吾妻線について、何点かお伺いさせていただきます。

まず1点目として、現在は高校の進学先が全県一区となっており、行きたい高校に通学する学生にとっては、J R 吾妻線は通学の足そのものであります。婦恋村から通う高校生や専門学校生も利用していて、高崎、前橋、渋川、中之条方面まで列車通学を今、しています。また、反対に中之条、渋川、前橋方面から婦恋高校に通学している生徒も多くいます。

まさに、婦恋高校にとりましても、J R 吾妻線の問題は大変重要な問題であり、婦恋高校の存続にもつながる問題でもあり、通学の足を確保することは最重要課題であると思いますが、どのようにお考えなのか伺います。

このまま何も対策を打たなければ、J Rは既成事実をつくっていき、だんだんには果ての列車が長野原草津口駅どまりになるのではないかと、村民の皆さんもささやいている人がいることに対して、大変な危惧を持っているところでもあります。もし、そのように廃止となれば、中之条や渋川、前橋、高崎方面に進学する生徒は、昔みたいに下宿をするかアパート生活をしなければ高校には行けなくなり、親及び生徒にとっても、金銭面やいろいろなことに対して負担も相当なものになるのではないかと思います。

2点目として、現在、渋川吾妻地域在来線活性化協議会という会があると思いますが、この会は今回のようなJ Rの動きに対してどのような対策を講じてきたのか。あるいは、何も対策をしてこなかったのか。何の成果も見えてきません。この活性化協議会とは何をする会なのか、お答えをください。

3点目として、2年前より高校生の通学の利便性のために、現在、長野原草津口駅始発の5時22分、また、6時12分発の列車に乗るために、親は片道20分から30分かけて長野原駅まで送迎をしております。そこで、親の負担も相当なものがありますので、それを大前駅か

万座・鹿沢口駅を始発にしてくださいと質問を何回かしておりますが、何の成果も進展もございません。

本件につきましては、村長並びに議長名でＪＲ高崎支社に昨年の２月と１２月に陳情し要望してきましたが、ＪＲは決まったことであるので理解を願いたいとのことで、何ら進展がございません。

そこで、普通列車の始発ということで提案をしたいと思います。新たに始発２便を大前駅から長野原草津口駅まで運行するに当たり、どのぐらいの経費がかかるのか、ＪＲに調査、精査を依頼し、結果を提出してもらったらどうかと思います。その結果をもとに、ＪＲと率直協議し、嬭恋村としてどのようなことをすればよいのか、あるいは、金銭面も含めて提案してもらい、普通列車は大前駅から運行できるのか、その可能性を探していくことも必要だと思います。また、それには、大前駅に車両の待機場所をつくることも必要かと思いますが、考え方を伺います。

最後に、現在、嬭恋地内を走る唯一の路線バスは、西武高原バスのみです。この路線は、軽井沢駅より鬼押出し、万座・鹿沢口駅経由で万座温泉バスターミナルまで、新幹線のダイヤに接続できるように１日３往復を運行しております。また、夏場の土、日、祝日には、仙之入経由で草津温泉まで１便を運行しております。

この唯一のバス路線が今後とも途絶えないように、村としては応援していかなければなりません。そこで、ＪＲ吾妻線の特急列車が万座・鹿沢口駅まで来なくなりましたので、思い切って北陸新幹線の軽井沢駅を嬭恋の新たな玄関口として捉えてはどうかと思います。西武高原バス会社と嬭恋村及び各観光協会等関係機関とよく話し合い、運行回数をふやすとか、草津町がＪＲバスとタイアップしているように、嬭恋村も村民号をつくって、万座・鹿沢口駅を拠点とするなどの方策も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、あわせて軽井沢駅を嬭恋の玄関口として考えていくことも重要かと思いますが、当局の考え方を伺います。

次に、若者に住んでもらえるような村づくりについて、質問をいたします。

現在、嬭恋村においては、２８年度予算の新たな施策として、給食費、保育料、幼稚園・学校教材費、英語検定などを他の市町村に先駆けて無料化し、子育て支援の充実を図り、子供のいる家庭に大変喜ばれております。この子育て支援は、嬭恋村に住み、子供がいる人たちが対象であり、嬭恋村に住んでもらわなければ、この恩恵は受けることはできません。そのためにも、多くの若者に嬭恋村に住んでもらうための施策が大事になってきます。

しかし、大学等を卒業しふるさとに住んでもらうには、若い人たちが将来の生活設計ができて、将来に夢が持てる見通しができてこなければ、村には住んでもらえません。そのためにも、村は若者が安心して将来の生活設計ができるような施策に真剣に取り組む必要があります。現在、農業関係は農林振興課、観光商工業の方は観光商工課などで担当する部署があり、それぞれ施策を講じており、ある程度の公的な支援を受けております。

しかし、予算、決算項目に労働費がありますが、西吾妻職業訓練校の補助金、勤労者生活貸付金しかなく、今、村で直面している若い人たちが婦恋で働き、住んでもらえるような対策が不足しております。

そこで、私はここ二、三年前から、労働費の決算の審査時などで質問をしておりますが、目に見えるような回答がありませんので、改めて何点か質問します。

まず、労働費には、若者が村に残り、住んでもらえるようないろんな施策ができるよう予算を組むべきだと考えます。これから就職する人や、村外に就職して村へ帰って住んでみたいという人に対しては、村あるいは近隣の就職口などいろいろな情報を提供していき、村に住んでもらえるようにしていかなければなりません。

例えば、村民で村外に就職していた人は、新幹線や車で通勤する場合、通勤手当の補助金を出すなど、思い切った発想をしていくことも必要ではないかと考えています。いかがでしょうか。

また、村の人口を維持するため、若者の就職の場確保や情報を提供できる体制をつくり、専門の職員を配置し、村がしっかり対策を講じなければ誰も助けてくれません。村はこうした取り組みについてどう考えているのか、あわせて伺います。

最後に、村営住宅の今後のあり方について質問をいたします。

村営住宅は古くなり、現在では入居者も少なく、1棟分が空き家になっているとのございます。今後、この住宅をどう維持していくのか、あるいは建てかえていく考えなのかを伺います。

若い人たちが住むには、今どきの若者に合った住宅に建てかえなければ住んでもらえません。若い人たちの中には、長野原町などの村外にアパートを借りて住んでいる人もいます。そういった人たちに村に住んでもらうためにも、しっかりとした住宅対策が必要であります。そのためには、これから、計画性を持って魅力ある村営住宅のあり方を考えていかなければならないと思いますが、当局の考え方を伺います。

以上、村長の明快な答弁をお願いします。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、J R 吾妻線並びに西武高原バスの必要についてのご質問でございました。質問の要点は3点ございましたが、お答えをさせていただきたいと思っております。

平成27年の万座・鹿沢口駅の1日の平均利用客は205人であります。70%以上が定期券利用者ではございます。今後、少子化によりまして生徒数の減少が予想されますが、保護者や学生に通学の負担や心配をかけないように、J R 吾妻線の利用者をふやし、村内にある3つの駅を守り、施策に取り組んでいく考えでございます。

まず第1点目でございますが、J R 吾妻線による通学の足確保は、嬭恋高校の存続にとって最重要課題ではないかというご指摘でございましたが、全く同感でございます。この路線は、沿線住民の通勤、通学並びに地域の環境、観光を初めとする産業の発展にも多大な貢献をしてきたところでございます。この路線を守ることが、嬭恋高校の存続につながると思っております。そのためにも、嬭恋高校を魅力ある高校に育てていく必要があると考えておるところであります。

この地域に嬭恋高校の生徒や観光客を呼び込むためには、高校や村の魅力を前面に出してPRしていくことも大切でございます。昨年9月に浅間山北麓地域がジオパークに認定されました。今後は嬭恋高校存続の取り組みはもちろん、ジオパークに代表される地域の観光資源を首都圏等に情報発信し、J R 吾妻線の利用客をふやす取り組みをしていく考えでございます。

いずれにいたしましても、鉄道の線路はレールでつながっておるわけでありまして。そのため、1町村だけで取り組むには限界がございます。今後も沿線市町村と連携をしながら、地域の足を守るためにしっかり対策を講じていきたいと考えます。

2点目のご質問でございますが、渋川吾妻地域在来線活性化協議会とは何をする会なのかということでございますが、この会は、渋川市の阿久津市長を会長に、吾妻郡6町村並びに群馬県交通政策課、渋川・吾妻行政県税事務所、渋川・伊香保観光協会、吾妻観光連盟、J R 東日本高崎支社がメンバーとして構成されております。町村長等が当然入っておりますが、各町村におきましては、幹事会として担当課長が幹事会の構成員としてメンバーでございます。

事業といたしましては、啓発ノベルティーの作成やJ R 吾妻線沿線の市町村を紹介する協議会だよりの発行並びにホームページによる紹介を行っています。また、駅にプランターを設置したり、関係機関に要望活動等も行っておるところでございます。今回の万座・鹿沢口駅無人化の件についても、この協議会を通じてJ R 東日本高崎支社に要望を行ってきておるところでございます。今後におきましても、また要望活動は組織を通して行っていく予定でございます。

3 点目でございますが、長野原草津口駅発の1 番並びに2 番電車を大前駅始発にする経費をJ R に算出してもらい、その結果をもとに協議してはどうかとのご指摘ございました。貴重な意見として今後、検討していきたいと考えます。現在、村として詳細な調査、研究はしておりませんが、通学の足を確保する要請は常に行ってきておるところでございます。

先日の万座・鹿沢口駅の無人化の協議のために来庁したときにも、無人化されると利用者が不便になるので、かわりに長野原草津口駅発始発の2 便を大前駅発にするため、村は補助金を出せば対応は可能ですか、というお願いもしたところでございます。J R 側の回答は、人的配置、車両の配置との関連から、一概に幾らとは言いがたいんだけど、補助金では健全経営ではなく、持続性も考慮しなければならないので、現状ではなかなか難しい、考えるのが難しいという回答でございました。なお、大前駅に車両の待機場所をつくる件については、J R 吾妻線は単線でありますので、避け違いのためにも当然必要になってくると考えておるところでございます。

4 点目の西武高原バスに関する質問でございますが、4 点目以降につきましては、西武観光バスあるいはJ R 東日本、これは国土交通省のほうの許認可事業でございます。そういう点からしますと、一応民間企業でございますので、旧国鉄であれば100%国のものがございますので、行政からも陳情ができたということもございます。現在は民間企業でございますから、吾妻についてはなかなかネットワークは悪い。また、西武高原バスさんにつきましても、一民間企業ということを前提に、しっかりとまた交渉はしてまいりたいと、こんなふうと考えております。4 点目につきましては、担当課課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、村営住宅の件につきましては、庁内で副村長を中心として考えてきて、現在一定の考え方がまとまってきておりますのでご回答をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 村長。

○村長（熊川 栄君） 答弁漏れで大変失礼いたしました。

労働者の件、若者の住みよい村づくり、若者が住んでもらえる村づくりということでご指摘がございました。

村にとって、雇用対策は大きな施策課題でございます。しかしながら、議員のご指摘の職業紹介に関する行政サービスは、国が厚生労働省設置法に基づきまして設置される公共職業安定所、いわゆるハローワークにおいてなされるべきであるものと、原則的には考えておるところでございます。このハローワークにおいて実施されるべき業務といたしましては、求職者には就職もしくは転職についての相談指導、適性或希望に合った職場への職業紹介、雇用保険の受給手続等を、雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金、補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供するものとなっております。

したがって、議員ご指摘の就労に関する情報提供は、基本的には国の責任として設置されておるハローワークが行うべきと考えます。

しかしながら、中之条にあることや細かい配慮がなされていないなどの問題点もございますので、そのことを地元で精通している村当局もかかわれる範囲で積極的にかかわっていくことも、このハローワークの機能を充実させる重要な要素であろうかと考えております。

さらには、雇用対策といたしましては、村内雇用創出も重要であります。これにつきましては、創業及び第2創業に対する支援や、小口資金の金利引き下げ等を行って、村内企業の活性化策を講じておるところでございます。今後も引き続きまして、村内における雇用の創出について努力してまいりたいと考えております。

ご指摘の就職状況の発信等につきましては、既に担当課におきまして検討を開始しておりますので、詳細について担当課長より説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 副村長。

〔副村長 滝沢英幸君登壇〕

○副村長（滝沢英幸君） 土屋議員の村営住宅の関係についてお答えいたします。

現在、婦恋村の村営住宅は7棟あり、一番新しいもので築26年、古いものにつきましては40年を経過しています。空室につきましては、議員ご指摘のとおり、2月10日現在で全体の部屋数90戸に対し20戸、また、使用不可が発出されます。発出の使用不可は、建築時公営住宅の補助を使用しての建築だったため、設計図が全国统一表示になっており、寒冷地を考慮した構造になっていないため、建物の結露等の発生が原因です。

このことが、冬期間の住宅環境を悪化させ、退去の理由の一因になっています。平成28

年3月末から平成29年2月まで退去者が12件と、この1年での退去が目立っております。現在、村としましては、村営住宅管理計画策定検討委員会をつくり、今後の村営住宅の方針を検討しております。これから村営住宅の運用、改修、集約、建てかえなどについては、委員会を中心に国、県と協議を行いながら方針を検討して、入居者のニーズに応えられるよりよい村営住宅のあり方を考えていくつもりでありますので、よろしく申し上げます。

また、平成29年2月10日以降、現在まで6件の入居希望があり、3件の入居が決まっていることを申し添えます。

以上です。

○議長（熊川 一君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 下谷彰一君登壇〕

○総合政策課長（下谷彰一君） 土屋議員のJR吾妻線並びに西武高原バスの必要性についてというご質問の中の4点目になろうかと思っておりますけれども、西武高原バスに関するご質問について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

ご意見のように、本村の唯一の路線バスでございまして、加えて、観光客は800万人と言われていた軽井沢町と本村の万座・鹿沢口駅、さらには本村の観光地を結ぶ路線でございまして、この路線は観光振興にも大変大きく寄与していただいている路線でございまして、

浅間高原の中には、自分のホテル、あるいはそうしたところの自社の専用バスを運行して、軽井沢駅からお客様を連れてくる、そういうところのホテルもございまして、こうしたバスは利用客に限られておまして、一般の方、あるいは村内にお越しいただける観光客を誘導していただける西武高原バスについては、利便性が高い大変大切な路線バスだというふうに考えております。

それだけに、村としてどれだけの協力ができるのか。また、ご質問のように、増便をした場合、あるいは万座・鹿沢口を拠点として孺恋専用のバスの運行の取り組みをした場合に、タクシー会社や村内にある民間の業者の経営を圧迫することはないだろうかなどについて、関係する皆様方と十分協議をしていく必要があろうかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、唯一の路線バスでございまして、この路線バスを守るために、できる運営はしっかりとしていきたいというふうに考えております。

なお、ご質問の中の、軽井沢駅を孺恋村の新たな玄関口にしてはどうかというようなご質問がございましたけれども、本村は現在、吾妻線を守る取り組みといたしまして、しっかりとした取り組みはこれからしていこうということでございます。そのために、村民の皆様

とりましての玄関口はあくまでも万座・鹿沢口駅であろうというふうを考えております。しかし、ご質問のように、観光面を考えると、ご承知のように、ほとんどの旅館、あるいは観光地のパンフレットをごらんをいただきますと、観光パンフレットのアクセスについては、軽井沢駅と万座・鹿沢口駅を並列して載っているパンフレットがほとんどでございます。どちらかを玄関口にするか、こうしたことについては、利用していただく観光客の皆さんの利便性を考えて、それぞれの立場で選んでいただいたほうが、行政がこちらですよというふうに申し上げるよりも、より幅があっていいのではないかなと、アプローチについては、そのほうがスムーズにいくのではないかと、そんなふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） 私のほうからも2点ほど補足をさせていただければと思います。

まず、西武バスにつきましては、観光業界にとっても非常に唯一の路線でありますので、しっかりと充実を、西武バスのほうと協議をしながら図っていきたいというふうに思っております。

また、軽井沢駅の玄関口ということはありませんけれども、これについても非常に重要なことかと思っておりますが、先ほど総合政策課長のほうから答弁がありましたように、一方で、土屋議員の質問にもありますとおり、吾妻線の活用、それと万座・鹿沢口駅の死守というような大きな課題を抱える中での対応でありますので、非常に微妙な状況であることも事実であります。

特に、今年度から解消させていただいた、村が万座・鹿沢口から各イベントや各観光方面に発車をさせているシャトルバスを、ぜひ軽井沢駅から発着させてくれないかというようなご要望も受けておりますが、今、申し上げたような状況もありますので、この辺については慎重に考えさせていただければというふうに思っております。

また、セン環境で軽井沢でのイベント、キャンペーン等も行わせていただいておりますし、実は3月10日号というふうになっておりますが、軽井沢新聞というところに、今、うちで企画をしております草軽電鉄のマップができましたとか、あと、17日から資料館で草軽電鉄の展示会をやりますというような情報も、軽井沢新聞というところに掲載をさせていただいて、何とか軽井沢に訪れるお客様方をこっちに連れてきたいというような方策もとらせて

いただいているところであります。

いずれにしても、西武バスとの協議の中、しっかり対応させていただきたいと思いき、特にキャベツマラソンにあつては、万座・鹿沢口から会場まで前日にシャトルバスを出すんですが、西武バスが到着することの時間を考慮した上で時間配慮させていただいておりますので、今後も西武バスと協議をしながらしっかり路線の充実を、できれば増便を図っていくような方策をとっていければというふうに思っております。

もう1点、雇用対策の件でありますけれども、雇用対策の中で、いわゆる就職情報の提供につきましては、先ほど村長から答弁がありましたように、国が法律に基づく責務として実施されるべきものというふうに考えております。したがって、村が主体的に行うということになると、村の就職に対する情報収集能力を考えますと、あまり効率的ではないのかというふうに思っております。

しかしながら、先日ハローワークを訪問させていただいて、議員からもご提案いただきました、地元での就職相談会の開催について相談をさせていただきました。感想としては、少し細かい配慮が欠けているのかというような感想もありましたので、今も前から申し上げているとおり、中之条ばかりでなく、軽井沢、小諸、佐久、上田方面のハローワークからの情報を村内に掲示をさせていただいておりますが、そういう細かいことをしっかりと対応させていただいて、ハローワークの機能をしっかり充実させていけるような形にさせていただければと思っております。

また、先日の商工会の理事会におきましても、そういう就職者と求人者のマッチングを観光課としてもやってみたいというようなご提案させていただいたところ、早速、会議の終わった後に理事の方から、実はこういうことがあるんだけど、村ではやってもらえればというようなお話もありましたので、そういうことを含めて、商工会の皆さん、もしくは関係者の皆さんと協議をしながら、村がやっていけること、もしくは求人者、求職者が望んでいることに対応していければというふうに思っておりますが、基本的にはハローワークへの誘導ということになろうかと思いきけれども、細かい配慮について検討させていただきたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 今、JRの記者で西武高原バスのいろいろな答弁をしていただきましたけれども、答弁もなかなか、国だ、民間だと言っていて、婦恋村も考慮しなければできな

いということでございますけれども、やっぱり村もある程度のことをしていかなければ、これだけJRは特急がなくなり、東京からお客さんが万座・鹿沢口駅に直接来られないような状況の中にあります。

草津町も、先ほど佐藤議員が質問しましたように、高速バスが軽井沢経由で来ると、そういうことをどんどんやってくる。嬭恋村もある程度そういうことを、やっぱり民間の話をしてということで伸びているわけですから、話をする姿勢はぜひ続けていただきたいと思います。それをしないで、ただ民間だ何だって分けて、民間がだめだとかそういうことを言わないで。やっぱりそういうことはしていけないといけないと思うんですけれども。さっきも申しましたけれども、軽井沢には何百万人もうんとお客が来ている。それを実行していかないと、と思います。

それで、吾妻線の問題なんですけれども、吾妻線は渋川から大前までは本当の吾妻線でございます。吾妻活性化協議会でいろいろイベントだ何だという今、答弁をいただきましたけれども、本当にすることは、吾妻線は渋川から大前駅、それを普通列車は確実に最初から終点まで本当に運行してもらえる。それは最重要課題だと思います。それをしていかなければ、先ほども言いましたけれども、高校生が困りますよ、親の負担も多くなり。ますます嬭恋村の人口は、こんなことしていれば、若者が全然残らなくなると思います。ぜひともそういうことは加味して、いろいろあると思うんですけども、やっぱりそれはしていかなきゃならない嬭恋村の課題だと思うんですよ。

あと、働く場所のことなんですけれども、そのことに対しても、やっぱりハローワーク、ハローワークさんは何よ、ただ提供するだけです。嬭恋村が問題提起して、使用人の対策を窓口とかいう、そういう専門の職員を配置して、嬭恋村はこういうこともしていますということをしていかなければ、若い人たちはわからないと思うんですよ。こういう魅力があって、こういうことを嬭恋に住んでもらわなくちゃということをしていろいろあると思うんですよ。そういう政策をぜひとも実行してもらいたいと思います。

それで、関連しますけれども、そういう住宅なんですけれども、今、若い人たちは個人個人でいろいろ、古いアパートには住みたがらない。若い人、結婚されている人はそういうところに住まなければ、生活が。うちにはなかなか入らないでそういうところで生活しなければならぬ人もたくさんいると思うんですよ。その人たちのためにも、新しいこともしていかなきゃ。継続して一気にできるわけじゃないんでございますけれども、それをしていかなないと、嬭恋村はどんどん人口が少なくなっております。そうでなくも、去年1年で子供が

52人しか生まれておりません。働く場があって、ここに住んでもらわなければ、嬭恋村はこれからどんどん衰退をしていくと思うんです。そういう政策は本当に論議をして、本音と建前もあるかもしれないけれども、いろいろそういうことは論議して、できることはしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の、J R 吾妻線の件でございます。

土屋議員のご指摘のとおり、大前まで便がしっかり来ること、これは私も本当に望んでおります。村民誰もが望んでおるところだと思っております。

しかしながら、相手はJ Rさんという会社でございます。何回も民間という言葉を使っていますが、やっぱり民間企業でございます。しっかりと話すべきことは話して、また、大前駅にもし朝一番、あるいは最終は長野原ということでございます。下のほうに通う、下というか、渋川や高崎、前橋に通う子供たちの親にしますと、やっぱり長野原まで送っていかなければならないと。私自身もそういうことをやってきた経験もございますけれども。本当にできれば大前から発着してもらいたいと思っております。

それにはやはり、大前のそこの、私も見ておりますが、担当にはどうだ、何メートルであれば足りるんだということまで一応は検討もさせていただきますけれども。もう1便、そこに夜泊まるスペースがなければならんと。もしそういうことをすれば、村の負担も当然あると。それに対する費用対効果もあるというふうになると思われませんが、一応それも今、全く白紙じゃなくて、検討をさせてもらっていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、活性化協議会でございますけれども、嬭恋村だけでできる問題ではございません。今回の、例えば急行が群馬原町駅、あるいは川原湯温泉駅に停車しないということになったわけでございます。これについては、東吾妻町の町長さん、あるいは長野原町の町長さんもまかりならんと。280億円もかけてJ Rは鉄建公団、昔は公団、今は鉄建の民間企業でございますけれども。どの関連であれだけのトンネルをつくったじゃないかと。何で川原湯温泉駅を廃止するんだと、停車しないんだということを強く言っております。

したがって、こういうものは吾妻郡町村会の、あるいは渋川市町村を中心とする活性

化協議会も当然であるというお話をさせてもらっています。しかしながら、JRの言い分は、草津温泉に広告が7分と11分短縮されると、こういうことなんですよね。これが現実なんですよ。草津に行くお客さんが非常にあるので、JRは草津にバスは残してあるけれども、万座・鹿沢口駅から鹿沢温泉に行く駅は廃止されちゃったという経緯も歴史もあるわけでございます。そういう現実も踏まえながら、やるべきことはしっかりお願いは今後もしていきたいと思っております。

また、議員の皆様方とも連携をしながら、やるべきこと、お願いすべきことは今後もしっかりやってまいりたいと考えているところであります。

それから、働く場所の確保ということで、以前も一般質問もあったわけでございますけれども、役場内に専門の職員を配置するというと、相当そのコストなり負担が大きいのかなど思っております。

先ほど担当課長が申しあげましたように、ハローワークが一元化していますけれども、うちのほうも担当課の課長の答弁のとおりで、中之条のハローワークのほかに、軽井沢や定住自立圏の上田のハローワークとの情報も収集すると。その情報収集したものを私どもの窓口で情報提供、広く村民に知らせる、こういうことは連携した範囲でできると思いますので、そういうことのレベルであれば、今後もしっかり対応してまいりたいと考えております。

それから、働く場の確保、これも本当に私も思っております。議員誰もが思っておると思います。村民誰もが働く場所が欲しいと思っております。これは何も嬭恋村だけじゃなくて、全国やっておるわけですが、ほかの町村よりも、嬭恋村にやっぱり働く場所が多いというふうにしたいと私も思っております。人口があと40年後に1億2,700万の人口が6,000万人近くに減ってしまうという社会保障問題研究所、厚生労働省の外郭団体の人口問題研究所の指摘もあるわけですが、それでも、やはり人口減少を我々は知恵を出し、働く場所を確保しなければならんと、私自身も思っております。強く思っておるところでございます。

お互いにいい策があれば、当然我々も対応してまいりますし、また、議員の皆さんの意見も賜りながら、やっぱりどうやったら産業振興できるのか、あるいは今やっている六次産業というものを本当に真剣に考える必要があるのかと思ったり、第一次産業、第二次産業、第三次産業と産業構造もありますが、衰退したこの産業政策というのは非常に重い課題でございますけれども、今後におきましても、やっぱり1人でも多く若い人が希望を持って、村内に働ける場所を確保してまいりたいという強い決意は持っておりますので、よろしくご理解

をお願いしたいと思っております。

最後に、住宅関係のお話がありました。村営住宅につきましては、先ほど副村長からお話をさせてもらったとおりでございます。需要が将来あるのかということで、規制化をやわらかくするとか、今、策を、所得制限をもう少しやわらかくするとか、緩和したらどうかということでございます。昨年の秋以降、ここ数年、村営住宅の利用者が減ってきて、希望も減ってきているという現実もございましたわけですが、何とかいい活用方法がないのかと考えております。

最終的に、今、芦生田が48、あと西窪が24、大前が24でございますけれども、96ありますが、最終的に、どうしてもなければ取り壊すのが一番かと思っておりますけれども、ただ、建設課のほうで一生懸命募集をかけておりまして、村民がここに入ってくるという状況もございますので、今後の見通しも含めてしっかりと検討を加えてまいりたいと、こんなふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 今、村の答弁は大分消極的な意見が多いように私は感じたんですけれども。これは本当に最重要課題で、取り組まなければ。もし当局に何かいろいろ考えがあれば、議会にも示していただいて、議会と当局と一緒にこれから取り組んでいかなければならないと、私は思っております。

今の村の施策は、いろんなことが後手後手に回っていると感じております。村長はなぜか出張が多く、村にいることは少なく、目は外に向いているのか。外では積極的に出かけていますが、村のいろいろな課題に対しての解決する取り組みが、姿勢が少ないのではないかと私は今、感じております。村内にいる時間をふやしていき、いろいろな担当の職員との対話をして、その課題を詰めていくことも必要だと、私は思います。

例えば、JR問題で公共交通の問題も、事が起きてから今までは行動をしていたと思うんです。平素からの取り組みが本当に重要だと私は思っております。若者に住んでもらえるような政策も、村が積極的に、ハローワークが国が云々だとかそういうことを言わないで、自分たちで村で考えていかなければ、本当に何もできないと思います。今、できることを一つ一つ課題を探して実現できることはどんどん進めていただきたいと思っております。

それには、担当課長を信頼し、自分の考えを村長は押しつけないで、聞く耳を持ち、ある程度のことは副村長とか課長さんに任せまして、ある程度のそういった施策がうまく回るような体制をつくって、これからの未来に向かって新しい政策をどんどん実行をしていけるよ

うに考えていただきたいと思います。村長の考えを最後に伺います。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再々質問に対する答弁を求めます。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村長は外にばかり行っている時間が多いというご指摘でございました。確かに私も就任して5月1日からは11年目を迎えます。外での仕事がふえていることも現実でございます。そのご指摘につきましては、昨年の12月議会でもご質問があつてお答えをさせてもらった経緯もございますが、村民の幸せのため、外に出ても忘れたことはございません。

なおかつ、なおかつ我が村の組織、一般会計で70億6,800万円、特別会計入れて100億円以上の会計の予算をつかさどるものとして、そしてまた、職員が138名、特別職を入れて141名。これだけの人間がその予算を執行し、本当に毎日毎日が、私自身が真剣勝負だと思っております。私の日程も見てもらって結構でございますけれども、外に出ていろんな会議に出ますけれども、やっぱり村民にかかわりがあることだと思っております。決して村民を忘れることなく、今後もしっかりと努めてまいりたいと思っております。

なお、なるべく町村会等の充て職等については、関係の他の町村にも、お互いにやりましょうということで振り分けをさせてもらっておるところでございます。

いずれにいたしましても、村民が幸せになるために、私も今、現実があるわけでございます。緊張感を持って、また部下とは、11人課長がおりますけれども、しっかり自分の担当部署をお願いし、また、課長はその部下をしっかり管理をしていただきながら、しっかり施策を実行してまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、JRの関係、あるいは働く場所も議員のご指摘のとおり、さきにも答弁させていただきましたが、そのとおりだと思っております。とおりでございますので、それに対応したものを一生懸命我々も考えております。今後もお願ひすべきところはお願ひをしていきますし、それから、JRの関係であれば、やはり組織を通してみんなで本社のほうに陳情に行こうという話も今しておるところで、日程調整もしておりますが、お願ひすべきところには個人の村長としての陳情もしますし、また、組織として吾妻線活性化協議会という組織もありますから、それはそれで通して、しっかりと要請活動はしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊川 一君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（熊川 一君） 傍聴の皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは、再開をいたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の質問を許可します。

伊藤洋子君。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

傍聴の皆さん、お忙しい中、来ていただきましてご苦労さまです。

3月議会は、来年度予算を審議するとりわけ大事な議会です。村の予算は村民の皆様から預かった税金を、より多くの方々の暮らしや営業を守れるように、そして婦恋村に住んでよかったと思えるように生かすことが望ましいと考えています。

先日行われた予算審議には、今述べたことに沿うように私は望みました。今後、13日に可決された予算が執行されるに当たっては、村民が主人公であることを基本に、婦恋村が住みよい村になるように、折に触れ意見を上げる気持ちでいます。その決意を述べて質問に移ります。

初めに、村民の安全・安心を守るために、オスプレイの飛行訓練について質問します。

このところ毎日、新聞に掲載されるのでご存じの方が多いと思います。3月6日から17日までに日米合同演習が実施されています。この演習は新潟県の関山演習場と榛東村にある相馬原演習場で行われ、訓練部隊は相馬原駐屯地に司令部を置く陸上自衛隊第12旅団の約300名と、沖縄県うるま市に司令部を置く米海兵隊第3海兵師団約450名、そしてオスプレイ6機が参加する、これまでにない極めて規模が大きく危険な演習です。

オスプレイは、昨年12月13日に沖縄県名護市の沿岸で墜落、大破する事故、1月にはイエメンで墜落事故を起こしています。沖縄では事故の原因究明がされないまま、6日後に飛

行訓練が再開され、1月6日には危険な空中給油訓練まで再開されたのです。

ご存じのようにオスプレイは構造的欠陥が指摘され、いつでもどこでも墜落する危険性があるので、これまでに開発中の事故や墜落などで死者が40人を超えるとのこと。ハワイなどでは未亡人製造機とまで言われるくらい危険なものです。このような訓練が今後全国的にさらに大規模に展開されるということが、14日の新聞に掲載されました。その新聞がこちらなんですけれども、これからはここにあるように全国からオスプレイが飛ぶようになります。私は日本の平和、村民の命を守るという立場から、二度とオスプレイを群馬の空に飛行させないという思いを込めて、3点質問します。

1つ、今回のオスプレイ飛行は、村民の命と暮らしを守る立場から考えると、とても許せない出来事です。すぐにでも中止すべきと考えますが、村長の考えをお聞かせください。

2つ、オスプレイは日本の航空法では認められていない地上150メートルで飛行するようです。先ほど見せた新聞には、今後、ことしの12月ぐらいからは、今されているMB22ではなくCV22になりますけれども、それだともっと低くて、数十メートルのところも飛ぶと言われております。そういうときになったとき、村民の不安や問い合わせなどがたくさんあると思いますが、村として対応する体制をとったのかどうかお聞きします。

3つ、日米両政府は、今回の合同演習を突破口に、日本全土での飛行訓練を実施しようとしています。そうすると、ますます群馬県民の命、暮らしが脅かされることになるので、とても許されるものではありません。日ごろより村民の命と財産を守ることを第一の仕事としている村長として、今後、町村会としても、オスプレイの飛行と日米合同演習を中止することを国に求めるべきと考えますが、村長の考えをお聞かせください。

次の質問に移る前に、皆さんにも見ていただけてわかるように、ちょっと図面を持ってきましたのでごらんいただきたいと思います。これが今度CV22も飛ぶのでいろんな基地があるんですけれども、ここが群馬で、新潟と榛東村をつなぐブルールートというのがあって、その中にホテル地区というのが入っていて、それが、これを拡大しますとここに浅間山があるんですけれども、ホテルとかそういうのがあるところが多くなって、本当に危険だということで、軽井沢町長とか信濃町の町長は、こういう自然を壊されることが許されないということで声を上げているところです。

次の質問に移りたいと思います。

職員の働き方について質問します。

村長には、職員が健康で生き生きと働ける環境づくりをする責任があります。そのことは、

村民に対してもよりよい仕事、サービスを提供できると考えます。このことを基本に、2点質問いたします。

1つ、庁舎の電気が夜遅くまでついていてという村民からの声を聞きます。私もそうした状況を幾度も見えています。仕事の都合もあるので、そのことを問題視するつもりはありません。現在、電通での過労自殺があったことから、労働者の働き方が問題となっているので、質問に取り上げたところです。職員の出退勤はどのように管理されているのか、そして当局は職員の労働実態、休息、休憩のあり方、年次休暇の取得状況をどのように把握しているのかお聞かせください。その調査結果は、1998年に労働大臣告知で示された上限時間、残業は週15時間、月45時間、年360時間に反することはないのかどうかお答えください。

2つ、12月議会での質問で臨時職員のことを取り上げました。私は、常時必要とする仕事分野は臨時職員によるものではなく、正規で対応することを求めました。このことについて、検討する考えはあるのかどうか、また真に必要な臨時職員を確保できるように採用条件の検討を求めたところです。そのところ、対応するとの答えでした。その結果を議会にも知らせてほしいが、時期はいつごろになるのかお答えください。

次に、医師の養成についてお尋ねいたします。

村が村民に対して行った調査によると、死ぬときは病院でなく自宅でという希望が多かったということを知っています。村長もそれに応えられる状況にしたいと話しております。誰もが死ぬまで元気でを望みますが、それは簡単なことではありません。年老いとどこかしかぐあいが悪くなり、さらには寝たきりになることもあります。ある方がうちのおばあちゃんはお医者さんに自宅まで来ていただいて診てもらったので、思いどおりに死ぬると喜んでいたんですよと話してくれました。私は、このような方を多くしたいという思いです。婦恋診療所をそのようにするには、婦恋診療所の医師をふやし、訪問診療の体制を整えることが必要だと考えました。その一つの方法として、婦恋村の子供たちを医師にするための策を求めたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

以上、細部にわたっての誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、群馬上空でのオスプレイ飛行訓練についてのご質問でござ

ございました。外交、防衛につきましては、内閣総理大臣を中心とする国の最大の責務だと思っております。地方自治法が制定されて、私ども基礎的自治体、つまり嬭恋村では嬭恋村民の生命、身体、財産を守るのは、私に課せられた最大な政策課題でございます。それを前提といたしまして、今回日米の共同訓練について、群馬県知事より防衛大臣に対して、県民の安心・安全を第一に国において万全の配慮と責任を持って対応するよう、群馬県町村会を意思統一をして要請をしておるところでございます。国の実施する訓練でございますので、関係機関と私どもも連携し、対応していきたいと考えております。防衛省北関東防衛局より連絡が入り次第、群馬県のホームページにおいて訓練内容について公表され、またそれに関する村民についても私どもも村民に情報提供を連携した形でスピーディーに処理をしてみたい、こう思っておるところでございます。

また、関連する新聞記事等からの情報収集等も現在しております。村民から問い合わせ等があった場合には、早急に対応できる態勢をとっておるところでございます。また、不明な点につきましては、防衛庁、陸上自衛隊第12旅団広報室に問い合わせることとなっております。なお、群馬県の町村会におきましては、特に榛東村の村長様を中心とし、県とも随時協議もするし、要望についてはしっかりと意思統一を図って対応するというので、現在進んでおるところでございます。私といたしましては、情報収集をしっかりと努め、また12旅団の広報室とも連絡を密にし、群馬県の危機管理室とも連絡、連携を密にし、村民に情報提供をスピーディーにお伝えすることが、まず第一の任務だと考えておるところでございます。

第2点目でございます。

職員の働き方についてのご質問でございました。職員の数、現在138名、特別職3名、141名の職務の最高責任をとるのは、私であると考えております。138名がおのこの自分の任務、自分の仕事を持っておるわけでございます。組織でございますので一体となって、組織一体性の原則、行政の一体性の原則を守りつつ、スピーディーに行政サービスに努めてまいりたい、また、まいっておるというふうに思っておるところでございます。

職員の出退勤の管理及び年次休暇の取得状況等をどのように把握しているかというご質問がございましたが、庁内における出勤につきましては出勤簿を副村長の席に置き、それぞれ職員が出勤簿に押印し、定期的に勤務状況を管理しております。また、教育委員会及び出先機関においてもそれぞれに出勤簿を整備し管理しておるところでございます。

平成29年度になりますが、予算をご承認いただきましたので、職員の出退勤にタイムカードを導入いたしまして、出退勤の管理を実施するというところでございますので、ご理解を

いただきたいと思います。詳細の部分につきましては総務課長、人事担当でもございますので、詳細部分を総務課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

続きまして、医師の養成についてのご質問でございました。

嬭恋村も超高齢化社会を迎えております。高齢化率は現在33.7%ということで、3人に1人以上は65歳以上の高齢化というときを迎えておるわけでございます。今の人口動態から見ますと、数年後にはピーク時で38%までいくであろうと推測されておるところでございます。

このような状況の中でございますが、国のほうでは2025年をめどに、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、各自治体に地域包括ケアシステムの構築を求めているところでございます。これは法律に基づいて国のほうの要請があるわけでございます。適時必要な医療と介護サービスを提供し、ご本人やご家族の希望で最期を自宅で迎えられるような態勢の整備を、現在進める必要があると考えております。

しかしながら、昨今の年間死亡者数のうち、主治医により自宅でみとりを受けられたと思われる方が全体の約5%でございます。9割以上の方が病院や介護施設でお亡くなりになられているのが実態でございます。今後は、地域包括ケアシステムの構築の進展に伴いまして、みとりの件数も増加することも考えられます。嬭恋村といたしましては、国保診療所の指定管理者でもございます公益社団法人地域医療振興協会に対しまして、一日も早い医師の増員を強くお願いしております。

しかし、医師の都市部への偏在が進む中におきまして、山間僻地への誘致が難しいのが実態であります。村では昨年度から、看護師等の確保を目的に奨学生を募集し、医療技術者に対する奨学金の支給を行っております。今後は、対象を医師志望者にも拡充したいと考えておるところでございます。その他具体的な施策を直ちに実行することは、正直難しい面もございまして、一人でも多くの嬭恋村出身者が医師として村で勤務していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ちなみに参考でございますが、嬭恋村出身のお医者様、医師の資格所有者は、現在約10名ほどでございます。また、今後も地域医療振興協会には継続してお願いを、医師の確保についてしてまいりたいと思います。あわせて、群馬県を初め信頼できるルートを通じまして、医師の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜わりたいと、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問の中で、職員の勤務状況、それと臨時職員について補足説明をさせていただきます。

職員の時間外勤務については、原則、時間外勤務願を行い、所属長の命令により実施、管理をしております。このことにより、現在における職員の時間外勤務については、議員ご指摘の上限時間には該当していないと考えております。ただし、災害等の突発的な業務についてはやむを得ないところもございますので、ご理解をいただきたいと思います。また、現在において職員の安全衛生管理も勘案して、毎月第1、第3金曜日についてはノー残業デーとして運用をしているところでございます。

有給休暇の取得状況についても各課において管理を行い、業務に支障のない範囲で取得できるよう運用しております。休暇についても、休息についても、条例により適正に取得し、一日1時間の休息時間をとることになっております。

2番の、常時必要な業務を臨時職員に対応させることについてでございますが、さきの12月定例会において議員の一般質問でお答えしたとおり、現在においては臨時的に必要な業務についてのみ対応させていただいております。今後においても同様の考えでおりますし、常時必要な業務の対応については、職員配置により定員管理をしっかりしていきたいと考えているところでございます。

それと、臨時職員の採用の関係でございますが、採用の要件に関して、現状を踏まえた中で将来的なことも含め、十分に検討していきたいということで答弁させていただきましたので、近いうちにその方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君、再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 最初に、村長から答弁があったオスプレイの問題についてですけれども、町村長会としてはされるということでありましたけれども、最初に私の質問に答えていただければと思ったのが、今回のオスプレイの訓練について、国とかそういうの関係ではなくて、村長としての考えは、どのように思っているのか、その辺について答弁をお願いします。

それから、体制はそれでは今体制をとっているということですが、じゃ村民にはそういうふうに「あ、爆音がある、低空飛行があった」という、そういう不安とかに対してはどこに連絡すればいいとか、それも村民に周知されているのかどうかをお聞きしたいと思

ます。

それから、あとは町村長会としても声を上げていくとか、県のほうの情報に察知してということですけども、今回のオスプレイでは、なかなか機密情報だとかいって、直接知らされないこともあったんですけども、突然飛んだりとかして、先ほど壇上のほうで言わせていただきましたけれども、オスプレイが本当に飛ぶと土ぼこりも立つし、それから音も、こう、ヘリコプターとはまた違ったものだということでは、そういう情報をキャッチした場合に防災無線で知らせるとか、村民にちょっと気持ちの整理もさせるというか、そういうことも必要かなと思いますし、あと、図で示したように、ホテル地区というところでは本当に広範囲に森林浴ができなくなるとか、そういった観光地としてもマイナスイメージになるのを、これは国がやることだからといって本当に認めていていいのかというふうに思うんです。例えば、これはハワイでの出来事ですけども、ハワイでは、あの音によってコウモリの生息地が変わるからということと、遺跡が振動で壊れるからとで、ハワイはこのオスプレイの飛行を中止させているんですよね。それがなぜ日本でできないかという、大きな問題になりますけれども、やはり本当に村民の暮らし、そして、ましてやここ観光地でしたら、少なくとも軽井沢の町長のようにとか信濃町の町長のように、声をやっぱり国に観光地を抱える村としてやっていくべきだと思うんですよね。町村長会とか何かとだけじゃなくて、ここの村の首長としてきちんと声を上げることが、やっぱり村長としてやるべきことじゃないかなと思いますので、その点についても村長の答弁をお願いします。

それから、2番目の職員の働き方ですけども、これからタイムカードを導入するので、きちんと労働時間の管理ができるかなと思いますけれども、ここに職員のアンケート調査を見ましたけれども、職員も時間外が151時間から200時間というのが12.9%と一番多いんですよね。そうすると、やっぱりそういうふうに働いている人が多い、それから年次休暇もなかなか仕事が忙しくてとれないというのが47人ということで、一番パーセンテージが多く、その理由として、休暇をとる習慣がないというのはその人の自覚の問題だと思いますけれども、休むときは仕事をほかの人をお願いしないといけないので休みづらいということで、この職員の席表を見ましても、昨年12月現在のですけども、68人という臨時職員、125人でしたけれども、昨年のととき。これを計算しますと35%が臨時職員なんですよね。国の基準では37.2%が臨時職員のパーセンテージが平均というのを耳にしましたけれども、その平均に近くなっているというのでは、やはりこれは先ほど総務課長がおっしゃいましたけれども、常時必要なのという、例えば幼稚園の何歳児担当とかそういうのを常時必要だと思

うんですよね。そこが臨時でされていたりしたらば、同じ仕事をして給料では差がつくとか、そういったところでは、私は常時必要というのが本当にいつも一年中臨時を対応していなければいけないというところは、常時だと思うんですよ。臨時という、例えば税務課が3月の申告時期忙しいとき、どうしてもというときに臨時対応するのが臨時だと思うんですけれども、確かに村の条例では総務課長が答えたように、そういうふうにはなっているけれども、現実はその状況ではないというのは、村長とか人事管理をするところとしては、もう少し職員の実態に合ったやり方をしなければいけないし、先ほど労働大臣の告示で見られるように、その時間に近いわけですよね、まだ触れてはいないけれども、それがまずその点の対応の仕方について、私は村の村長の考えをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、休暇がこのようにとれないでいるということは、やはりゆとりがないんだと思うんですね。午前中に質問した佐藤議員のホームページの充実とか何かも、やっぱりそこまで考えられない職員の状況があるのじゃないか。ゆとりがなくて自分が休めばほかの人に仕事を頼む、気を使う、それはお互いに助け合うのはわかるんですけれども、ぎりぎりで行っているんじゃないかというので、私は思うので、そここのところは本当に職員の組合との話し合いで腹を分かち合って、いい仕事をしよう、いい住民サービスをしようということで考えていくことが、村長としての責任だと思いますので、そここのところの村長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、医師の養成については、超高齢化は本当に多くの方が思いますけれども、村の中で、村で自宅というか、亡くなりたいというのも誰もの思いですけれども、医師の確保を村長の先ほどの報告を聞きますと、努力されているようですけれども、私は今度、看護師の奨学金制度と一緒に医師の確保にも対応していけるように検討したいということだったので希望を持っているんですけれども、やはりそこは単なる医師の養成じゃなくて、ぜひ婦恋に残って婦恋の医師になりたい、婦恋診療所の医師になりたいという、そういう意気込みを村としても訴えて、ぜひ婦恋の子供たちに残ってやってくれないかというところで優遇をしてやるのが、ただ医師の養成だけをするんじゃなくて、ここに来てやってみたいというそういう思いの医師養成を私としては望むところなんですけれども、その点についてもお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目、オスプレイの問題でございます。

先ほど申しましたように、内閣総理大臣は国民の生命、身体、財産を守る、これは内閣総理大臣の責務だと思います。私の立場からしますと、村民の生命、財産、身体、安心・安全を守るというのが最重要課題だと、先ほど申したとおりでございます。

村長としてどうなのか、軽井沢町町長は発言をそうにしたというお話もご指摘もございました。ちょっと国政、あるいは外交の話について余り私も触れる立場ではないかと思っておりますが、現実的には北朝鮮は、大陸間弾道弾 I C B M を発射する能力を持ってきたと、核実験もやっておると、あるいはノドンだテポドンだと、日本を射程距離にやる危険性もあると。中国におきましては南シナ海、海の一部を統領化して軍事基地をつくりつつある、あるいは尖閣諸島を太平洋に空母をつくって、現実、太平洋にも出るという状況もあるように見受けられます。直接コメントする立場に、国政、国防についてはないと思いますけれども、そういう状況を考えますと、日本の安全はやっぱり政府がしっかりとまずやってもらいたいと思っております。かといって、嬭恋村の村民に直接危害がある、あるいは危険性がある、あるいは防衛庁あるいは12旅団から情報で嬭恋村の上を通過して、本当に村民に危害があるというような状況があるのであれば、体を張って防衛庁でも内閣総理大臣でも行くつもりでございますので、ご理解いただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、地域もゾーンも指定されておるようでございますので、綿密な情報収集に努め、また防災無線あるいは広報、こういうものを通じまして、村民の安心・安全のために広報活動にもしっかりと努めてまいりたいし、またお電話等の問い合わせがあれば、しっかりとその時点における情報をご連絡できますように、しっかりと担当とも指示をして対応してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

働き方のお話でございました。伊藤議員ご指摘のように、集中改革プランということで、嬭恋村でも10年間にわたって職員数も減らさないよ、そのときの計画ですと135人まで減らさないよという計画は一旦あったわけでございます。このもう年度は過ぎておりますが、現実、部課の職員の現在の嬭恋村における138人いますが、一人一人が自分の仕事、担当を持っておるわけでございます。その担当を課長が各担当課の仕事を統括し、今それを副村長、そして私のほうにも、また教育委員会につきましては教育長を通して私のほうにも仕事の状況は把握できるようにしてあるわけでございます。組織でございますので、継続性の原則、

一体性の原則をしっかりと守りながら、村民の負託に応えられるよう、大切な税金をいただいておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

それでは、現在の仕事の量が集中改革プラン、今から13年、15年前の仕事の量に比べて、現在は仕事の量が減ったかという点、必ずしもそうだと私は思っておりません。コンピューターを入れるから人の管理あるいは財産管理あるいは情報管理、こういうのもスピーディーにできるんであろうというふうに誰もが考えてきておるわけですが、現実的には、特に厚生労働省関係の介護、健保、高額医療費、こういうものについては制度がちょこちょこ変わる、そのたびに私どもも県に全部町村が集まって県とも協議をし、厚労省の政策を反映できるようにするという点で、特に厚生労働省関係の弱い方あるいは暗いところに力を、あるいは子供たちに小さい子供の教育関係、これも含めまして、制度がちょこちょこ変わるということは、基礎的自治体の小さい自治体では大変なわけですが。例えばですが、前橋市あるいは高崎市ぐらいのクラスになりますと、介護保険課あるいは国民健康保険課あるいは子供子育て課、各課を分散して課長が起きるんですけども、小さい自治体の基礎的自治体になりますと、どうしても1人で2つの事業、3つの担当というような業務も、またあるわけですが。

そういう意味からいたしまして、10年前、15年前から比べて、婦恋の職員の仕事の量並びに質は、必ずしもコンピューターを入れたりしたから、情報化されているから楽になったかという点、必ずしもそうではないと思っております。しかしながら、村民の負託に応えるべく、スピード感を持って、そしてサービスを徹底しようということを、常日ごろ職員には訓示をしておるところですが、今後におきましても、適正な仕事の量、それから質、これを勘案しながら、しっかりと指示をしてまいりたいと思っております。

それから、残業等の関係につきましては、もう今政府と経団連と連合で協議をしまして、法案をつくるという状況でなっております。国のほうで3月議会におきましては、労働基準法の一部改正ということで、毎日、テレビ、新聞等でも出ておりますので、伊藤議員もご存じかと思いますが、しっかりと連合の皆様方のご意見も反映されておるようでございますので、しっかりと我々もその中身を確認しながら、村としてやるべきことをしっかりと努めてまいりたい、こう考えておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

3点目、お医者さんのお話でございます。

公益財団法人地域医療振興協会につきましては、随時、人口が9,700人から9,800人の基礎的自治体の中で、お医者さんが現実2人というのはあり得ない数字だと思っております。

ただ、全国見ますと、過疎地域においてはこういうのが実態であるのも現実でございます。ちなみに、前橋市の場合は34万人に対して280人に1人お医者さんがいるという、全国でも有数のお医者さんが多い地区でもございます。都市と農村におけるお医者さんの数の偏在が顕著であるわけでございます。これは町村会でもそう、吾妻郡の町村会でもそう、あるいは利根郡と同じように、過疎地域やきょう皆さんと一緒に声を上げて、県のほうにも適正なお医者さんの配分をお願いしたいと、こういうお願いをしておるところでございます。今後も引き続き、財団法人地域医療振興協会あるいは群馬県を通して、群馬大学の医学部あるいは関係するところにしっかりと、村は村で独自にお願いもしますし、町村会として過疎地域の同じ悩みのあるところは連携してお願いをしてみたい、こう思っております。

なお現在、嬭恋村内、嬭恋出身者のお医者さんというのが約10名いると先ほど申しましたけれども、以前からもよく調べておいて対応できる時が来ればお願いしたいと考えておるところでございます。引き続き、嬭恋村出身のお医者さんにつきましては、しっかりとまた、プライバシーを守りながらフォローできるところはしっかり把握しながら、また対応を考えてみたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君、再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 今、村長からオスプレイのことについて答弁いただいたところ、本当に嬭恋村に及ぶときには体を張ってやりますと言いましたけれども、私は今がその体を張るときだと思っておりますよ。先ほど、図を示して言いましたけれども、もう嬭恋村が入っているわけですよ。このことしの末に配備されるC V22オスプレイが、このホテルエリアに入るのが群馬県は25市町村、長野県が17市町村、新潟県が8市町村、栃木県が2市、福島県が1村、こういうふうに、もうはっきりホームページでも示されているんですね。それが先ほど見せた図なんですけれども、そういうときに体を張らないで、それではいつなのかというのを私は思うんですよ。外交のことでは村長が言うけれども、私もそれは国に任せればいいけれども、その任せた結果がこういう結果になって、榛東村の人はこんなことを寄せているんですね。ヘリコプターよりも低い爆音のせいなのか、素人にはわからない腹の底に響く感じは、車酔いの症状に似ていて食欲がなくなった。今後51機もこの日本上空を飛び交うことを考えたら、国民への健康被害が気になる。そういうことを本当に榛東村にいと、相馬原がすぐ近いからそういう状況だったということなんです。それがことしの末になれば、さらに低空飛行するC V22が来るということでは、砂ぼこり、爆音がもうそうだし、

沖縄のほうに行った方に聞けば、米軍との目も合うくらい低空飛行なんですということなんです。その爆音といたらすさまじいんです。それがことし末には計画されているというのがホームページでも言われているから、今こういう町村の長としては声を上げるときだと思いますので、その辺についてはもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、働き方についてですが、村長は国も今やっていると言われましたけれども、国が出したのは先ほどの労働大臣告示よりもさらにひどい年間720時間、月が100時間、2カ月平均で80時間というひどいものを出しましたので、まさかこの例に、国の出したのに沿うようなことはしないようにしてほしいと思います。この過重労働が本当に過労死とか過労自殺とかになるというのでは、やっぱり長時間労働というのは脳とか心疾患に一番影響を与える。本人がしっかりしているつもりでも、もう長時間働いたらそうなっちゃうというので、原則は8時間労働がそうなんですけれども、その根拠は、人間は寝だめ、食いだめができず、日々自己を再生産するという生活をしている。そのため労働時間規制の基本は最高でも1日10時間というふうに、1日当たりの総労働時間の規制でやるしか、もうないんです。1日15時間とか働いたというのは、先日上毛新聞の読者欄に載っていましたが、そんなことをさせたら本当にだめなんです。だから、村として職員の健康、そして意欲を持ってゆったりとした働きで村民のサービスに本当に応じられる労働体制づくりが、私は必要だと考えますので、その辺、ぜひ村長には国の基準を参考にしてほしくないということを言いたいと思います。

それから、去年の12月議会で答弁していただいた臨時職員の採用の条件を検討するというのを、先ほど総務課長は答えますと言ったけれども、いつごろで、村長は来年度の職員からはやりますと言ったけれども、その辺を私はちゃんと確認しておきたいと思いますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから医師の養成では、看護師にやったような奨学金のことを医師にもやるというのも、来年度やるのなのかどうなのか、その点だけ答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目、オスプレイの問題でございます。

村長として今、差し迫った危機があるから体を張るべき時期ではないのかというご指摘でございました。私どもが今収集している範囲においては、今現在はそういう状況にないと私は認識しております。そういう時期があれば、それはしっかりと当然しかるべきところに村民の代表としてお願いするべきものがあればお願いをし、要請する事項があれば要請してまいりたい、これは先ほども申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

働き方改革でございますけれども、現在は政府は衆議院、参議院でおきまして、3月中に新たに労働基準法を一部改正をするということで、法案審議が今、国のほうで行われておるわけでございます。法治国家でございますから、憲法に反する法律はできない、法律に反する条例はできない法体系があるわけでございます、ましてや国が国会で法案として決まったものに対して、我々は反することはできないわけでございます。この法案が通れば当然、それは我々守らなければならない責務が生じるわけございまして、注意深く今の成り行きを見ておるところでございます。

それが、ちょっと細かいところわかりませんが、やっぱり経団連、経済団体等、また働く人々の代表として連合の会長さんも、総理官邸で話し合っただけで調整をしながら、ここまで法案審議が進んできておりますので、それについては働き方を改革しましょう、過労死対策で電通の社員さんが亡くなったということで、本当にあれ以来、私もあの関係については本当にショックを受けておりますけれども、ああいう悲惨なことが起きないように現在法律改正が行われていると思っておりますので、注意深く現在の過労死対策あるいはメンタルヘルス、あるいは研究開発や建設業、運送業、この適用範囲外業種に対してどうなのかという部分も含めて、国のほうのあり方をしっかり確認しながら進めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

あと、臨時の関係でございますけれども、先ほど仕事の量、質と人員配置の問題も言わせてもらいましたけれども、いろんな課題が当然あるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、仕事の量がコンピューターができたから減ったかという、必ずしもそうではないという話も、先ほどさせてもらいました。必要などころにはやはり臨時をお願いするしかないと思っておりますし、どうしても固定的に定期的に必ずやるべき必要性があるのであれば、職員の数をふやしていくべきだと私は考えております。その辺もしっかりと仕事の量、質等も勘案しながら検討を加えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政サービスの質の低下、これがあってはならないと思っております。

ますので、それも含めましてサービスの低下のなきように、どういうふうにローテーションを組んで職員が気持ちよく働けるのかという観点から、今後に対応してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

お医者さんの確保の関係でございます。

先ほど申しましたけれども、地域医療振興協会のほうから何とかなるかという期待を私もしておったわけでございますが、過日、一応富樫事務局長さんのお言葉によりますと、現実ちょっと難しいという回答をいただいたところでございます。引き続き、1万人弱の人口のところ、事実上お医者さんが2名ということはありません数字だと私も思っておりますし、医者確保について、村民も多少経費がかかろうとも村民も理解してくださるであろうと思っておりますので、引き続き、お医者さん、とにかくもう一人ふやすような方向で、関係のところとディスカッションしながら、要請もお願いもしながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 以上で伊藤洋子君の一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（熊川 一君） 次に、大久保守君の質問を許可します。

大久保守君。

〔9番 大久保 守君登壇〕

○9番（大久保 守君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、3点ほど一般質問をさせていただきます。

まず第1に、農村地域工業等導入農地の活用についてであります。

通告では、昭和55年となっておりますが、昭和47年に、婦恋村も、当時の農業地域の政策について国の農村地域工業等導入促進法が策定されたことを受け、制定いたしました。この法律はいわゆる、農村地域に工業等の導入を積極的に促進し、農業者がその希望によって導入した企業等に就職することを目的とし、それとともに農業と工業との均衡ある発展を図る目的の施策であります。婦恋村もこの施策にのっとり、大前の細原地区に民有地を含めて7万36平米を導入地として定め、販売を現在もしております。そのうちの3万6,390平米が村有地であります。しかしながら、先ほど述べたように、いまだに買い手はおらず、企

業の立地は皆無であります。

設置から45年間という長きの間、村有地が塩漬けになっておる状態です。今、村民より、村の販売による墓地の増設を望まれておられる方々がおられます。村は墓地について、平成24年にアンケートを実施いたしました。その結果は、すぐ購入したいという方が28名、10年以内に購入したいという方が69名という回答でありました。その結果を踏まえ、議会においても視察をいたし、村の施策として考えるべきとの意見になり、当局も大前地区の細原に土地を求めて開発する計画をいたしました。残念ながら近隣の同意が得られず、断念せざるを得なくなりました。

その後、村長は青山の国有地を売り払ってもらえたら、その一画に墓地を計画する図面をいつも議会に示されております。私はこれから一番必要となってくるものであろう土地に、個人名義の土地になってしまう墓地は避けるべきであると主張してまいりました。墓地建設は、塩漬けになっている工業用用地を活用すべきであると主張してまいりましたが、当局は一度指定を受けた用地はなかなか変更や取り消しをすることは難しいとの考えを示されました。

そこで、この指定を受けた物件は、変更または取り下げはできないのか、それともできたとしても事務量が大変なのか、お尋ねいたします。また今後、この農村地域工業等導入用地をこのまま塩漬けにしていくのか、どのようにお考えなのか、村長の考えをお尋ねいたします。

次に、村のPRにテレビ放映を使用したらどうかということについてお尋ねをいたします。

我が嬭恋村の知名度はどうでしょうか。大半の方が思い出すのは、高原キャベツに代表させるキャベツの生産地であることだと思いますが、そのほかには頭に浮かぶようなものはありません。群馬県のどこにあるのかさえも聞かれないとわからない。群馬県の場所さえもあやふやなことであります。最近では、嬭キャベちゃんが群馬のタウン誌De l i - Jの主催する群馬の注目するキャラクターグランプリ2016で見事に1位をとり、注目を浴びた事例はありますが、なかなか知名度上げるまでには至っておりません。

J A 嬭恋村では、毎年コマーシャルフィルムをつくり、期限限定ではありますが放映しております。その放映した地域での卸売市場の方々の話では、放映のおかげで嬭恋キャベツのブランド力が上がりますとのことでありました。村も何年か前に観光用のDVDを作成し、配布しましたが、配布場所も限られたり、効果は余り感じられません。

そこで、村も知名度を上げるために、コマーシャルフィルムを製作し、テレビ放映なりイ

ンターネット動画として流したらよいのではないかと思います、いかがでしょうか。村長のお考えをお尋ねいたします。

最後に、人事についてであります。

3月定例会が終了いたしますと、いよいよ新年度に向けて人事異動の案を考えていく時期になります。適材適所の人事が大切なことは言うまでもありません。日ごろより人事権は我にありと豪語なされている村長でありますから、職員の気持ちに沿う人事をすると期待したいところではありますが、昨年の10月の突然の異動のようなごたごたしたことになるのは困ります。村長には職員の適材適所への配置を望むところではありますが、過日の全員協議会において議会に対し、村長は、住民福祉課を住民課と保健福祉課に分けること、上下水道課を建設課に統合し、国土調査を農林課へ移動、監査委員事務局を議会事務局へ移動させるという課の設置条例を提出してまいりましたが、議会より当局から提出されたものは、特に特別会計の上下水道課を一般会計へ持って行ってよいのかという疑問があつたりして、まだ公共下水は完了していないことなどを考えると、だめであると、もう一度考えを見直すべきであると回答を議会からもらうと、あっさりと課の設置条例を撤回し、3月議会には提出をなされませんでした。特に監査委員は、現在総務課が担当しておりますが、予算を持っている課がみずから監査を持つという不合理が起きていることは、ぜひとも課の設置を考えさせていたいただきたいと、議会に対し強く説得すべきであったのではないかと思います、どうでしょうか。課の設置条例を出した思いはどこにあつたのかお尋ねいたします。

また、今回の一般会計予算では、特別職の給与費を3名分計上されております。今回、3月31日をもって任期の切れる副村長の人事については、最終日にでも出てくるのかと思いましたが、本日も人事案件は提出されませんでした。4月1日より副村長の席はどうなるのか、またこの3名の特別職の給与費についてどうなされるのかお尋ねいたします。

以上3点、明確なる答弁を求めます。

○議長（熊川 一君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保守議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目でございますが、工業等導入農地の活用についてに関するご質問でございました。

現在、細原の農村地域工業導入地につきましては、昭和47年の3月に工業導入実施計画

書を作成いたしましたして、群馬県に申請をいたしました。昭和48年3月に県内に工場を有する会社に売買いたしました。現地の一部を整地しただけで、工場の建設に至らなかったため、昭和53年6月に嬭恋村が買い戻し、今日に至ったという歴史がございます。

ご質問の地目変更についてでございますが、平成25年度に策定した（仮称）嬭恋霊園候補地選定業務委託の中で、工業導入予定地のため、農村地域工業導入実施計画の解除申請が必要との記載がございます。そのため、解除申請し、許可後でないといふ地目変更ができないということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、今後、工業等導入地をどうするのかというお尋ねでございます。

都市部のほうにおきましても高速道路周辺、インターチェンジ周辺には工業団地もありますけれども、立地条件のいい統合地域においても、まだ必ずしも全て工業の工場が進出するという状況にはない状況でございます。また、我が村におきましても、私も既に就任以来、十数社にも一応お話をさせていただきましたが、道路状況が悪いとか、いろいろな条件が合わないということで、なかなか難しい現実もあるのも現実でございます。現状のままでは売買や農地転用等に制約があるため、土地利用の活性化を図るために今後どうするかというご指摘でございますけれども、一般財産化をして活用方法を検討すべき時期ではないかなと思っております。

もう一点でございますが、あの地区は、上信自動車道が一昨年の6月議会にもA案、B案、C案ということで県からあつた案をご提示させていただきましたが、そのときのB案ということで、ここだということではございませんが、概略の中であの周辺かなという気もいたしておるわけでございます。そういう意味で、青写真ができるまで村有地で置くのも一つの方法かなという認識を持っております。いずれにいたしましても、時間が大分経過したということと、大久保議員のご指摘のとおり、地目変更して一般財産化して利活用方法を考えるのはどうかと、それから議会でもご議論いただひている、大久保議員のご指摘のとおり、墓地についても計画がございますので、上信自動車の今概略設計をしていただひておる地域に入ってくると想定できる地域でもございますので、それを見ながら一般財産化、それから利活用、さらには墓地ということも視野に入れながら、検討を加えてまひる時期だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

第2点目でございますが、嬭恋村の知名度、知名度のアップのためテレビのCMをつくって放映したらどうかというご指摘ございました。キャベツのPRにつきましても、農協さんがやっておるとおり、九州から広島あるいは関西、あるいは中京までテレビのPRをすれ

ば、それなりの効果があるということは認識しておるところでございます。関東圏におきましては、関西圏よりも10倍コストがかかるということも、農協のお話でも伺っておるところでございます。これまでも婦恋村は、知名度向上を図るためには、愛妻マラソン、婦キャベちゃん等さまざまな取り組みを行ってきたところでございますけれども、村の知名度は若干ですが上昇に、少しずつ上昇しておるのかなという感覚的なものも持っておりますけれども、議員ご指摘のとおり、村のPRのためにテレビCMについてはさらなる知名度のアップのために、非常に有効な手段であるという考えは持っております。したがって、来年度における新たな取り組みとして、テレビCMの実施につきましては担当課に指示し、検討させていただきました。その経過につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにいたしましても、定住自立圏、上田市を中心とする関係する自治体、あるいは埼玉のトップセールス、千代田区や横浜市中区とのイベント開催、こういうものも通じながら一步一步交流人口をふやし、村のPRにしっかりと努めてまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思います。テレビCMについては課長から答弁させて、補足をさせていただきます。

3点目でございますが、人事のお話でございました。

先ほどもほかの議員さんのところでもお話させてもらいましたが、現在、職員数は138名プラス3ということでございます。仕事の量、それから仕事の質、これも少しずつ年に応じて変わってきておるわけでございます。それはとりもなおさず、住民ニーズも変わってくるという現実もあり、また法律改正等により政策が影響を受けるということもございます。それらを総合的に判断をさせていただきます、いつも申しておりますが、適材適所、そしてまた人事を活性化するためには時期を見て異動するというのも必要かと思っております。組織の活性化のためにも時期を見て必要かと考えておるところでございます。公正、適正に人事をしてまいりたい、こう思っております。全てを僕が決めるというわけにはいきませんので、しっかりとまた担当部署と話をしながら、しっかりと対応してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、機構改革のお尋ねでございました。

監査委員さんから昨年来、意見書という形でご指摘を賜りました。その他また、先ほどちょっと監査の事務局のあり方についてもご指摘を受けてきた経緯がございます。できるならば、時期を見てそういうことどうかなと、そのほか観光協会と観光課のあり方というものも議論に上ってきたという経緯もございます。庁内で副村長中心にちょっと検討ということで

指示をしてきた経緯もありまして、何らかの形でなるべく早く議会にもお示しをしてご意見を賜わらなければならぬと、こう思っていたことも現実でございます。ご提案させていただきましたところ、いろんな意見も出てきたのも確認しておるところでございます。引き続き、本当に決断ということが全部できなかつたという面では深く反省しておりますが、議員の皆さんの意見もいろいろ出ておりますので、引き続き検討を加えてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一点、特別職の予算について3人も入っているというご指摘でございました。今までも群馬県、また国土交通省等にもお話もしたり、また内部の関係も自分なりに考えてきておったわけでございます。引き続き、今話しておる状況を踏まえながら検討を加えてまいりたいと思っております。いつまでもずるずるというつもりはございませんので、何らかの方向性を定めることも必要かと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） それでは、今年度におきますテレビCMに関する検討内容について説明をさせていただきます。

今年度、新たな取り組みとして、来年度以降において村長からの指示もありまして、私のほうで検討させていただきました。内容といたしましては、今お話があったとおり、農協さんが関西で村の支援をさせていただいておりますが、関西で行っておるCMに加えて、関東で同じような内容ができないかというものであります。

しかしながら、村長も先ほど申し上げましたが、関東キー局での放送というのは非常に単価が高くて、とても手が出ないというのが結果としてあるところでありますけれども、ただ東京MXといたしまして、東京でいいますと大体9チャンネルに割り当てられているテレビ局があるんですが、そこでの放送を検討させていただきました。この東京MXに加えて、ぐんテレさん、テレビ埼玉、テレビ神奈川で15秒CMを、具体的に言いますと月に30回、2カ月間、農協さんとの協議の中で7月、8月でやれというようなご指示もいただきましたので、そういう検討で行った結果、CMの作成費も含めて約1,800万かかるというようなものであります。

したがいまして、初めての試みとしては、大変私としては高価なものであるというふうに考えましたので、当然、今、国が、地方が新たな試みをするに当たっていろんな交付金を設

定してくれていますので、県にも相談しながら補助金を模索したのですが、残念ながら、予算確定までにその補助金が確定することができませんでした。

また、その計画の中で農協の組合長さん及び専務さんにも相談をさせていただいたんですが、最初に相談させていただいたときは、村がその気があってやるならば、ぜひ村と連携して、具体的には100万というようなお話もいただきましたが、金銭的支援も含めてやりたいというようなご協力をいただきましたので、私もいろいろ検討はさせていただいたんですが、結果的には先ほど申し上げたように、国からの助成が確定できなかったことと、さらに言うと、農協さんにもうちが検討したものとは別な提案書が行っているんですが、その中の放送単価に関する相当な食い違いがありまして、結果として組合長から、村も、おまえもおっしゃっていましたが、おまえも農協ももう少しこの業界に対する勉強が必要じゃないかというご意見をいただきまして、その結果を村長に報告をさせていただいて、もう少し国・県からの補助金を含めてもうちょっと比較をしっかりとしたものとして来年度以降頑張ろうということで、今回見送りをさせていただいたところであります。

大久保議員からも今回提案をいただきましたし、12月の議会では、全協において松本議員からもテレビコマーシャルの可能性についてのご意見をいただきましたので、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思っておりますが、とにかく我々が担当しておりましたものと単価が相当違いますので、しっかりと企画を練りながら、B/Cをしっかりと考えながら、今後検討をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 大久保守君、再質問を許可します。

○9番（大久保 守君） 今、まず農業用地のほうなんですけれども、村長の答弁ですと、やはりもう塩漬けはまずいと。誰が見てもまずいと思うんですね。

それで、今の答弁ですと、実施計画を解除申請するにはなかなか大変だというような意見もあるとは思いますが、長い目で見れば、やはりそれは、あそこに上信道がどういう形で来るのかわからないですけれども、遠い近いはあるかもしれませんが、必ず上信道が通るといふ話になれば、工業団地に使うのも一つの手かもしれませんが、やはり工業団地というよりも、やはり解除申請をして、それが1年かかろうが、しょうがそれは長さはあるとは思いますが、やはり解除して一般財産にして、それを村民なりがきちんと使えるようなものにしておくというのが大事であると思いますので、それは必ず解除申請をして一般財産なりにするということをしていただくことを確約していただけるように、答弁をお願いいたします。

それから今、PRのほうなんですけれども、やはりこれは、昨日だったですかね、草津町が上毛新聞に、あれは動画配信ですかね、かなり反響を受けているというようなことで、やはりテレビにキー局にすると、それはもう莫大なお金がかかると思うんですけれども、今言ったとおり、地方テレビ局でそれなりのコマーシャルをつくってやるという話になれば、これもピンからキリまでであると思うんですけれども、やっぱり課長言うとおりに、それはピンキリあると思うんで、JAさんが言えばJAさんの使っている企画なり何なりの会社がそういうのがあれば、またそういうものを勉強させていただいたりすれば、また違うと思うんで、やはり視覚から入る内容があれば、かなりイメージ的には違うと思うんですね。やはり、嬢恋といえ、先ほど述べたようにキャベツというのが、すぐどなたに聞いても答えが返ってくるんですけれども、どこにあるのと聞かれるわけですね、都会に行っても。いや、軽井沢と草津の間だよというような答弁しか我々できないような話だと、非常に残念なことでありますので、ぜひともその1,800万かかるというような話がありましたが、ひとつお願いします。東京MX、これは余談なんですけれども、我那覇さんが、沖縄の問題で大分話題になった女子ニュースという番組を持っているテレビ局だと思うんで、かなり一般的には有名になったテレビ局なんで、使いようがあるのかなとふと思いました。

それから人事案件、人事のほうなんですけれども、先ほど述べたように、村長、課の設置条例を自分で出しておいて、議会は議会の考えがあるわけですから、それは闘わせていただくわけなんですけれども、あっさり引っ込めて、特に先ほど述べましたけれども、総務課が予算を持ってその予算を執行したものを、自分が監査をする、群馬県に幾つかまだあるんだそうなんですけれども、なかなかそれはやっぱり出した以上は、少なくとも村長はその一点だけでも押し切るべきだったと、自分は思うんですね。どうかそれは見させてくれよと。そういう気構えが村長ないような気がするんですね。そういうところ、もう一度お聞きしたいのと、今特別職の話も出ましたけれども、この3月31日をもって現副村長が退任ということで大変ご苦労さまでございました。予算を組むということは、自分でその人事に対して、そうであろうというものを多分持って予算を組ませたと思うんですね、自分で組んであるわけですから。ただ、村長は就任以来、一番最初指名した方が4年間いないで2年間で辞めてしまう。また期間を、副村長がいない時代があつて、副村長決めて、今回4年間だったんですけれども、そうすると、あと村長は失礼ですが、任期は2年しかないわけです。1年置いたときに、あと残りの1年で、悪いんですけれども、副村長受けられる方がおるんですか。そこをお聞きしたいと思うんですが、ひとつよろしくお願いします。

○議長（熊川 一君） 大久保守君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、工業等導入用地でございます。この件でございますが、私、今まであそこを例の墓地はいかがかということ、内部は検討させてもらっていた経緯で、これは議員の皆さんご存じのとおりでございます。当時から上信道の関係で、ある程度の面積、あの周辺にあることは必要であろうという想定が頭の中にあっただのも、またこれも現実でございます。今回、議長のご指導もいただきまして、集中的にみんなで61ヘクタール、青山については協議しようというお話もあります。それから、概略設計にもう入ってきているという状況もございますので、工業等導入用地につきましては、過去の経緯もよく、もちろん調べさせたわけでございますけれども、一般財産化をして地目変更、何でも使える状況といいますか、どうでも対応できる状況、それから事によっては墓地ということ以前もあったわけでございますので、それも視野に入れてしっかり検討加えてまいりたいと思っております。そういうことで工業等導入用地につきましては、一般財産化するということがご理解いただきたいと思っております。貴重なご指摘をいただいたことに対しては感謝したいと思っております。

第2点目でございます。

孀恋村のPRの件でございます。

いつも孀恋はキャベツの村ということで、九州のほうへいろんな形で何回か行っている中でも、鹿児島県の知事さんまで、名刺を出せば、「ああ、キャベツの村、孀恋ですね」と伊藤知事さんもお答えいただいたという経緯もあります。宮崎県に行っても、東国原さんも、「ああ、キャベツですね」ということで、全国的な知名度というのはキャベツということ 키워ワードに来たと思っております。そういう意味で、先人の皆様がキャベツを通して孀恋村を全国にPRしてきたということについては本当に敬意を表したい、また感謝を申し上げたいと思っております。

今後におきましても、議員の皆さんと市場視察、昨年、九州の博多にも行ったわけでございますけれども、やはりキャベツをキーワードにするのに、関西方面から中京も含めてでございますが、TVのPR効果はすごいねという共通のお言葉をいただいてきておる経緯も認識しておるところでございます。農協さんともよく協議を重ねながら、また昨年来、松本議

員からもPRちょっと考えたらどうかなという、去年の12月議会でもあったわけでございます。今回またMX東京の話もあって、担当課長にはちょっと早急に調べて、また県のほうの補助金という話もあったものですから、補助金もらえるんなら、ある程度の予算で半額補助、農協さんとの協力という連携ができるのであればということだったんですが、結果から申しますと間に合わなかった、また組合長さんのほうも、もうちょい勉強せいやというご指摘もございました。引き続き、しっかりと勉強をして農協さんとも協議しながら、また議員の皆さんのご意見もしっかり受けながら方向を定めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

人事の件でございます。

先ほども申しましたけれども、本来であれば3月議会、議員のほうにご承認をいただくべく提出するべきであったと、原則からすればそうだと思います。今、継続的にちょっと協議しておる方が2名おったりするわけでございます。また、6月議会がございますので、それまでにはしっかりと考え方をまとめてお話しもさせてもらいたいと、こんなふうに思っております。

あと、在任期間の話でございますが、私も就任以来5月1日からは11年目を迎えるわけでございます。3期目の後半戦ということになるわけでございますけれども、残り、もし後任ということであれば、もしお願いするとすれば、自分が任期のときの間お願いしたいというような方向でお願いしたいと、こういうつもりでもおりますが、それも含めまして、また議会のほうにもご報告申し上げて進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（熊川 一君） 大久保守君、再々質問を許可します。

○9番（大久保 守君） 農用地のほうは、ひとつそういうことで進めていただきたいと思えます。

また、PRのほうなんですけれども、村民等しく我々もそうですけれども、孺恋村の農業はもうすばらしいと思うんですね。確立した一大事業であると思えます。誰が見ても孺恋の農業、また農家の方、生産体系にしても、もう日本に誇れるものだと思っております。

しかしながら、残念ながらこれだけの観光資源を持ちながら、観光がやはり手落ちだと思うんですね。村民の方、ほとんど思っているんじゃないですかね、農業はすばらしいと。しかしながら観光がやっぱり手落ちだと。これから外貨を稼ぐには、やはりそれなりの観光で外貨を落とさせていく、そういうことが必要だとなると、やはり村がどれだけ地名度がある

かというのが問題になってくると思うんですね。だから、そういう点を考えれば、さっきも言ったとおり、ちょっとしたコマーシャルフィルムをつくって、ユーチューブなり何なりの動画で流して見てもらうというのも一つの方法ですし、1,800万かけなくても、それは幾らかでもできると思うんですね。フェイスブックとかあいうのは、ツイッターとか、村はやっているんですけども、見ても、そんなに「ええっ」と思うようなものもないし、「そうなんだ」ぐらいしか思わないんですね。やっぱり動画を見て視覚的にインパクトを与えるほうが、やはりすばらしいのかなと思うので、そういう点を課を中心にして、ユーチューブなり何なりちょっとしたものを流せるようなことも、ひとつ考えてみるのがいいのかなと思っています。

あとは、人事のほうなんですけれども、残りの期間をお願いしたいと、そういう方がいればすばらしいと思うんですけれども、やはり婦恋を理解してくれる方、東京から連れてきてどうだ、これもいいかもしれませんけれども、果たしてそちら婦恋として実になるのか。ましてや、村長はいろんな役職を持っておるわけですね。今度は群馬県の土地改良の連合の会長さんもなされているようになりましたし、やはり出ることが多いわけです。今までの副村長が云々かんぬん言うわけでもないですけれども、やはり村長が出れば出るほど、村のこの当局の仕事が怠ると思うんですね。12月に私、一般質問させていただきましたけれども、よくこちらの議会のほうでは、たまには課長会議を傍聴させると、そのくらい議会としては信頼性がないんです、当局に対して。だから、すばらしい方を連れてくれば私は何も言いませんけれども、賛成いたしますが、それを確実に連れてこられるのかどうか、村長、もう一つお願いしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 大久保君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

工業等導入用地につきましては、先ほど申しましたとおり、一般財産化であわせて考えてまいりたい、こういう方向で進めたいと思います。

第2点目のTVのPRの関係でございますが、先ほどの違う議員様のところでも担当課長からもお話しも、答弁をさせていただきましたが、SNSあるいは今ご指摘のいただいたユーチューブあるいはフェイスブック、こういうものを駆使するのと同時に、やっぱり動画というのはすごい影響力あるなと私も思っておりますので、動画をどうやって実際うまくPRに

使えるのか、それも十分内部で検討、指示をしたいと思っております。

いずれにいたしましても、農協さんともよく話を進めながら、費用対効果も考えて来年度に向かって検討を加えさせますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

人事の件でございますけれども、決断は私がさせてもらいたいと思っております。今日までできれば一番よかったと思っておりますが、まだ時間と言いますか、時間はないわけですが、検討を加えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（熊川 一君） 以上で大久保守君の一般質問を終わります。

◇ 滝 沢 俣 明 君

○議長（熊川 一君） 次に、滝沢俣明君の質問を許可します。

滝沢俣明君。

〔5番 滝沢俣明君登壇〕

○5番（滝沢俣明君） 傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

平成19年5月、熊川村政が誕生して10年となり、3期目の任期も折り返しを迎えます。私自身も同様に議員としての活動が10年を経過しますが、この間の議会活動では、首長の権限の大きさと、定数14名及び12名という中での1議員の立ち位置の難しさも感じてきました。本定例会では、人口減少が進む孺恋村がどう変わろうとしているのかという観点から、次の3点について一般質問を行います。

最初に、この10年で何ができて、何ができなかったかについて伺います。

十数年前、孺恋村は長引く景気の低迷により村税収入が減少する中、村営スキー場の不良債務に加え下水道事業、国営農地開発事業負担金などの膨大な債務を抱え、厳しい財政運営を強いられてきました。加えて、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、実質公債費比率が基準を超えた孺恋村は早期健全化団体に陥りました。厳しい財政運営の中で、9月には財政健全化計画を策定し、その後、第2次、第3次と同計画を更新し、全村を挙げて財政の健全化に努めてきました。

この間、約10年に及ぶ職員の給料カットや各種団体への補助金のカット、議員や特別職

等の報酬カットなど、歳出削減策を実施してきました。その結果、現在では他町村並みに財政の健全化は図られましたが、住民サービスの低下や雇用を生み出す政策、あるいは停滞する観光産業や商工業に対し、有効な施策が打てなかったことも事実です。農業は比較的堅調に推移し、村の経済を支えてきましたが、観光産業においては年間の入り込み客が200万人を割り込む状況で、停滞から抜け出せません。

ここ数年、予算編成時には常に財政規律と将来への投資が議論され、昨年の3月定例会では急速に進む少子高齢化や人口減少をどう克服し、どのような村づくりを進めるかで当局と議会が対立し、平成28年度当初予算が全会一致で否決される事態も生じました。

そこで、これまで10年間を検証する観点から、次のことについて伺います。

- 1、財政の健全化を図りながら達成できたこと。
- 2、公約や思いに反し、達成できなかったこと。

次に、景観条例制定の理念と目的が果たされているかについて伺います。

嬭恋村は平成26年12月に嬭恋村景観計画を定め、平成27年4月1日に景観条例を施行しましたが、この目的は嬭恋村ブランドづくりの実現に向けて、将来にわたって安心して住み続けられる、そして子孫へその資産を受け継いでいく村づくりの仕組みを構築することでした。良好な景観をつくるためには、村民、事業者、行政といった嬭恋村にかかわる全ての人々が嬭恋村の景観の価値を理解しながら、お互いに協力し合い、景観に配慮する中で、工夫やアイデアを考え、積み上げていくことが必要とされています。

村の役割としては、国・県と連携して景観形成の基盤となる関係組織の位置づけやルールづくり、住民の景観づくりに関する活動支援、意識啓発等が挙げられます。昨年6月には、浅間高原に大規模太陽光発電施設の建設が浮上し、この過程で現状の景観条例では対応できないこと、景観条例の目指す理念や目的が行政として十分共有されていないことが浮かび上がりました。景観条例制定時には、過去の行政の取り組みから、果たして条例の掲げる理念や目的が実践できるのか、結局、条例の制定そのものが目的になってしまうのではないかという指摘がありました。

私は、魅力ある村づくりの観点から、平成24年3月定例会で美しい村づくりをする北海道美瑛町のように、住民と協働で美しい風景を創造し、保全していく必要があるのではないかという趣旨の一般質問を行いました。議会は、美瑛町への視察研修を計画しましたが、そこで知ったのは、日本で最も美しい町を創造したいとする町長の熱い思いが、職員や住民の心を動かし、行政と住民が一体となってまちづくりを実践している姿でした。

昨年9月、浅間北麓ジオパーク構想が日本ジオパーク委員会の認定を受け、その自然や景観を地域の振興に生かそうとする活動が始まる中で、嬭恋村の景観条例も施行後2年が経過しますが、景観計画がどう推進され運用されているかという観点から、次のことについて伺います。

1、職員が景観条例制定の理念や目的を共有しているか。

2、住民の景観づくりに関して積極的な活動支援や意識活動を行っているか。

最後に、地域とともにある学校を目指すために、何が必要かについて伺います。

あたり一面が雪で覆われた片品村花咲地区の県道沿いの停留所に地域の小学生が集まってきた。おはよう、白い息を吐きながら11人が元気に挨拶を交わす。10分後、坂道を下ってきたマイクロバスに次々と乗り込んだ。昨年4月、3つの小学校が1校に統合されて以来、目にするようになった朝の光景だ。同時に村内のほとんどの地区で、徒歩で登校する子供の姿が消えた。

上毛新聞が学びのカタチという連載を組んでいます。第1章、地域の隔たりでは、少子化に伴い、県内各地で進む学校統廃合により生じる問題を検証していますが、嬭恋村においても、田代、干俣、鎌原地区などで同じような光景が連想されます。記事では、学校統合により地域の隔たりが生まれ、学校がなくなった地域と統合後の学校の関係が希薄になり、子供がつくっていた伝統行事の継承など、地域のつながりが薄れつつあると指摘しています。

一方、児童数の増加は、同級生がふえたことで自然とライバル心や競争意識が出てきた、運動会がにぎやかになった、子供たちは大勢の中でぶつかり合いを経験しながら成長していく、そこに学校の意義があるなど、統合後の学校生活が活性化している現状を記しています。

このように、教育施設の統合や少子高齢化の進行に伴い、地域とのつながりや支え合いが希薄になることが懸念される中で、各地で地域の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校を目指すための取り組みが進んでいます。文部科学省では、地域創生推進のため、学校と地域が一体となって地方創生に取り組むための「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、推進に向けた取り組みを始めました。

現在、嬭恋村では学校と地域のかかわりとして、地域の区長代表や団体代表などで構成する学校評議員制度を導入しています。学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に対し意見を述べるができるとする制度です。しかしながら、学校評議員は学校の内部機関にあり、広く地域社会の意見を取り入れ、地域の力を学校運営に生かすには限界があると思われる。ゆとり教育からの転換や学校を取り巻く環境が複雑化する中で、学校と地域が目標や

ビジョンを共有し、一体となって子供たちを育むためにはどうあるべきかという観点から、次のことについて伺います。

1、学校と地域の連携やつながりが希薄になっていないか。

2、現状の学校評議員制度をどう評価しているか。

以上、簡潔で明快な答弁を求めます。

○議長（熊川 一君） 滝沢俣明君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 滝沢俣明議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、結論から言いますと、財政の健全化を図りながら達成できたこと、公約や思いに反し達成できなかったこと、この10年間を検証してどう思うかということでございます。端的な質問だと思っております。

まず、財政健全化を図りながら達成できたことという質問でございますけれども、就任以来、第1期目は財政再建でありました。現在はまあまあ状況になったと、35市町村の中でも平均の状況に財政力がなったと思っております。端的に申しますと、借金総額はざっくりですけれども、193億あったのが、現在は103億、4億に減ってきている、借金でございます。貯金のほうはというと、ピーク時婦恋は平成13年38億基金、貯金がありましたが、就任したときには相当減っておったと。特に、財政調整基金については4億円台だったという状況でございます。現在では、貯金もピーク時に近い35億円ほどに来ておるということで、そういう意味からしまして、ざっくりな話ですけれども、財政再建はまあまあ状況になったと思っておるところでございます。この間、本当に村民、また役場の職員、多くの関連する団体の皆さん、また議員さんにも大変なご迷惑をおかけしたわけでございますけれども一応、1つの目標といたしますか、達成できたと思っております。

2期目でございますけれども、やっぱり学校再編という村にとって一番重要な政策課題でございました。就任以来、当然かかわってきたわけでございますけれども、今回ご承認いただきました予算の中に、西部小学校の体育館プール及び田代、干俣の小学校の解体等の予算もご承認をいただいたわけでございます。1つの箱物的なものについてはこれで解決の方向といたしますか、1つの整理ができるものかなと思っておるところでございます。

そういう意味で、1期目、財政再建、2期目、学校再編ということで、それなりに最重要施策を遂行してきて、自分なりの評価といたしますか、まあまあといたしますか、67点ぐらい

なのかなと、こう思っております。

最終的には村民にご評価をいただきたいと、こんなふうにも思っておるところでございます。（聴取不能）の話でございますが、今後どうするかということでございますが、昨年以來、地方創生と国を挙げて、また都道府県挙げて、また市町村挙げて、日本全国どこでも少子高齢化、超高齢化、それから少子化という時代を迎えております。地球上でこんな高齢化は前例がないという社会状況を生んでおるわけでございますが、それに対して、地方創生どうあるべきかということが最重要テーマだと思っておるところでございます。

私は、今後嬭恋村で一番重要なことは、上信自動車道の路線に沿ってランドデザインをどうするか。公共施設、箱物についてはインフラ整備もそうですけれども、国のほうの指示によりましてつくった計画もあります。公共施設のあり方についての今後の40年間にわたる計画もできてきております。こういうものをどこにどういうふうに配置していくのかというこのプランニングをしっかりとすること、あわせて上信道を整備区間に一日も早く格上げと同時に着工してもらいたいというのが最重要課題だと思っております。

あわせて、やっぱり人材の育成かなと思っております。ぜひとも嬭恋の子供たちが国際性のある、しっかりと勉強していただいて、外に出ていっぱい学んでいただいて、またふるさと嬭恋を誇れるような人材育成をしっかりとすることが、財政再建、学校再編、今後の中長期の課題と思っておるところでございます。

それから、何ができたんだというご指摘でございましたけれども、やっぱり日本は法治国家であります。そして今現在は3割自治と言われておりますけれども、現実的には3割の自治権といいますか、持っていないような気が、私は以前も本会議でお話しさせていただきましたことありますが、やはり国道144号は国にやってもらう、一級河川吾妻川はやっぱり国で直轄でやってもらう、浅間山の防災、減災対策は、やっぱりこれは嬭恋村がやるべきことじゃなくて、広域的に長野原、軽井沢、御代田、小諸、佐久、周辺の自治体もひっくるめて、県境を越えて国がやるべき政策課題であり直轄事業であると、これについては平成25年から平成38年までの間、15年間で250億円という国の政策もご指導をいただいております。やっぱりそういう意味からしましても、ハード面のインフラ面についても、県道については県にってもらうということでございます。やっぱり村がやるべきことは、村道なり農道やる、それから村がつくるべき箱物については村が整備するものということだと思っております。

そういう意味からしまして、やはり先ほど議員にありました防衛、外交の問題、これを私がどこで言っても限界があるわけでございます。やっぱり国家は防衛あるいは外交、これに

については国がしっかりやってもらいたいしと思っておるわけであります。そういう意味からしますと、3割自治が適切かなと思っております。

そういう中でございますけれども、今、何点か触れましたが、上信自動車道、しっかりお願いします、自分の10年前のマニフェスト、夜、こうやって眺めてみましたけれども、それなりに、3割自治である以上、高規格道路を一日も早くお願いしたいなということ、あるいは吾妻川の護岸を災害から守ること、あるいは農地の表土の流出、これについても国にお願いしていこうと、国道、県道の整備、改修をお願いしていこうというようなテーマをマニフェストで書かせてもらって発表しておるわけです。中で、地熱発電を誘致します、産業振興に努めますという項目がありましたが、これについては自分が思ったとおりにいかなかった部分でございます。これは世論の考え方、また基幹産業である農家の皆様の考え方、こういうものを最終的に判断して自分で決断をしたわけでございますけれども、マニフェストの中で述べた中でもできなかったことの一つだと考えております。

財政の関係等は先ほど述べたとおりでございますけれども、教育、福祉、環境、外交というようなことのテーマもマニフェストで言わせてもらいましたが、医療費を無料化するというところで、これは県のほうの指導もあったわけでございますが、全県化、現在では医療費が無料になったと。あるいは環境保全型農業の推進、あるいは交流人口の増大というような抽象的な文言でマニフェスト書かせていただいておりますが、総体的に到底90点なんて言うつもりはございませんし、80点と言うつもりもございません。66.66よりもちょっと上の67点ぐらいは自分なりに評価できるのかなと思っておりますが、また皆様方の厳しいご批判を受けまして、より一層前進できたらと考えておるところでございます。

第1点目の質問については、以上とさせてもらいたいと思います。

第2点目でございます。

景観条例の理念と目的が果たされているかというご指摘でございました。

就任以来、国道あるいは県道あるいは吾妻川については、庁内でロード・アンド・リバー・アンド・プロジェクト、RRP計画ということで、みんなでまず手づくりできれいにしようやということで、県のほうにもお話しを申し上げましたところ、中之条土木の三原の土木事務所も非常にいい考えだということで、ご理解をいただいていたようなつもりでおるところであります。それなりに県のほうも大変協力をしていただいていたと思っております。一步一步ですけれども、計画的に建設課中心に県とも協議しながら、美しい道、あるいは美しい川、こういうものについてさせてもらってきたと思っております。

また、ごみの関係でも各地区に衛生班長さんがいらっしゃいますが、衛生の組合も村にはあるわけございまして、そこには初年度区長さんも入ってもらって、村全体の衛生に対する計画等あるいは汚い看板等取ろうというようなことで、景観についてはそれなりに気を使って行政、細かいことからということで進めてきたつもりでございます。そんな中ですが、景観条例が制定されたわけでございます。

まず、第1点目でございますけれども、職員が景観条例制定の理念や目的を共有しているのかというご指摘ございました。庁内の関係部署、森林法、農地法の担当者間におきましては連携を密にいたしまして、理念の共有を図っておりますが、全ての職員が共有しているとは言いがたい状況でもございます。今後におきましては、有識者をお招きし学習会等を開催し、全職員間での共有を図るべく取り組んでいく所存でございますので、よろしく願いいたします。

第2点目の住民の景観づくりに関して、積極的な活動支援や意識活動を行っているかについてのご質問ございました。景観計画の示すとおり、良好な景観形成を実現するには、村、住民、事業者が連携いたしまして、それぞれの役割を認識しながら協働で取り組むことが必至でございます。これは景観計画に、また規約にも書いてあるとおりでございます。また、広報つまごいへの掲載により、住民を初め別荘の所有者の方々へも理念や目的につきましてより一層の浸透を図り、条例本来の目的である住民との協働による美しい景観、これをつくるべく取り組んでまいりたいと思います。議員ご指摘のとおり、村の役割である国や県との連携を強化し、景観形成の基盤となる関係組織の位置づけやルールづくり、住民の景観づくりに関する活動の支援並びに意識の啓発を図る取り組みを、引き続き行う考えでございます。よろしく願いしたいと思います。

現在、交付にかかわる届出書制度が定着してきておりまして、良好な景観の形成に向け、わずかながらでございますけれども、特に別荘地域内を中心とした開発関係につきましては、景観条例にかかわる意義が相当ある案件も出てきております。実績を積みながら一步一步さらに前進してまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

私に対するご質問は以上でございます。学校のあり方につきましては、教育委員会のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 教育長。

〔教育長 黒岩優行君登壇〕

○教育長（黒岩優行君） 滝沢議員さんの質問に答えさせていただきます。

第1点目、学校と地域のつながりが希薄になっていないかというご指摘なんですが、ご指摘のとおり、皆さんもご存じのように、学校は小学校5校あった時代に比べると、今現在、小学校2校になったことにより、学校と地域の関係が以前より希薄になったことは否めないと思います。しかしながら、例えば地域のどんどん焼きの行事等は、日程の配慮をした休暇等の設定を学校と協議しながら、可能な限り配慮して対応しておりますので、ご理解をいただければと思いますが、しかしながら、授業時数を確保するという命題がありますので、以前のように細かく対応できないのは現状であります。

また、婦恋かるた、上毛かるた等の大会は、各地の公民館長さんを中心に大字単位で子供たちが活動する場として、地域と子供たちという観点で大きな意味合いがあると考えております。なお、婦恋村全体として考えた場合は、婦恋における教育目標で掲げた教育大綱の中でも、郷土の歴史、文化、自然を守るふるさと学習、婦恋学を行いますと明記しております。この学習は、具体的には小学校における副読本、私たちの婦恋村による学習や校外活動による学校周辺の散策学習が該当します。また、中学校においては、浅間山学習等になるかと思われます。

その中で、そのほかにも学校だけではなく、社会教育という位置づけの中で土曜ふれあい教室、あと放課後子ども教室等で東西の小学校を中心に、年間で各7回以上、昔の遊びや地域の行事、伝統文化等、地域の指導者の方々にお世話になって実施しております。そんなようなことで、いずれにしても郷土を愛する子供たちを育てるのが大きな課題であるので、認識を持って対応しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目なんですが、2点目、現状の学校評価制度をどう評価しているのかということで、これも婦恋村も学校評議員制度を位置づけて、地域の代表の区長さん、あと代表の民生委員さん、婦人会代表等で構成された、小学校5名、中学校6名で構成され、開かれた学校づくりを行っております。

そして、この組織の目的は、1として保護者や地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映すること。2としまして、学校運営に対して保護者や地域住民等の協力を得ること。3番目としまして、学校運営の状況等を周知することなどがあります。業務的には学校側が求める会議を年に3回お願いをしております。学校評議員には、学校の評価制度の中でも意見を求めており、設置目的に沿った活動ができていると認識しております。しかしながら、かつてのように1大字1学校のような状況に比べ、区長さんも、中学校では区長会長代表というような形で1名の評議員であったり、個々の地域の関係は希薄になっているかと考えられま

す。学校統合という大命題を遂行するために仕方がない状況かと思いますが、地域との密接な関係構築のため、学校評議員の活動を充実等努力していく考えでおりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 滝沢俣明君、再質問を許可します。

○5番（滝沢俣明君） まず、この10年で何ができて何ができなかったということですが、謙虚な67点というような自己評価をいただいて、ちょっとびっくりしたんです。私もここに村長の1期目と2期目のマニフェスト、それからこれは平成27年7月7日の上毛新聞、3期目の当選、無投票で当選されたときのものなんですけれども、今、村長の10年間を振り返って話を聞いていまして、確かに感じることは、村長が公約で国・県の予算で行いますと、そう述べているわけなんですけれども、公共事業あるいは補助金をもらう事業、これはやはり私自身は評価をしております。

しかしながら、ここに3期目のビジョンとして、上信自動車道を中心に道の駅、ジオパークで交流人口を図っていくというような方法を述べているわけなんです、地方創生総合戦略の話も出ましたけれども、地方創生総合戦略はジオパークと道の駅、これが基盤になっていると、柱になっているという中で、道の駅構想が進まない。1年間議会と当局が議論しても、方向性が見えない。考えてみますと、こういうふうに民間の力なり自分自身の力で進めなければならない事業が停滞していると。

例えば、バラギ高原の高地トレーニングセンター構想、これが約40億でしたですか、陸上競技場にサッカー場を、そういう計画を立てたと。それから、今言った道の駅構想、これも30億、40億の大きな構想だということなんです。こういう村の基幹となる計画が進まない、議会と折り合いがつかない、このことを村長がどう考えているか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、景観計画を制定した理念と目的が果たされているかという質問です。

私自身は、目的が果たされていないという観点から質問をしています。なぜそう思うかということなんですけれども、まず今年の6月に大きな問題となった別荘地、クレソントウンの太陽光発電施設、これはちょっと調べさせていただきましたら、私たちが知ったのは6月ですけれども、既に年が明けて、多分1月、2月ごろは事前相談なるものが始まっていたらというふうに思うんですね。当局はこの経過を見ると、景観法で言う16条1項の届けを平成28年4月21日に受理しているんですね。それで、事業者のブルーキャピタルに

平成28年4月27日、景観法上の問題ないということで適法確認通知を出している。私もびっくりしたんですね。この時点で事前相談の段階で、この問題がどれだけ重要な問題か。浅間高原の景観にとってどれだけ大切な問題か、何のために景観計画を立てたのかという理念が共有されていれば、その時点で当然協議にかかり、私たち議員のところにも、その話が来た。その時点でいろんな対応ができたんですね、鎌原区との契約の問題、鎌原用水、あれも3月の契約ですか。

ですから、2月、3月にこのことが表に出ていれば、議会も当局ももっと別な対応がとれたんだというふうにこれ考えざるを得ないんですね。ですから、私は、その景観協定は総合政策課がつくって、実施は建設課が行っているわけですね。それは多分、総合政策課の人たちは苦労して苦労してこの景観条例をつくったんだから、理念も何もわかっている。ところが、受けた実施課は、やはりそういうものが引き継いでいかれなければ、それは条例どおりに進まないということだというふうに思います。

それからもう一点、景観条例に景観審議会、これは景観条例の第32条で、本村の良好な景観の形成を推進するため、嬭恋村景観審議会を置くということになっていますね。それで、今度は施行規則によって、審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選任すると、こうなっていますね。この景観審議会が一度も開かれていないんですね。これは確認しました。誰が会長で誰が副会長になるんですか。景観審議会が機能していれば、当然、このクレスンタウンの太陽光発電事業は景観審議会の対象になるんだと私は考えます。今、こんな質問をするのは、嬭恋村は村長が力を入れているジオパーク構想を、全村を挙げて進めていこうと、こういう状況にあるわけですよ。

まず、景観条例の理念あるいは目的が、役場の皆さん、我々住民含めて共有できなければ、ジオパーク構想だっとうまくいきません。あえて今回、この景観条例について質問をさせていただきました。その2点を村長はどういうふうに考えているか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、地域とともにある学校、3番目については、教育長の答弁にありましたように、私と教育長の認識はそれほど大差がないということで、1つだけお聞きしたいと思います。

まず、今回私がこういう質問したのは、小学校が廃校になった地域に行くと、滝沢さん、いろんなこと言っているけれども、子供が消えて子供の声が聞こえなくなった風景が、滝沢さんにわかりますか、こう言われました。やはり、大きな犠牲を払って教育統合を進めたわけですから、今まで以上に地域との連携、つながり、支え合い、こういうものを深めていく

必要があるんだと。そこで、私はなぜ学校評議員制度の質問をしたかという、この評議員制度をもっと拡大して、コミュニティー教育と言われる学校運営協議会制度というものがあるんですけども、これは、学校評議員制度というのは学校内部の組織、学校評議員制度というのは学校外部の組織であって、保護者だけでなく、多くの住民あるいはボランティアをやられている方々、こういう人たちを取りまとめて、地域として学校運営に当たっていくというような制度だというふうに私自身は認識をしております、今後、地域と学校が少子化の中でともに村づくりに携わっていくには、こういう一步進んだ学校運営協議会を持ってコミュニティー制度、コミュニティースクール、こういうものに移行をしていくことも必要なというふうに考えておりますので、この点について教育長の再答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（熊川 一君） 滝沢俣明君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 滝沢議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

自分なりに67という点数をつけたことについて、一定の評価をいただいたということについては厚く御礼申し上げたいと思っております。全てのことがうまくいくわけではないわけございまして、自分から自分の点数を高く上げるのはどうかなという気もしておりますけれども、1点目のご指摘の関係で、バラギ高原トレーニング構想、バラギのほう、これも村の金を使うという計画じゃなかったわけですが、村も基本的な設計とかはかかりますが、そのつもりで提案をさせてもらった経緯がございます。

それから、道の駅につきましては、提案させてもらいましたところ、現状61ヘクタールを買うことにつきましては、議員の皆様方から全員の了解をいただいたという経緯もあったわけですが、いかんせん提案する内容がまだ十分でなかったということで、一旦は取り下げをさせてもらったということでございます。

今後におきましても、後ろが決まっておることでございますので、議員の皆様のご意見もよく賜わりながら、また議長においては協議をしようやということで、場を今後、あと数回設定をいただいたということもございまして、しっかりと我々も反省することは私も反省をして、議会の意見も賜わりながら、また後ろも決まったことについては責任を持って取り組んでまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

景観条例の件でございますが、最後のこと今ちょっと手元に私もなくあれなんです、

大まかについては滝沢委員ご指摘のとおりでございます。手続でもっと早く知っておたならばというご指摘でございました。また条例、私も先ほど見ましたけれども、景観審議会という組織があるということも確認もしておるところでございます。あるけれども1回もしていないじゃないかという、そのご指摘のとおりでございます。できたばかりの制度で、当時ほかにも太陽光発電がいっぱいあって、また、今クレソントアウンの話がありますが、その1カ月後にはその下の地区で許可があったという状況もございましたりしたものですから、担当部署にしても同じような状況でということ認識しておたのかなと推測できるわけですが。いずれにせよ、そういうことについての責任は私のほうにありますので、現在弁護士を入れて対応をしております。

今後におきましては、村全体の中長期の考え方についても景観条例の目的、理念をしっかりと守ってというご指摘でございます、もうそのとおりだと思っておりますし、景観審議会、条例が決まってある組織がある以上、担当にもしっかりと今後言っていくものとして、また注意深く対応できるように指示もしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 教育長。

〔教育長 黒岩優行君登壇〕

○教育長（黒岩優行君） 滝沢議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど出ましたコミュニティースクール、学校運営協議会制度、これ文科省がやっている事業なんですけど、今、県内で伊勢崎、高崎がこの制度を活用して実際に動いているのが現状です。おっしゃるとおり、こういう形の制度ができることによって、地域で子供たちを育てるという環境が整うということは、教育委員会でもわかっているんですけど、なかなかその制度がうまく取り入れられないというような状況の中で、婦恋といたしましては、多分、滝沢議員さんご存じだと思うんですけども、教育振興協議会という協議会を、婦恋村はつくっております。その中で、PTA会長さん、学校長、教育委員、児童民生委員さんの代表、これ昔は母親委員と言っていたんですけども、女性委員さん等々含めて、年に1回なんですけど、そういう外部団体を入れて学校経営にかかわる問題等を含めて議論をさせていただいているということもあります。

それと、先ほどちょっとお話を出させていただいたんですけど、土曜ふれあい教室、放課後子ども教室等々は、地域の皆さんに大変お世話になりまして、地域の活動を学校で放課後指導いただいているということと、各学校授業の中ではスキー、スケート、あと家庭科の授業、

食改推の皆さん、あと老人会の皆さんを含めて、地域の方々にいろいろお世話になって、地域を挙げて子供たちに歴史、文化、地域のいいところを授業の中に入れてさせていただいて、学校経営を実施しているということでご理解をいただければと思います。よろしく願います。

○議長（熊川 一君） 滝沢俣明君、再々質問を許可します。

○5番（滝沢俣明君） 最後の地域とともにある学校を目指すということにつきましては、教育長から答弁をいただきましたので、ぜひこれからも地域と学校がともに歩んでいけるような施策をお願いをしたいというふうに思います。

最初の、この10年で何ができ何ができなかったかと、これを考えると、やはり午前中、土屋議員からの質問、それから12月定例会で大久保議員からの質問がありました。事業がなぜ止まるか考えると、村長の考えていることが職員が理解できないのか、議会が理解できないのか。また、村長の考えていることが壮大過ぎて実施の計画がやっぱり担保できないものがあるのかと、こういうふうに考えるんですね。

村長は午前中、東京にいても群馬にいてもどこにいても、地域と孺恋の住民のことを考えてやっているんですよと、こういう村長から発言がありました。非常に私も嬉しかったです。でも、それが職員や私たちにわかるように村長に考えていただきたいですね。村長の思いが伝わらないと、美瑛の美しい町づくりじゃないですけども、あれも浜田町長の気持ちがあの美瑛町をつくったんですね。我々議員も村長の考えることを知りたい、わかりたいですね。

それにはやはり、村長が村長室にしっかりどっしり腰を落ち着けて、職員や住民、議員が、何かあったときにすぐ相談できるような、そんな体制をつくってほしいというふうに思います。これは要望ということで答弁は結構です。

あと、景観条例についてですが、いずれにしても過去のことを掘り返しても、生産的ではないということは私自身もわかっております。ぜひこういうことがあったと、それが大きな係争になりそうだという中で、皆さんも改めて条例の趣旨を再認識していただきたいということです。私自身ももう一度再確認をしたいと、というふうに思います。答弁は結構です。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（熊川 一君） 以上で滝沢俣明君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（熊川 一君） 日程第3、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、委員会における調査中の事件について、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（熊川 一君） これで本会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成29年第1回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 熊 川 一

署 名 議 員 唐 澤 弘

署 名 議 員 松 本 幸